

国の制度及び予算に関する 提案・要望書



右上：横浜港へ外国客船3隻同時着岸（平成30年4月）
右下：MSC スプレディダ（パナマ船籍、全長333.3m、乗客定員4,363人）
左：ダイヤモンド・プリンセス（英国船籍、全長290.0m、乗客定員2,706人）

平成30年6月
横浜市



横浜市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配をいただき、深く感謝申し上げます。

横浜市は、人口減少社会の到来や超高齢社会の進展、インフラの老朽化など、直面する課題を乗り越え、持続的な成長を実現していくことを目指し、現在、新たな「横浜市中期4か年計画」を策定しています。2030（平成42）年を展望した中長期的な戦略と、2021（平成33）年度までの4年間に重点的に推進すべき政策を掲げ、市民生活の向上や横浜経済の活性化に資する施策、必要な投資を、積極的に行ってまいります。

このたび取りまとめました提案・要望におきましても、地方分権改革や近隣自治体との広域連携の推進、待機児童対策と保育・教育の安定的な基盤づくり、学校における働き方改革、地域包括ケアシステムの構築に向けた介護人材の確保・定着支援や医療機能の確保など、基礎自治体として迅速かつ着実に取り組むべき施策を挙げています。また、文化芸術振興や国際園芸博覧会の招致、一層のまちづくりと国際競争力強化など、次世代を見据えた、持続可能な成長に寄与する施策も挙げています。

国が掲げる人づくり革命、生産性革命や地方創生を実現していくには、国と地方が一体となって取り組む必要があります。また横浜市は今後、「第7回アフリカ開発会議」、「ラグビーワールドカップ2019™」、「東京2020オリンピック・パラリンピック」と、世界から注目が集まる2年間を控えており、国や他の地方自治体と連携して、日本の社会・経済の成長をけん引していく決意です。

関係府省におかれましては、この提案・要望に対し特段の御配慮をくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

平成30年6月

横浜市長 林 文子



提案・要望事項

女性活躍の取組の推進	1
地方分権改革の推進	3
「特別自治市」の早期実現	5
市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援	7
都心臨海部における都市再生の推進	9
待機児童対策の推進と保育・教育の安定的な基盤づくり	11
三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進	15
都市間協力に基づく海外インフラビジネスの一層の推進	17
ラグビーワールドカップ2019™開催に係る支援	19
学校における働き方改革の取組の促進	21
小学校の児童支援を専任する教員の定数化	23
外国籍等児童生徒に対する支援の拡充	25
国と地方が一体となった文化芸術振興の推進	27
2025年に向けた医療機能の確保	29
国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進	31
放課後児童健全育成事業の充実	33
無料低額宿泊事業の適正化の推進	35
介護人材の確保・定着支援に向けた取組の推進	37
2025年問題の解決に向けた介護施設整備の促進	39
子どもの医療費助成の充実に向けた環境整備	41
国民健康保険に係る国庫負担金減額調整措置の見直し	43
国民健康保険への財政支援の拡充	45
旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催要請	47
廃棄物発電事業の安定性確保に向けた小売電気事業者登録制度の充実	49
国及び国の関係機関の公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大	51
公共施設の老朽化対策の推進	53
花と緑を活かした都市の魅力づくりのための制度・支援の充実	57
持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援	59
国際競争力及び防災力強化に向けた高速道路等の整備推進	61
連続立体交差事業関連及び道路の防災・安全対策の推進	63
鉄道整備事業の推進	65
超小型モビリティの実用化の推進	69
ふ頭機能の再編等による横浜港の国際競争力強化	71
アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化	75
PCB廃棄物の期限内処理に向けた支援の充実	77
【巻末】提案・要望事項 府省別一覧	79

女性活躍の取組の推進

内閣府

地域女性活躍推進交付金の交付措置の改善及び拡充

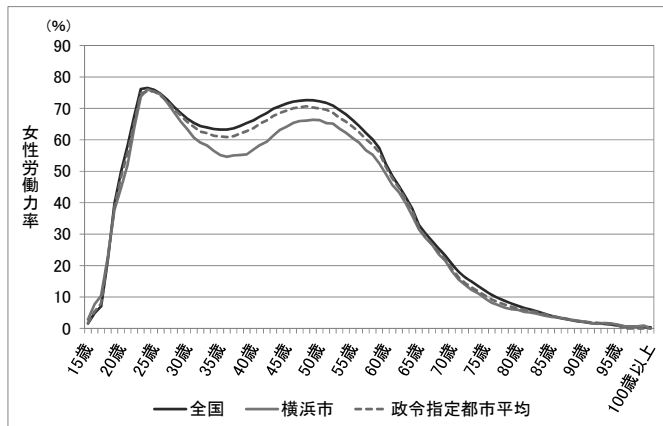
【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜市では、全国や指定都市の平均と比べて女性の労働力率が低く、働いていない女性のうち 7 割の方が結婚・出産等を機に離職しています。一方で、働いていない女性のうち 9 割の方に今後の就労希望があり、多くの女性が経済活動に参画していくことが期待されます。
- ・ 横浜市では、国の「地域女性活躍推進交付金」を活用し、主婦層の職住近接モデル創出支援、女子学生等に対するキャリア形成支援、女性活躍推進法に基づく協議会による業界別課題解決の検討など、地域の実情や市内企業の課題を踏まえた、先駆的な事業を推進してきました。
- ・ 現在の「地域女性活躍推進交付金」は、**単年度事業に対する交付金で、継続して申請する場合には事業の拡充を図ることが申請の要件**となっています。このため、先駆的な事業について、課題の洗い出し・共有、解決策の検討・実施、人材育成、意識改革など、成果を確認しながら改善を繰り返して発展させることが難しく、根本的な課題解決を目指す事業を支援する仕組みとしては不十分です。
- ・ また、**都道府県・指定都市・市町村の区分で交付上限額に差**があり、企業数や人口等の地域の実情を考慮した上で、事業の内容や効果に基づいて交付金額が判断される仕組みではありません。

【提案内容の説明】

- ・ 「地域女性活躍推進交付金」について、先駆的な事業の発展を継続して支援できるよう、複数年での事業申請を可能とする仕組みに改善することを提案します。
- ・ また、**地域の実情に応じた効果的な取組を支援するため、企業数や人口等が集積している指定都市への交付上限額を都道府県と同規模に拡充**することを提案します。

■女性の年齢階級別労働力率



(出典) 総務省「国勢調査」(平成27年)

■「地域女性活躍推進交付金」(平成30年度予算)の概要

<交付上限額>

都道府県 1,000万円
 指定都市 500万円
 市町村 250万円

<補助率>

事業費の1/2

<審査基準>

事業内容・実施方法・効果についての
 「先進性・新規性」「波及性」など

■横浜市における「地域女性活躍推進交付金」を活用した主な取組(平成30年度予算)

<あらゆる分野における女性の活躍>

◇地域限定主婦層就労支援事業

地域限定の主婦層の職住近接モデル創出のために、モデル地区において、主婦層と企業に向けて雇用・就労に必要な支援を実施。

⇒ 現状、職住近接をテーマとした取組は全国でも少なく、主婦層への職住近接を意識した働き方の浸透や、企業への女性の登用・雇用の重要性の浸透など、両者の意識改革から取り組み、課題解決に向けて継続的に取り組む必要がある。

<男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり>

◇女子学生及び既卒生等に対するキャリア形成支援

男女がともに働きやすい職場づくりに取り組む市内中小企業を認定している「よこはまグッドバランス賞」の受賞企業と、女子学生・既卒生等の交流会を実施。

⇒ 現状、中小企業を就職先の選択肢として捉えている学生は少なく、卒業・進級に伴い対象となる学生が毎年変わるため、継続的に交流会を実施していく必要がある。

<推進体制の整備・強化>

◇横浜市女性活躍推進協議会における広報啓発事業

女性の登用や働き方改革を推進する上で各業界団体が抱える課題について、解決方法の検討、ベストプラクティスの共有及び市内企業・地域に向けた広報・PRを実施。

⇒ 現状、業界によっては何が課題であるか把握しておらず、課題の洗い出しから始まる場合もあることから、課題解決策の実施に至るまでは一定の時間が必要。



建設業界の魅力発信
パンフレット

地方分権改革の推進

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

- 1 指定都市への事務・権限の移譲、
国の義務付け・枠付けの見直し等の更なる推進
- 2 指定都市の自主財源の充実強化
- 3 必要な地方交付税総額の確保、臨時財政対策債の廃止
- 4 地方法人課税の拡充強化

【提案内容の説明】

- 1 指定都市への事務・権限の移譲、国の義務付け・枠付けの見直し等の更なる推進
 - ・ 国と地方が総力を挙げて人口減少の克服と地方創生の実現に向け取り組んでいる中、**地域の実情を把握している地方自治体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図ることが重要**であり、地方分権改革の重要性は増しています。
 - ・ 国においては、地方分権一括法の制定や「提案募集方式」による地方分権改革に取り組んでいますが、今後も地方からの発意に根差した提案が積極的に採用され、**住民に最も身近な指定都市の実情を踏まえた、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しが一層進むことが必要**です。
- 2 指定都市の自主財源の充実強化
 - ・ 国、道府県と大都市である指定都市との関係では、現在でも仕事量に見合った税財源配分となっておらず、**国や道府県から指定都市への事務・権限の移譲にあわせて、抜本的な税源移譲を実現し、指定都市の自主財源を充実強化することが不可欠**です。
 - ・ 道府県から指定都市に移譲されている事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲や法人事業税交付金の上乗せ交付など、**大都市特例税制を創設すべき**です。
- 3 必要な地方交付税総額の確保、臨時財政対策債の廃止
 - ・ 地方は、子育て支援の充実や高齢化の進展等により不可避免的に増加する社会保障関係費に加え、地域経済の活性化等必要な施策を実施していく必要があることから、これらの財政需要を的確に把握し、**必要な地方交付税総額を確保した上で、大都市財政需要も踏まえた配分を行うことが必要**です。
 - ・ 地方財源不足への対応は、**地方交付税の法定率の引上げによって対応すべき**であり、将来世代への負担の先送りである**臨時財政対策債は廃止すべき**です。
 - ・ 国において、地方行財政改革の取組として、基金残高の増加を理由とした地方財源削減が議論されています。基金は臨時的な財政需要や特定の事業に向けた計画的な財源確保のためのものであり、**基金の増加や現在高をもって地方財源の削減を行うことは不適切**です。

4 地方法人課税の拡充強化

- 法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地域間で再配分する地方法人税の制度は、受益と負担の關係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているものです。本来、財政力格差の是正は、国の責任において税源移譲により地方税を拡充する中で行うべきであり、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえるとともに、産業振興、地方活性化に取り組む市町村の自主的な努力が報われるよう、**国・地方間の税源配分を是正し、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図るべき**です。

■指定都市への事務・権限移譲の重点項目

項目	権限移譲の効果
【私立幼稚園】 私立幼稚園に関する権限及び財源の移譲 ① 私立幼稚園の「認可」 ② 認可に必要な答申を審議する 「私立学校審議会の設置運営」 ③ 私立幼稚園への「運営指導」 ④ 「補助金交付」に係る事務	子ども・子育て支援新制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、新制度の給付対象施設への移行促進や保育所待機児童解消の継続に向けた円滑な対応ができ、幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能となる。
【医療計画】 医療計画の策定に係る事務の権限の移譲	市域や人口規模が大きく、かつ、量的にも相当の医療提供がされており、二次医療圏が市域で完結している指定都市が、地域の実情に即した医療計画を自ら策定することで、医療需要を的確に反映させることが可能となり、医療機能の分化・連携をより迅速かつ効果的に進めることができる。
【都市計画】 一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定・変更案件（国同意不要分）に係る都道府県協議の廃止	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「区域マス」という。）の決定権限の移譲により、指定都市は、都市計画決定の権限に関して、都道府県と同様の権限を有することとなった。区域マスは、都道府県が一市町村を超える見地から都市計画の基本的な方針を定めるものであるが、指定都市は、一般の市町村とは異なり、大都市特有の行政需要を充足することが求められており、各都市計画案件は、区域マスに即したものとなっている。都道府県協議が廃止されれば、都市計画案件ごとの概ね 2 箇月程度の事前協議の期間と、その後の原則 4 週間の本協議の期間が短縮されることとなり、手続きの迅速化を図ることができる。
【河川】 一級河川（指定区域）・二級河川の管理に係る事務の権限・財源の移譲	市域内で流域が完結する一級河川（指定区間）・二級河川については、一元的に市が管理し、河川法に基づき県に徴収されている占用料等についても、管理者が適正な管理のための財源として徴収することで、下水道整備との連携による効率的・効果的な浸水対策等が可能となる。更に、総合的・一元的な治水対策・災害対策の実施や、まちづくりと一体となった河川整備の実施が可能となる。

提案の担当 / 政策局大都市制度・広域行政室大都市制度推進課地方分権担当課長 瀧澤 朋之 TEL 045-671-2109
 財政局財政部財源課長 藤村 英樹 TEL 045-671-2185
 財政局主税部税制課長 松井 伸明 TEL 045-671-2188

「特別自治市」の早期実現

内閣府、総務省

大都市が能力を十分に発揮して、市民サービスの向上と経済活性化を図るため、横浜にふさわしい大都市制度「特別自治市」の早期実現

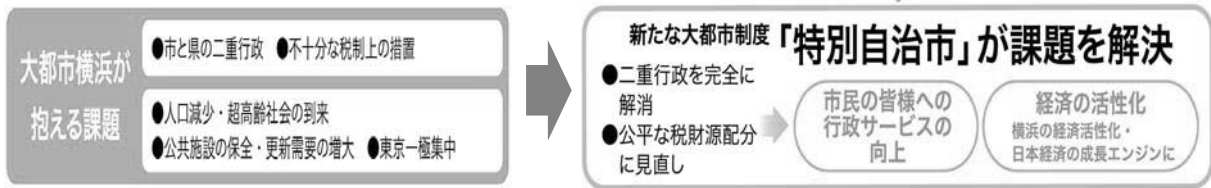
【提案の背景・必要性】

- ・ 地方分権改革の推進や市町村合併、人口減少社会の到来・超高齢社会の進展等により、**広域自治体と基礎自治体の役割は大きく変化**しています。従来の基礎的な地方公共団体とそれを包括する広域的な地方公共団体の二層制を前提とするのではなく、**地方自治制度における大都市の位置付けや役割の検討が必要**です。
- ・ **現行の指定都市制度は**、暫定的な制度として創設されてから 60 年以上が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、**大都市が潜在能力を十分に発揮できるような制度的な位置付けがなされていません**。
- ・ 373 万市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な都市経営を進め、日本経済の成長をけん引していくためには、**指定都市制度の抜本的な改革が必要**です。
- ・ 横浜市では、**平成 25 年 3 月に**、議会との議論を経て、特別自治市制度の基本的考え方を整理した「**横浜特別自治市大綱**」を策定しました。横浜市の附属機関である「横浜市大都市自治研究会」での議論も踏まえながら、「特別自治市」制度の早期実現に向けて、制度設計についても検討を進めています。
- ・ 「特別自治市」の実現を見据え、「**総合区**」制度も含め、**区のあり方について継続的に検討を進めるとともに、子育て支援やまちづくりなど、市民生活に直結する分野を中心に、県との二重行政解消に向けた協議を進めています**。

【提案内容の説明】

- ・ 大都市が能力を十分に発揮し、市民サービスの向上と経済活性化を図る必要があります。また、大都市を圏域における地方創生をけん引する拠点とするため、**国における大都市制度改革の議論を加速し、横浜にふさわしい大都市制度「特別自治市」の早期実現に取り組むことを提案**します。

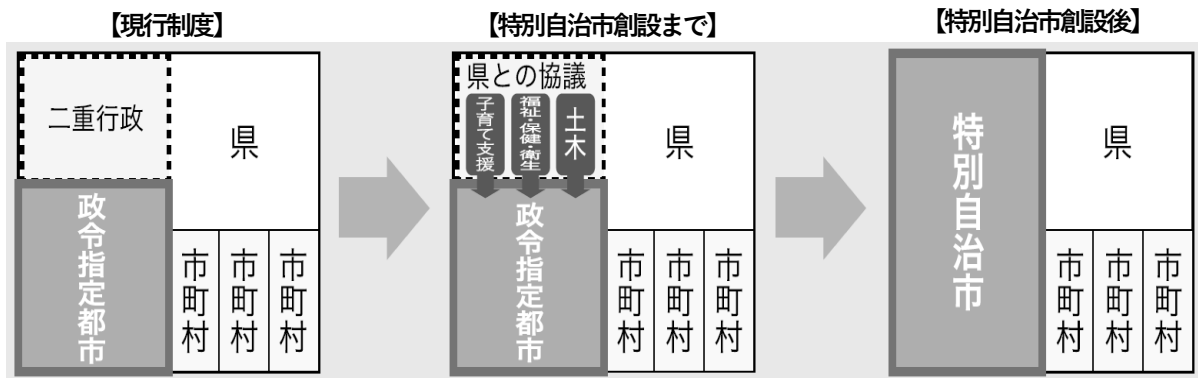
■ 「特別自治市」 制度創設が求められる背景・必要性



■ 横浜市が目指す「特別自治市」制度

制度の骨子	<ul style="list-style-type: none"> ○現在県が横浜市域で実施する事務及び横浜市が担っている事務の全てを処理 ○市域内地方税の全てを賦課徴収 ○県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化 ○特別自治市の自治構造は、市-区の2層構造を基本とし、行政区を単位に住民自治を制度的に強化
-------	--

- ポイント1** 横浜市は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」による特別区の設置は目指さない
- ポイント2** 都市の一体性や総合力を生かし、市民の暮らしを支え、日本経済をけん引するのにふさわしい核となる大都市を戦略的に形成できる特別自治市を目指す
- ポイント3** 現行制度の下でも、子育て支援、福祉・保健・衛生、土木等、市民生活に直結する分野を中心に県との協議を進め、ゴールである「特別自治市」に近づけていく



<特別自治市と都区制度との違い>



■ 横浜市における「特別自治市」の検討

○ 「横浜市大都市自治研究会（第3次）」（附属機関）による調査審議

<概要>

横浜市では、大都市にふさわしい地方自治制度について調査審議するため、平成23年8月に「横浜市大都市自治研究会」を設置。（平成24年4月に附属機関に位置付け）

「横浜市大都市自治研究会（第3次）」は、平成30年3月30日に市長より諮問。

<諮問事項>

「横浜特別自治市大綱」、「第2次横浜市大都市自治研究会答申」や現下の社会経済情勢等を踏まえた特別自治市の制度設計のあり方について

市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援

内閣府、外務省、財務省、国土交通省、防衛省

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 返還方針が合意されている施設・区域の早期返還
- (2) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックなど返還合意施設以外の施設・区域の返還促進

2 跡地利用の具体化促進のための支援

- (1) 国有地の無償利用など、地元及び市の意向の尊重
- (2) 返還施設及び返還合意施設の地権者及び周辺住民等への適切な対応
- (3) 土壌汚染や残存工作物等への迅速かつ適切な対処
- (4) 返還施設への基幹的防災拠点整備など国事業の実施及び跡地利用に必要な道路や公園整備など市事業への支援

3 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持向上

- (1) 根岸住宅地区に囲まれた日本人居住者への適切な対応
- (2) 災害や事件・事故等への適切な対応と情報提供の徹底
- (3) 市民生活の安全に配慮した施設の維持管理及び警備等の徹底

4 池子住宅等に関する地元要望の最大限の尊重

- (1) 自然環境の保全及び施設周辺的生活環境の維持向上
- (2) 地元をはじめ、市民への適時適切な説明及び情報提供
- (3) 脆弱な周辺道路に与える負荷軽減のための道路整備・交通対策
- (4) 早期の地元利用に向けた飛び地の整備

【提案内容の説明】

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- ・ 平成 16 年に日米で返還合意された 6 施設・区域のうち、深谷通信所や上瀬谷通信施設など 4 施設の返還が実現しましたが、**残る根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地についても早期の返還**が必要です。

2 跡地利用の具体化促進のための支援

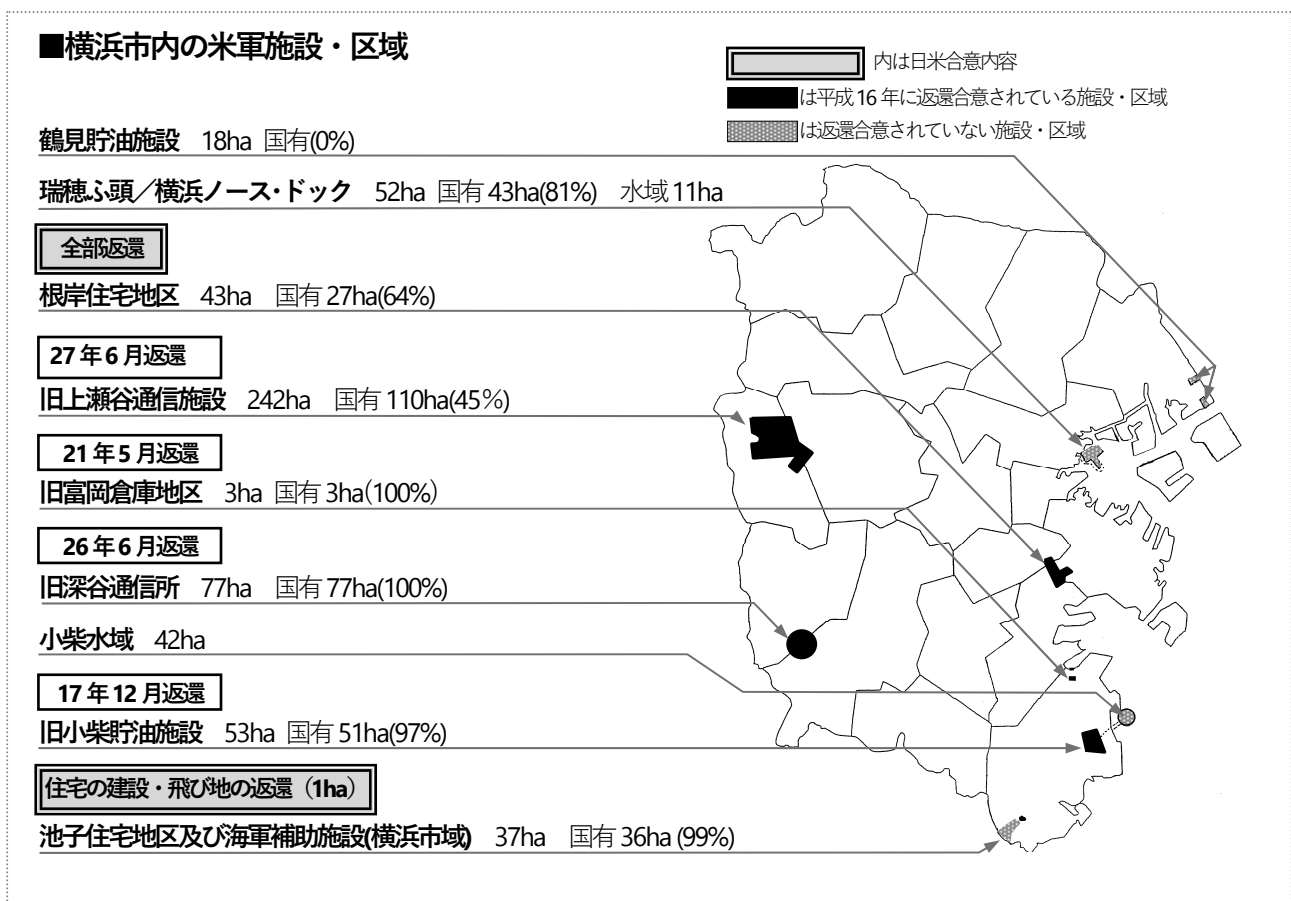
- ・戦後の接收以降、多大な負担を被ってきた経緯を踏まえ、返還によるメリットが市民にもたらされるよう、**公共公益的な利用の促進**や**国有地の処分条件の特段の配慮**が必要です。
- ・跡地利用を円滑に進めるためにも、**地権者、周辺住民等への十分な説明と丁寧な対応**が必要です。
- ・返還された施設の**土壌汚染等**に対する適切な対応のほか、今後返還される施設については、返還前から**土壌汚染や残存工作物等の状況を調査し、その結果を踏まえ適切な措置を講じる**ことが必要です。
- ・米軍施設跡地は、**首都圏に残された貴重な大規模空間**であることから、**災害対策をはじめ、広域的な視点からの活用**をすべきです。
- ・米軍施設跡地及びその周辺は、長年の施設提供により、他地区に比べ**道路、公園、下水道などの都市基盤が極めて立ち遅れているため、跡地利用が促進されるようこれらを早急に整備**する必要があり、費用負担等について国の支援が不可欠です。

3 米軍施設及び返還施設周辺の生活環境の維持向上

- ・根岸住宅地区に囲まれた土地に日本人世帯が居住し、日常生活上の様々な制約を受けており、**国の責任ある対応**が必要です。

4 池子住宅等に関する地元要望の最大限の尊重

- ・池子住宅等建設については地元の長年の課題となっています。**国の責任で地元要望に沿った具体的な措置を講じる**ことが必要です。



都心臨海部における都市再生の推進

内閣府、国土交通省

- 1 「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」の指定拡大
- 2 「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」におけるまちづくりへの支援

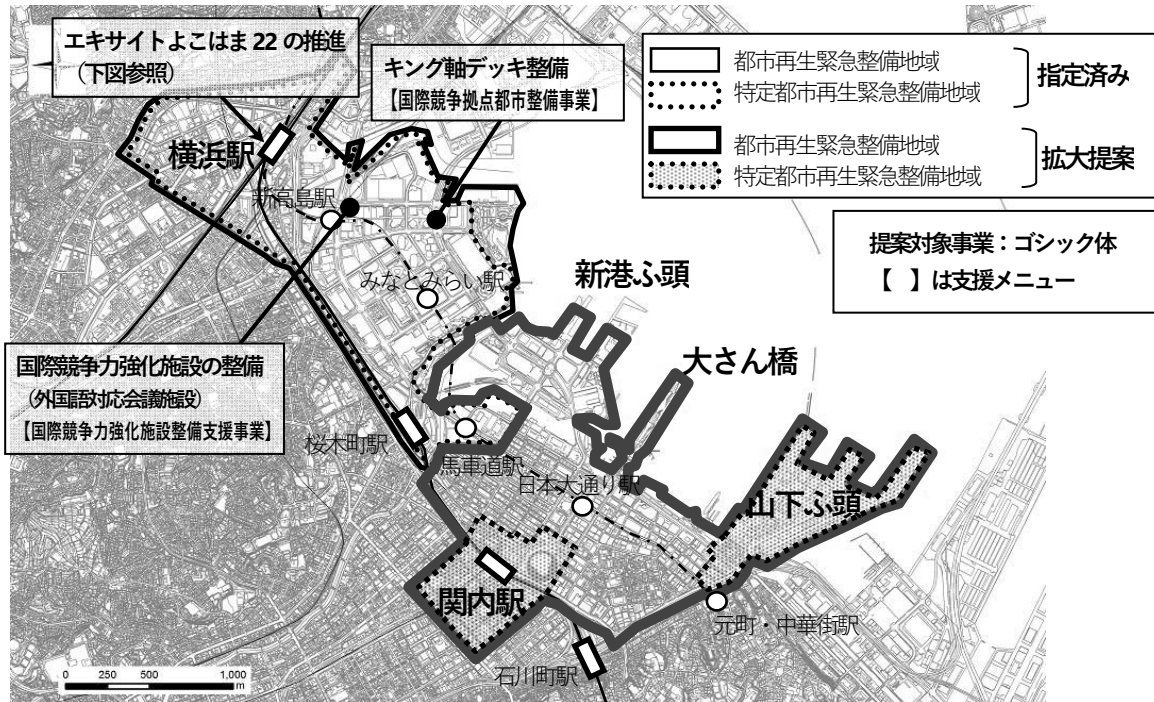
【提案の背景・必要性】

- 1 「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」の指定拡大
 - ・ 国においては、公民が連携して都市の整備を強力に推進し、活力ある魅力的な拠点都市を形成するため、「都市再生緊急整備地域」を指定し、容積率等の規制の緩和のほか、民間の開発事業への税制支援や金融支援を行っています。
 - ・ また、このうち、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域を「特定都市再生緊急整備地域」に指定し、インフラ整備等への支援を強化しています。
 - ・ 横浜市では、都心臨海部において指定を受け、横浜駅周辺地区の再整備や、みなとみらい 21 地区の街区整備などの都市再生を進めていますが、今後、現市庁舎街区を始めとする関内・関外地区の様々な開発事業や、山下ふ頭の再開発などが本格化します。
- 2 「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」におけるまちづくりへの支援
 - ・ 横浜駅周辺地区においては、「特定都市再生緊急整備地域」の指定を受け、国際都市・横浜の玄関口にふさわしい国際競争力のあるまちづくりをエキサイトよこはま 22（横浜駅周辺大改造計画）により進めています。
 - ・ 特に、横浜駅西口では、現在、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、公民による様々な開発事業が進行しており、このうち、駅前広場については、横浜市が主体となって整備を行います。

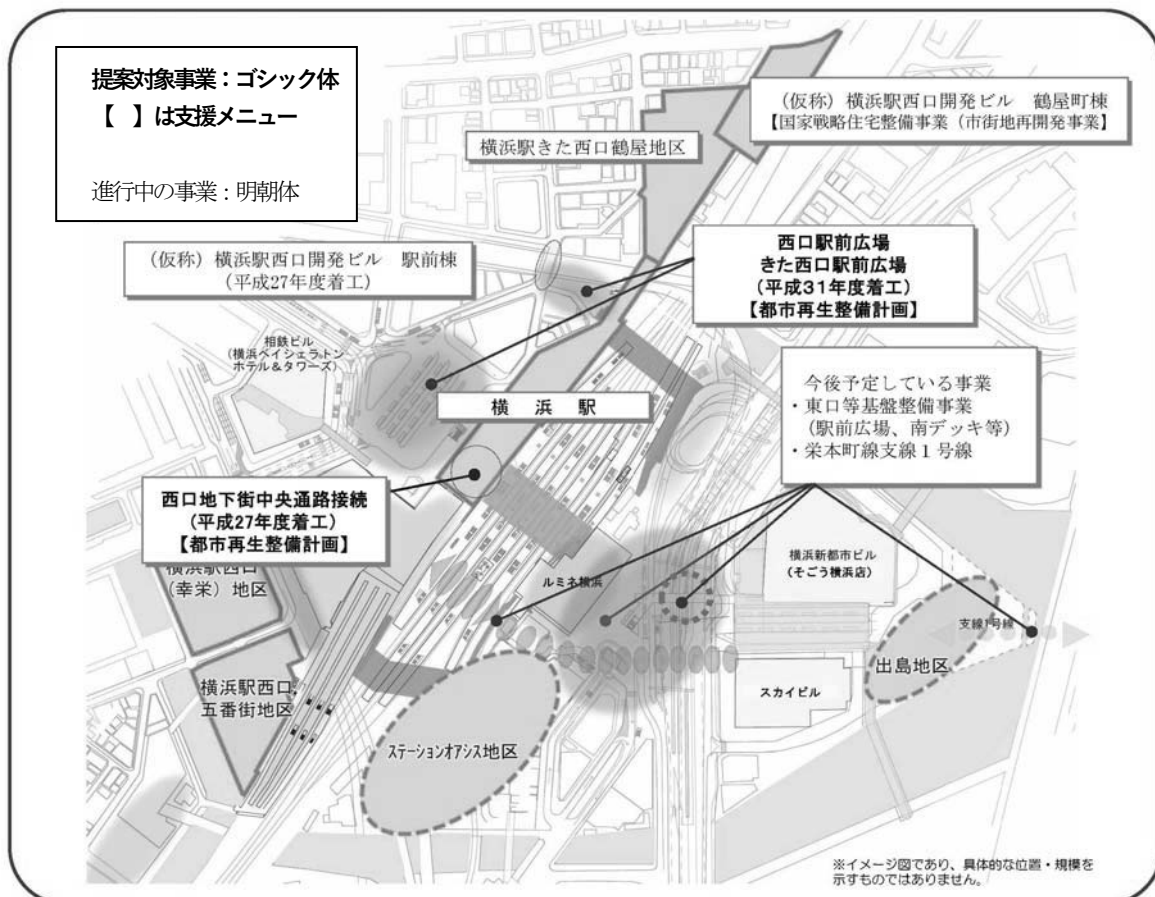
【提案内容の説明】

- 1 「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」の指定拡大
 - ・ 関内・関外地区の開発事業や山下ふ頭の再開発などにおいて、民間事業者の開発・投資意欲を高めるとともに、インフラ整備を強力に推進するため、**横浜市の都心臨海部において、「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」の指定地域を拡大することを提案します。**
- 2 「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」におけるまちづくりへの支援
 - ・ 世界中の多くの来街者を受け入れる東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催に向け、**横浜駅西口駅前広場の整備など、「特定都市再生緊急整備地域」における都市の国際競争力強化につながるインフラ整備について、重点的な支援を行うことを提案します。**
 - ・ また、「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」における民間の開発事業を推進するため、平成 30 年度末までの措置である民間都市再生事業に対する**都市再生促進税制の延長を提案します。**

■ 「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」の拡大範囲と指定地域内で実施中の国庫補助事業



■ 横浜駅周辺地区整備（エキサイトよこはま 22）の推進



提案の担当 / 都市整備局企画部企画課長

松井 恵太 TEL 045-671-2005

都市整備局都心再生部都心再生課横浜駅周辺等担当課長

渡邊 伸郎 TEL 045-671-3679

待機児童対策の推進と 保育・教育の安定的な基盤づくり

内閣府、厚生労働省、文部科学省

- 1 幼児教育・保育の無償化の実施にあたっての財源確保
- 2 保育士確保に向けた更なる取組の推進
- 3 保護者の利便性を踏まえた保育所等利用申請の改善
- 4 一時預かり事業の制度改善
- 5 幼稚園2歳児受入れの制度改善

【提案の背景・必要性】

1 幼児教育・保育の無償化の実施にあたっての財源確保

- ・平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、3歳から5歳までの全ての子どもの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化することが掲げられ、消費税率引上げと合わせて実施するとされました。

2 保育士確保に向けた更なる取組の推進

- ・待機児童対策を前進させるとともに、質の高い保育・教育を提供するため、子どもの育ちと学びを支える重要な役割を担う保育士・保育教諭の確保が求められています。
- ・一方で、首都圏では、保育士需要が高い傾向にあるものの、横浜市内の保育士養成校では入学者が減少傾向にあるなど、保育士の採用が一段と厳しい状況にあり、**保育士の定着と新たな担い手の確保が喫緊の課題**となっています。

3 保護者の利便性を踏まえた保育所等利用申請の改善

- ・育児・介護休業法の改正により、平成29年10月から、原則1歳までの育児休業期間について、最長2歳まで（6か月ごとに2回）延長することが可能となりました。

- ・一方で、育児休業の延長はあくまでも例外として位置付けられており、**育児休業を延長し育児休業給付金を受けるには、1歳と1歳6か月に達した各時点で「保育所入所を希望しているが、入所できない」ことが条件とされています。**

4 一時預かり事業の制度改善

- ・ **一時預かり事業**は、保護者の多様な働き方に対応するとともに、子育てへの不安感・負担感の軽減を図るものとして、多様な保育ニーズの受け皿となっています。
- ・ 横浜市では、幼稚園における預かり保育や、認可外保育所での乳幼児一時預かり事業など、多様な形で一時預かり事業を充実させてきましたが、利用ニーズの高さから、**国の補助単価での想定よりも多くの利用児童を受け入れている施設も多く、事業者が安定的に事業を継続することに苦慮している状況があります。**

5 幼稚園2歳児受入れの制度改善

- ・ 国において、30年度から、**保育を必要とする2歳児を幼稚園で定期的に預かる仕組み**が創設されました。
- ・ 既存資源を活用した多様な保育ニーズへの対応を進め、待機児童対策を後押しするものですが、**運営費補助が保育給付費相当額を下回っていること、また、開設準備のための補助がないことから、幼稚園での新たな取組を促すものとしては不十分です。**

【提案内容の説明】

1 幼児教育・保育の無償化の実施にあたっての財源確保

- ・ 幼児教育・保育の無償化は、少子化対策や幼児教育・保育の充実の観点から、国の施策として全国一律で行われるものであることを踏まえ、**地方の財政運営や待機児童対策、保育の質の確保に支障をきたさないよう、国において必要な財源を確保すること**を提案します。

2 保育士確保に向けた更なる取組の推進

- ・保育士の賃金は全産業平均と比較すると依然として低い水準にあることから、**保育士の処遇改善を、幼児教育・保育の無償化に消費税財源が充てられること**によって先送りすることなく着実に進めることを提案します。
- ・**更なる処遇改善の実施による給与のベースアップ、保育士の研修機会の確保**などのためのローテーション保育士雇用経費の充実、**宿舍借り上げ支援事業の補助対象期間見直し**により、**保育現場でやりがいをもって長く働ける環境づくり**を全国一律で進めることを提案します。
- ・**修学資金貸付事業の継続による養成校学生の就労支援や政府広報等による「保育士の魅力」をPRするポジティブキャンペーンの開催**など、**国において、保育士という職の魅力**を向上させる社会的機運の醸成を進めることを提案します。

3 保護者の利便性を踏まえた保育所等利用申請の改善

- ・「仕事を継続しながらも、子どもが小さい時期はできるだけ自分で子育てしたい」という保護者の希望を叶えるため、また、**保育所の利用申請**に関して保護者の利便性の向上や、より正確な保育ニーズの把握を行うため、**希望すれば育児休業を延長し育児休業給付金が受けられる制度**とすることを提案します。

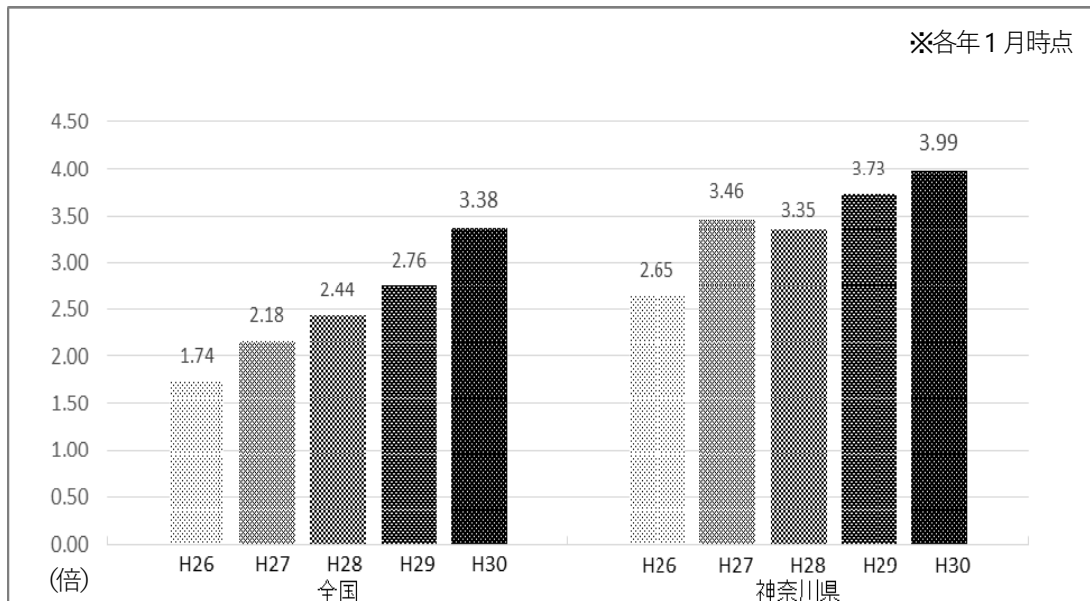
4 一時預かり事業の制度改善

- ・一時預かり事業について、**受入規模の大きい施設を想定した補助基準額の区分の設定**や、**利用児童が日ごと・時間ごとに入れ替わるなどの一時預かり事業の特性**を踏まえた**補助基準額の見直し**により、**事業者が安定して運営できる制度**に改善することを提案します。

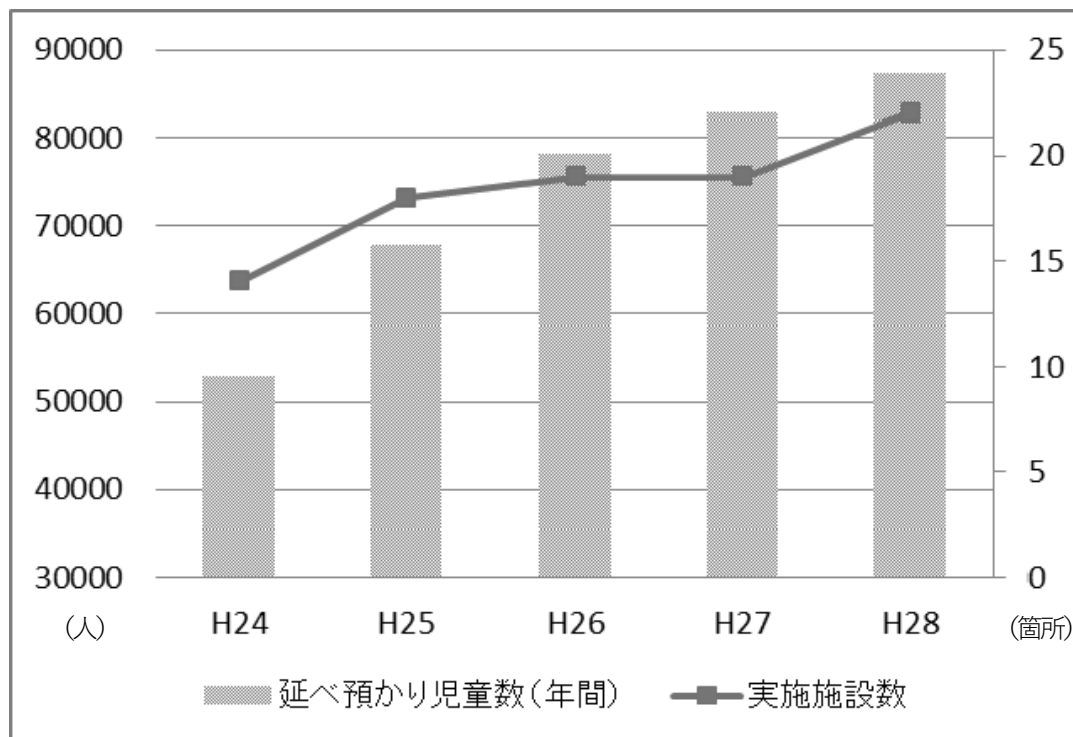
5 幼稚園2歳児受入れの制度改善

- ・**幼稚園での2歳児受入れ**について、**利用対象が3号認定（3歳未満で保育を必要とする）児童**であることから、**運営体制の安定のため、標準時間程度の保育を提供できるよう、保育給付費相当の補助を導入**することを提案します。
- ・また、**2歳児の心身の発育・発達に合わせた保育環境を保障**するために、**開設準備経費補助の新設**などの**制度改善**を行うことを提案します。

■保育士有効求人倍率の推移（項目2）



■横浜市乳幼児一時預かり事業利用実績の推移（項目4）



提案の担当 / こども青少年局子育て支援部保育対策課担当課長
 こども青少年局子育て支援部保育対策課長
 こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課給付・支給認定担当課長
 こども青少年局子育て支援部子育て支援課長

池上 省吾 TEL 045-671-4468
 片山 久也 TEL 045-671-3955
 河合 太一 TEL 045-671-4463
 永井 由香 TEL 045-671-2701

三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進

総務省

三大都市圏における、指定都市等を核とした近隣市町村との連携促進に向けた新たな制度の構築

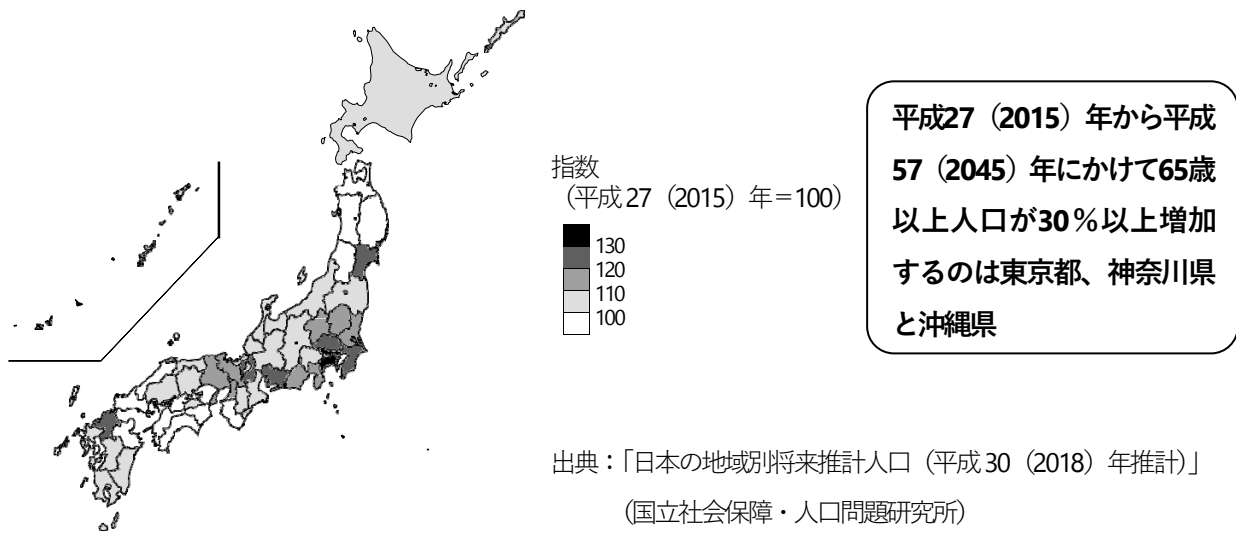
【提案の背景・必要性】

- ・ 高齢化や人口減少が進展する中、行政サービスを持続的に提供するためには、複数の市町村がそれぞれの資源を有効に活用しながら連携していくことが重要であり、国は平成26年に地方自治法を改正し、「連携協約」の制度を導入しました。
- ・ 国は、地方圏に対しては、「連携中枢都市圏」の形成を推進するため、地方交付税措置も含めた財政支援を行っており、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市と近隣の市町村による連携協約の締結が進んでいます。
- ・ 一方、三大都市圏では、今後、地方圏を上回る急速な高齢化の進展が予想され、これにより生じる様々な課題に短期間で対応していく必要があり、隣接する市町村が水平的・対等な連携を構築し、共通課題に対応していくことが求められています。
- ・ 特に、東京圏では、団塊ジュニア世代が全て高齢者となる2040年頃を見据え、膨大な医療・介護サービスや高齢者の支え手不足、待機児童対策、雇用・教育の機能不全、墓地・斎場の確保、都市のスポンジ化やインフラの老朽化に伴う更新投資の増加などへの対応が求められています。
- ・ このような中、横浜市では、近隣市と連携し、図書館の相互利用や待機児童対策等に取り組んでいます。また、2040年頃の課題を見据え、隣接する7市と広域的な課題を解決するため、連携策の検討を始めたところです。
- ・ しかし、三大都市圏においては、連携に向けた検討・準備を主目的とした国の委託事業はありますが、課題意識を持つ市町村が、限られた予算の中で任意の取組として連携を推進しているのが実情です。

【提案内容の説明】

- ・ 三大都市圏においても、指定都市等を核に、近隣の市町村と水平的・対等な連携をさらに推進し、少子高齢化や社会資本老朽化への対応等、切実な地域の課題解決に向けた取組を進めることができるよう、新たな制度の創設を提案します。

■参考1：平成57（2045）年の都道府県別65歳以上人口の指数（平成27（2015）年＝100）



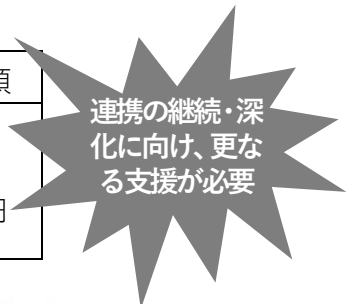
■参考2：連携中枢都市圏ビジョンを策定した市町村の取組への主な支援策



■参考3：新たな広域連携促進のための委託事業

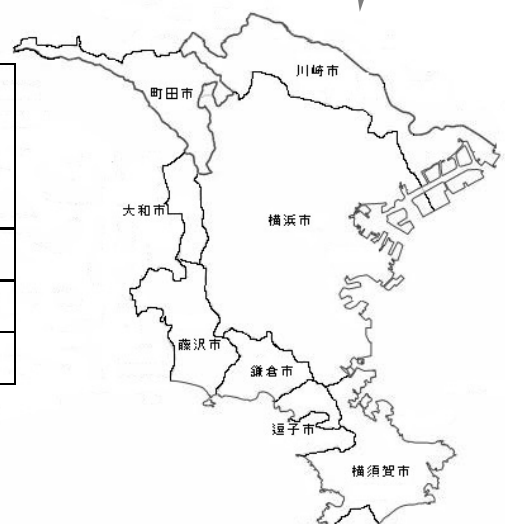
提案が選定された市区町村又は都道府県に対して、関係者で協議を行うための会議等の運営や調査など
連携に向けた準備を中心に、単年度で調査を委託（三大都市圏も対象）

対象事業	委託金額
連携中枢都市圏の形成等に向けた取組	上限 1,250万円
都道府県と市区町村との連携に向けた取組	
三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組	



■参考4：横浜市と隣接7市との主な連携事例

連携分野	川崎市	横須賀市	鎌倉市	藤沢市	逗子市	大和市	町田市
災害時の相互応援	○	○	○	○	○	○	○
図書館の相互利用	○	○	○	○		○	
待機児童対策	○						



都市間協力に基づく海外インフラビジネスの一層の推進

外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省、内閣官房

新興国諸都市における、地方自治体が地元企業と連携して行うインフラビジネスの推進に向け、公民連携事業に対する支援制度の拡充

【提案の背景・必要性】

- ・横浜市は、新興国諸都市との都市間連携を土台として、都市課題の解決と、市内企業の海外インフラビジネス展開を支援する「**Y-PORT 事業**」を推進しています。平成 29 年度には、地方創生推進交付金を活用し、案件組成に向けて市職員と企業が連携して業務を行う「**Y-PORT センター公民連携オフィス**」を開設するなど、公民連携プラットフォームの機能を強化しました。
- ・また、横浜市の動きに合わせ、29 年 7 月には、市内中小企業が中心となって、一般社団法人 YOKOHAMA URBAN SOLUTION ALLIANCE (YUSA) が設立されるなど、**市のノウハウと多様な企業の技術を組み合わせた面的な都市開発への協力体制**が整いました。既に民間ベースの新しいプロジェクトも動き始めました。
- ・さらに、Y-PORT 事業の一環として、横浜市は、**アジア・スマートシティ会議**を 24 年から毎年開催し、持続可能な都市の実現に向けた議論を行うとともに、新興国都市、支援機関や企業等の相互に連携する場を提供しています。29 年の第 6 回会議では、併催会議として世界銀行、アジア開発銀行による「スマートな都市開発会議」が開催されるなど、国際援助機関からの関心も高まっています。
- ・こうした動きや関心の高まりは、**新興国の都市開発において大きな役割を期待されている民間資金の活用**や、**海外都市との対話によるイノベーション創出の好機**となっています。

【提案内容の説明】

- ・新興国諸都市におけるインフラビジネスの推進に向け、次のような日本政府の支援制度の拡充を提案します。
 - ▶事業・運営権対応型無償資金協力の拡大や、二国間及び多国間による支援制度の連携強化など、**公民連携による海外インフラ展開に資する支援の拡大**
 - ▶自治体等が主催する**都市間連携による国際会議**への支援拡大

【参考 1】 公民連携による国際技術協力（Y-PORT 事業）について

【Y-PORT 事業の取組概要】

都市課題の解決と、市内企業の海外インフラビジネス展開支援に向けて、次の取組を進めています。

- ▶ 新興国での制度づくり支援を通じた環境技術のマーケット形成
- ▶ 新興国都市・企業との共創による都市ソリューションの創出
- ▶ 新興国都市ニーズの把握と企業への情報提供
- ▶ 市内企業の技術を新興国都市へ紹介
- ▶ 横浜ブランドの価値向上と国際的ネットワークの構築

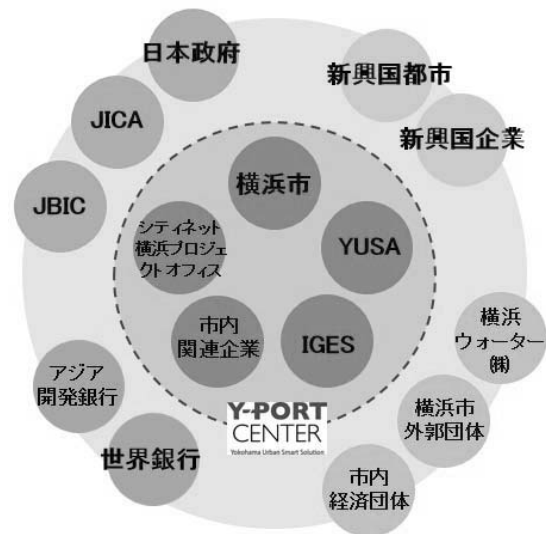
【Y-PORT センター】

Y-PORT 事業を推進するプラットフォームです。多様な関係者と連携しながら新たな事業スキームを確立し、新興国の都市課題の解決と市内企業のビジネス機会の創出に貢献しています。

一般社団法人 YOKOHAMA URBAN SOLUTION ALLIANCE

（YUSA）について

- ・ 海外インフラビジネス機会の拡大と新興国の都市課題解決に貢献するため、市内企業を中心となって、29 年 7 月に設立された一般社団法人
- ・ 横浜市と連携協定を締結（29 年 8 月）
- ・ 正会員 10 社、準会員 15 社、賛助会員 2 社（30 年 4 月時点）



【参考 2】 第 6 回アジア・スマートシティ会議について

29 年に開催した第 6 回会議では、都市の代表者や、日本政府、国際機関、学術機関、民間企業など 70 を超える組織・機関からの参加がありました。

アジアにおける都市スマート・ソリューションを実現するための具体的なアクションなどについて議論を行い、「第 6 回アジア・スマートシティ会議宣言（横浜宣言）」としてまとめ、参加者に採択されました。



ラグビーワールドカップ 2019™ 開催に係る支援

文部科学省、総務省、国土交通省、内閣官房

1 決勝戦開催に係る施設整備への支援

2 ファンゾーンの設置・運営への支援

3 大会開催への支援

- (1) 開催自治体が負担する大会開催・運営に係る経費への財政支援
- (2) 日本全体の機運醸成と普及啓発、ボランティア参加の促進、競技人口の増加や競技力向上に向けた取組の実施
- (3) 輸送手段の確保、警備体制の強化
- (4) 外国人旅行者の受入促進と多言語対応への支援

【提案の背景・必要性】

- ・ ラグビーワールドカップは、オリンピック・パラリンピック競技大会や FIFA ワールドカップ™ と並ぶ世界的なスポーツの祭典です。前回のラグビーワールドカップ 2015™ イングランド大会決勝戦は、1 億 2,000 万人がテレビ視聴等をしたとされており、ラグビーワールドカップ 2019™ は、アジアで初めて開催される画期的な大会となります。
- ・ 開催自治体は、組織委員会や国と連携を図りながら、試合開催会場等の整備、ファンゾーンの設置・運営、交通・警備等の受入体制の整備を担います。
- ・ 大会の開催が翌年に迫る中、開催自治体における準備を着実に進め、世界的な大会を成功させるためには、国庫補助金や特別交付税措置も含めた国による財政等の支援が不可欠です。

【提案内容の説明】

1 決勝戦開催に係る施設整備への支援

- ・ 大会の中で最も世界の注目が集まる決勝戦の会場となる、**横浜国際総合競技場**には、**ホスピタリティ施設の増設・仮設置等を含め**、大会主催者から、他の試合開催会場と比べて**特に高い水準での施設等**が求められています。**これを実現するための施設・設備の改修等に対して、国庫補助金や特別交付税措置も含めた財政支援**を行うことを提案します。

2 ファンゾーンの設置・運営への支援

- ・ ファンゾーンは、大型スクリーンや様々なイベントを通じて、チケットを持たない方でも大会を体験できるコンテンツです。開催基本契約に基づき、開催自治体が設置・運営を行うこととされています。
- ・ 決勝・準決勝戦が開催される横浜市のファンゾーンは、大会の盛り上げに大きく影響し、大会全体の成否に直結します。また、国内外から多くの誘客が見込まれ、日本の文化・魅力を全世界に向けて発信する絶好の機会ともなることから、**ファンゾーンの設置・運営に対して、国庫補助金や特別交付税措置も含めた財政支援**を行うことを提案します。

3 大会開催への支援

- ・ 開催自治体に求められる受入体制の整備は、セキュリティ対策、医療、輸送、外国人旅行者の受入、バリアフリー対策、多言語対応など、多岐にわたることから、国においても、主導的にこれらの対応を行うとともに、**開催自治体が負担する大会開催・運営に係る経費に対して、国庫補助金や特別交付税措置も含めた財政支援**を行うことを提案します。
- ・ 世界的な大会の開催に向け、国において、**日本全体の機運醸成を図るとともに、普及啓発、ボランティア参加の促進、競技人口の増加、競技力向上に向けた取組**を積極的に実施することを提案します。
- ・ 大会を円滑かつ安全に進行するため、交通規制や各交通機関の輸送力増大等による**円滑な輸送手段の確保や警備**などについて、国において万全な体制を整えることが必要です。
- ・ **外国からの旅行者の受入促進に取り組むとともに、開催自治体が行う多言語対応等の取組に対して支援**を行うことを提案します。

■横浜市内で開催される試合

決勝戦に加え、準決勝2試合、日本代表戦や強豪チーム同士の好カードを含む、決勝トーナメントに進むためのプール戦4試合の計7試合を開催。

カテゴリー	日付	対戦カード
プール戦	2019年9月21日(土)	ニュージーランド 対 南アフリカ
プール戦	2019年9月22日(日)	アイルランド 対 スコットランド
プール戦	2019年10月12日(土)	イングランド 対 フランス
プール戦	2019年10月13日(日)	日本 対 スコットランド
準決勝	2019年10月26日(土)	準決勝1: 準々決勝1勝者 対 準々決勝2勝者
準決勝	2019年10月27日(日)	準決勝2: 準々決勝3勝者 対 準々決勝4勝者
決勝	2019年11月2日(土)	決勝

■前回イングランド大会のホスピタリティ施設



■前回イングランド大会のファンゾーン



学校における働き方改革の取組の促進

文部科学省

- 1 教職員定数の算定根拠見直し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの基礎定数化
- 2 専門スタッフの制度化・拡充
- 3 ICT を活用した業務改善への支援の拡充
- 4 学校業務の適正化、精査・精選

【提案の背景・必要性】

- ・ 近年、教育内容や学校の機能・役割は変化・拡大を続けてきました。例えば、「個」に応じた教育への転換を目指した教育課程や学習評価の変更への対応のほか、ここ数年だけでも、いじめ防止対策、アレルギー対策、学校安全対策等への新たな対応に加え、特別な支援や日本語指導が必要な子どもの増加、児童虐待への対応など、多様化・複雑化した課題に対応しています。また、最近では、新学習指導要領の全面実施を控え、カリキュラム編成や標準授業時数増への対応等、学校現場は特に多忙を極めている状況です。
- ・ こうした中、国では、学校における働き方改革に向けて、中央教育審議会の「中間とりまとめ」を踏まえ、平成 29 年 12 月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」をまとめました。
- ・ 横浜市でも、30 年 3 月に「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を策定し、今後 5 か年を見据え、達成目標を明確にした上で、ICT の活用等を含む「学校の業務改善支援」、「学校業務の適正化、精査・精選」、外部人材の活用等を含む「チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実」、「教職員の人材育成・意識改革」の 4 つの戦略と 40 の取組、各工程表に基づき、具体的な取組を進めています。
- ・ 学校を持続可能な環境に変え、子どもの豊かな学びや成長を支えていくためには、学校現場の意識改革や業務改善に頼るだけでなく、国と地方が共に、必要な人的・物的な支援等を行い、社会的な理解を広めながら学校の働き方改革を進める必要があります。

【提案内容の説明】

- 1 教職員定数の算定根拠見直し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの基礎定数化
 - ・ 教職員定数の算定根拠について、学級数等に基づく「基礎定数」は、業務量と明確な関係がある標準授業時数の増加が考慮されておらず、個別の必要性に応じて毎年の予算で決まる「加配定数」は、課題の多様化・複雑化等の環境変化に十分に対応しきれていないとは言えません。教職員の長時間労働を抜本的に改善するため、**教職員定数の算定根拠を、学校の業務量の実態に即したものに**見直すことを提案します。

- また、国の「学校における働き方改革に関する緊急対策」において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの積極的な参画が掲げられていることを踏まえ、**スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの基礎定数化**を提案します。

2 専門スタッフの制度化・拡充

- 横浜市では、国の「補習等のための指導員等派遣事業」の補助金を活用し、「職員室業務アシスタント」の拡充や部活動指導員の配置等を行っています。
- 教員が本来業務に注力することができ、教員と多様な人材の連携により、学校における教育活動の充実と働き方改革が実現されるよう、**専門スタッフの制度化や所要額を確保する等の更なる充実・拡充**を提案します。

3 ICT を活用した業務改善への支援の拡充

- 横浜市では、30 年度から、スケジュール管理や統計処理等の業務改善を支援する「業務支援機能」と、教材共有や授業・学習支援等の教育活動を支援する「教育活動支援機能」を持つ、「総合学校支援システム」の構築に着手します。
- 国の30 年度予算では、教員の業務効率化を支援する「統合型校務支援システム導入実証研究事業」が創設されましたが、小規模自治体の負担や教員の異動等を踏まえて都道府県単位で導入を推進するとされており、指定都市では国の支援が受けられません。このため、**ICT を活用した業務改善に係る補助制度について、指定都市にも対象を広げることを提案**します。

4 学校業務の適正化、精査・精選

- 横浜市では、勤務時間外の留守番電話の設定、部活動休養日や学校閉庁日の設定、学校行事の見直しなど、学校業務の適正化、精査・精選をできるところから進めています。一方、国の制度に基づき行っている業務も多々存在しています。
- 国においても、**制度改正等により学校へ新たな業務を付加する際には、教員の正規の勤務時間や人的配置等、学校現場の現状を十分に考慮**することを提案します。

■職員室業務アシスタント配置効果 ※調査対象：副校長、職員室業務アシスタントに業務依頼した教職員（任意）

副校長

	配置前（28 年度）		配置後（29 年度）		配置効果 (平均退勤時刻の減)
	平均退勤時刻	休日出勤回数	平均退勤時刻	休日出勤回数	
5 月	20 時 19 分	4 回	19 時 58 分	4 回	▲21 分
6 月	20 時 09 分	4 回	19 時 39 分	3 回	▲30 分
7 月	20 時 07 分	4 回	19 時 40 分	4 回	▲27 分

教職員

	配置前（28 年度）		配置後（29 年度）		配置効果 (平均退勤時刻の減)
	平均退勤時刻	休日出勤回数	平均退勤時刻	休日出勤回数	
5 月	19 時 12 分	3 回	18 時 50 分	2 回	▲22 分
6 月	19 時 07 分	3 回	18 時 48 分	2 回	▲19 分
7 月	19 時 01 分	2 回	18 時 42 分	2 回	▲19 分

小学校の児童支援を専任する教員の定数化

文部科学省

いじめや不登校、発達上の課題など、子ども一人ひとりの成長段階に対応し、関係機関や地域との連携を進めるために、小学校の「児童支援専任教諭」の定数化

【提案の背景・必要性】

- ・ いじめや不登校、その背景にある子どもの生活環境、発達上の課題など、児童指導上の諸問題に対応するために、横浜市では、平成 22 年度から、「児童支援専任教諭」を小学校に段階的に配置し、26 年度から全小学校へ 1 名ずつ配置しています。
- ・ 児童支援専任教諭は、特別支援教育コーディネーターを兼務し、原則として学級担任を持たず、全校的な視野に立ち、児童指導・支援の中心的な役割を担うとともに、小中学校間、幼稚園・保育園との連携、児童相談所・警察署等の関係機関及び地域との窓口となります。
- ・ 特に小学校では、学級担任が 1 人で抱えることがないよう児童支援専任教諭を中心とした校内体制を確立することで、組織的に子どもの成長段階に応じたきめ細かな指導や支援が可能となり、さらに特別支援教育の充実を図ることで、複雑化・多様化する子どもの問題の早期解決につながっています。
- ・ 29 年度からは、教職員配置の権限が県から市に移譲され、児童支援専任教諭の定数を配置できるよう工夫していますが、現行の標準法の基準では、全小学校に配当することは困難であり、児童支援専任教諭の授業時間数等を軽減するため、非常勤講師等を配置せざるを得ません。そのため、各地方自治体が独自にこの制度を導入しようとする、財政面の負担が大きくなるなどの課題があります。
- ・ いじめの早期解決や再発防止を進める上でも、校内での児童支援体制の確立が必要であり、これまでも増して、児童支援専任教諭の役割が重要となっています。

【提案内容の説明】

- ・ 小学校における児童をめぐる諸問題の解決に効果のある「児童支援専任教諭」について、法令改正等により定数化し、配置を全国的な制度とすることを提案します。

■児童支援専任教諭の概要

いじめ、不登校、発達上の課題など、児童が抱える諸問題への対応するため、学校組織の中心的役割を担うとともに、関係機関及び地域との窓口となります。本市では、平成 22 年度から小学校 70 校ずつに段階的に配置し、26 年度から全小学校に 1 名ずつ配置しています。

【参考】児童支援専任教諭の配置の推移

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
学校数 (校)	70	140	210	280	全校 (341)	全校 (341)	全校 (341)	全校 (340)	全校 (341)
予算額 (百万円)	118	235	352	470	573	573	541	483	484

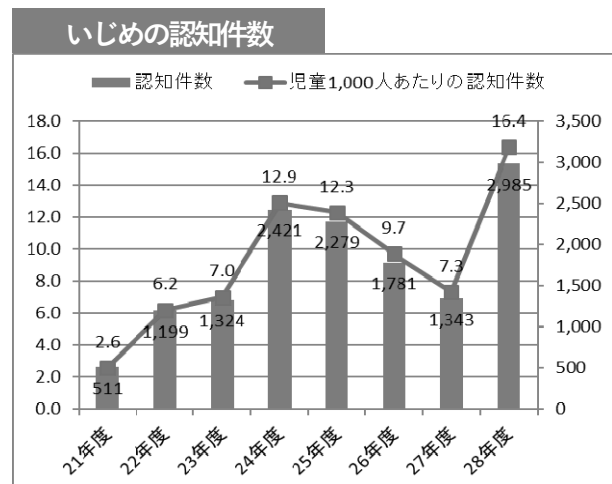
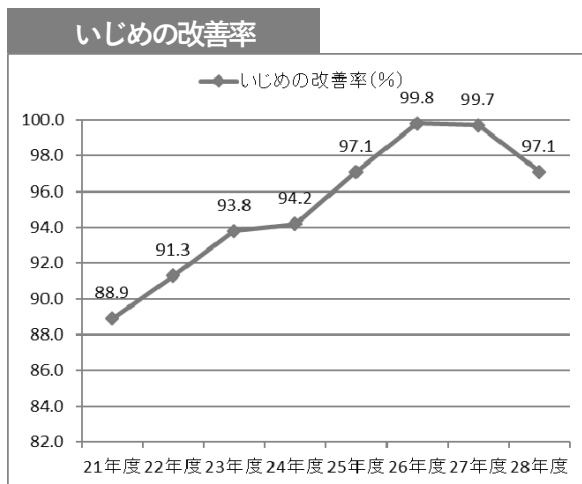
■児童支援専任教諭の配置効果（平成 21 年度→28 年度の比較）

(1) いじめの年度内改善率

配置前と比べ **8.2 ポイント向上**（21 年度 88.9%→28 年度 97.1%）

(2) 小学校の児童 1,000 人あたりのいじめの認知件数

配置前と比べ **6.3 倍増加**（21 年度 2.6 件→28 年度 16.4 件）



外国籍等児童生徒に対する支援の拡充

文部科学省

- 1 外国籍等児童生徒の受入態勢の充実のための支援の拡充
- 2 外国籍等児童生徒への教育の充実のための教職員定数の拡充

【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜市内の学校には、100 か国以上につながる約 9,000 人の児童生徒が在籍しています。様々な背景により来日する児童生徒が、安心して日本で暮らし、将来、地域で活躍していけるよう、日本語指導だけでなく、日本語と教科の統合指導や、生活指導等を含めた総合的な支援など、児童生徒一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援の必要性が高まっています。
- ・ 横浜市では、外国籍等児童生徒が集中する学校や、これまで受入経験のない学校が、各校の状況に応じて円滑な受入が行えるよう、平成 29 年度に「日本語支援拠点施設」を開設し、入学前の学校ガイダンスや、プレクラスでの学校生活の体験などの新たな取組を開始しました。
- ・ また、30 年度からは、新たに創設された文部科学省の「多言語翻訳システム等 ICT を活用した支援」により、横浜市をモデル地区とした取組を開始します。

【提案内容の説明】

1 外国籍等児童生徒の受入態勢の充実のための支援の拡充

- ・ 国の「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」の報告では、拠点校等を中心とした指導体制構築の必要性が指摘されています。
- ・ 各地方自治体で多様化する外国籍等児童生徒への教育ニーズに対応できるよう、拠点施設の運営に対して支援を拡充することを提案します。

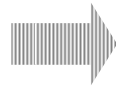
2 外国籍等児童生徒への教育の充実のための教職員定数の拡充

- ・ 国においては、29 年度から、外国籍等児童生徒への教育の充実を図るための教員配置が基礎定数化され、対象児童生徒 18 人に対して教員 1 人の割合で定数化することとされていますが、国の基準に基づく配置では、100 か国以上につながる児童生徒が在籍する横浜市において、様々な背景により来日する児童生徒や保護者への対応を十分に行うことは困難な状況にあります。
- ・ 外国籍等児童生徒への教育の充実を図るため、対象児童生徒数に対する定数化の割合を地域の実情に合わせて拡充することを提案します。

■参考1：横浜市の「日本語支援拠点施設」における児童生徒支援

日本語指導・教科学習の準備

- プレクラスでの学校生活の体験
- 集中的な日本語指導
- 日本語レベルや母語での学習状況等の確認



- 児童生徒の学校生活への早期適応
- できるだけ早い段階での日本語の習得
- 学校での教科学習支援の充実

相談対応・コーディネート

- 入学前等の学校ガイダンス
- 保護者・児童生徒の相談支援と関係機関とのコーディネート
- 進路・進学相談の充実



- 児童生徒・保護者が安心して過ごせる学校づくり
- 教職員の負担軽減

情報収集・提供、研修・研究

- 拠点施設で蓄積したノウハウの各学校への周知
- 日本語指導や教科学習のためのカリキュラム・教材等の研究及び教員育成
- 区役所等の関係機関との連携



- 学校における児童生徒の円滑な受入
- 担当教員の専門性の向上
- 学校に対する様々な支援の充実

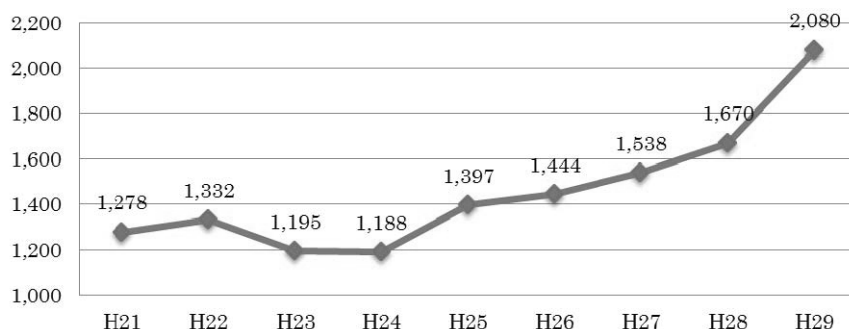


プレクラス



学校ガイダンス

■参考2：横浜市内の小中学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移（人）



国と地方が一体となった文化芸術振興の推進

文部科学省

1 劇場・音楽堂等機能強化推進事業の拡充

2 美術館・博物館が保有する文化財等の活用促進

【提案の背景・必要性】

- ・文化芸術が持つ社会的・経済的価値の一層の活用を目指して、平成29年6月に文化芸術基本法が施行され、これに基づき、30年3月に「文化芸術推進基本計画」が閣議決定されました。「文化芸術立国」を目指す我が国にとって、文化芸術振興は、持続可能な発展の根幹をなす重要な政策として位置付けられています。
- ・また、同じく30年6月に、文化財（美術品、歴史的文化財等）を観光振興やまちづくりに積極的に活用していくことをねらいとした、文化財保護法の改正案が成立し、全国的に文化政策の強力な推進に向けた機運が高まっています。
- ・その一方で、30年度における文化庁予算は、約1,077億円（前年度比3.3%増）、国家予算に占める割合が0.1%程度と、諸外国と比較して低い水準にとどまっており、国における文化予算の拡充が不可欠です。
- ・また、「文化芸術立国」の実現に向けては、多くの国民が身近な地域で文化芸術の優れた果実を享受できる社会を築くことが欠かせないことから、地方自治体が各地域において文化芸術振興の中核的な役割を果たしていくことも重要です。
- ・横浜市では、これまでも、文化芸術の創造性を生かして、文化芸術振興、観光振興、まちづくり等の施策を一体的に推進してきましたが、「文化芸術立国」の実現に向けては、その実績を生かしつつ、国と連携して、地方自治体の取組をけん引する役割を果たしていきます。

【提案内容の説明】

1 劇場・音楽堂等機能強化推進事業の拡充

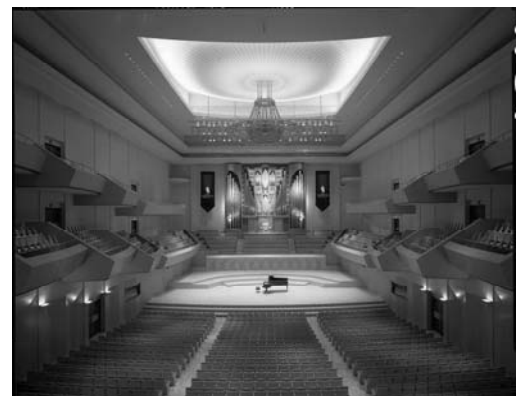
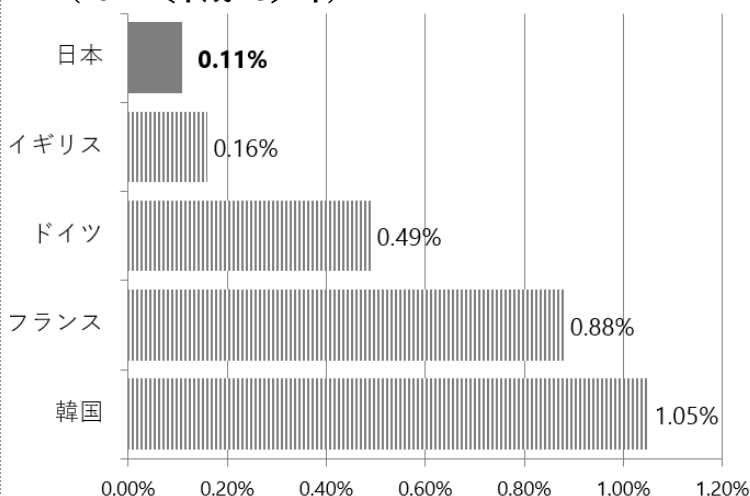
- ・地方自治体が設置している劇場・音楽堂等の文化施設は、地域の文化芸術振興の中核となる拠点であり、都市ブランドを象徴する存在でもあります。横浜市では、最重要の文化芸術プロジェクトとして、横浜トリエンナーレ、ダンス、音楽の3つのフェスティバルを、文化施設を活用し、継続開催することで、国際的な発信力の強化、賑わいの創出と市民参加を実現してきました。
- ・ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピックの機会を最大限に生かして、横浜みなとみらいホール、横浜能楽堂をはじめとした様々な劇場・音楽堂等が、文化拠点としての役割を更に強化していくことは、国内外における文化芸術のプレゼンスを高めることにもつながります。

- ・一方、国において、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信をけん引することを旨とする「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」は、全国の劇場・音楽堂等の設置数約1,800か所と比較して、採択数が267件(30年度)と少ない状況です。
- ・地域の文化施設が、文化芸術の創造発信、専門人材の育成、市民への普及啓発等の文化拠点としての役割を強化していけるよう、「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」における「総合支援事業」及び「地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業」について、採択数と支援額の拡充を提案します。

2 美術館・博物館が保有する文化財等の活用促進

- ・横浜市では、昭和63年に竣工した横浜美術館を平成32～35年度にかけて休館し、大規模改修を行う予定です。改修中は収蔵品を施設外に保管する必要があり、倉庫借上に加えて、運搬や保険等に多額の費用がかかることが課題となっています。同様に、全国にも大規模改修の時期を迎えている美術館・博物館が多数あり、改修中の収蔵品の活用等が課題となっています。
- ・美術館・博物館が、引き続き文化財の保護・活用の地域の拠点として役割を果たしていけるよう、**大規模改修時における収蔵品の保護・活用に対する支援制度の創設**を提案します。
- ・また、各美術館・博物館が保有するコレクションの有効活用を図るためには、美術館・博物館相互でコレクションを紹介する機会を創出することが望まれます。現状では、コレクションの全貌がわかる形での共同企画の例は少なく、ほとんどが作品単独の貸し借りにとどまっています。
- ・美術館・博物館のコレクションの有効活用を促進するため、**複数の美術館・博物館の共同企画事業に対する支援制度の創設**を提案します。

■各国の文化予算の国家予算に対する割合
(2017〔平成29〕年)



横浜みなとみらいホール

2025 年に向けた医療機能の確保

厚生労働省

- 1 医療計画の策定等に係る事務・権限の移譲
- 2 地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みの構築

【提案の背景・必要性】

- ・ 高齢化の進展により、医療需要が増加し、慢性疾患の増加など疾病構造も変化しています。横浜市では、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年までに約 3,300 床、特に回復期・慢性期病床の確保が必要になることが見込まれています。
- ・ 2025 年に向けて、国において効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を進める中、横浜市でも、既存医療機関の機能分化・連携を更に進め、市民が住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう、市域全体のバランスを考慮したきめ細かな医療提供体制を迅速かつ確実に確保する必要があります。
- ・ **横浜市は、市域で二次医療圏が完結していますが、373 万人の人口を抱える全国最大の都市であり、2025 年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれるなど、県内の他の圏域とは医療需要の動向が大きく異なっています。**
- ・ また、既に県からの権限移譲を受けて病院の開設許可や病床整備事前協議の手続きを行い、市域の医療課題や医療提供体制の動向を把握しているほか、高度な医療機能を有する地域中核病院の市内 6 方面別での整備、救急医療提供体制の整備、在宅医療連携拠点の全 18 区設置など、**効率的・効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を展開している実績もあります。**

【提案内容の説明】

1 医療計画の策定等に係る事務・権限の移譲

- ・ 大都市自治体が、市町村で策定している高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画との整合性を図りつつ、**地域特性に応じた医療計画を策定し、基準病床数の算定、国との協議、地域医療構想調整会議の運営など地域医療構想の実現に向けた措置等を実行できるよう、県からの事務・権限の移譲を提案します。**

2 地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みの構築

- ・ 地域医療介護総合確保基金は、2025 年に向けた医療提供体制の確保等に活用するため、消費税財源を基に国が 2/3、県が 1/3 を負担する形で、県に設置されています。

- ・ 現状は、県が策定した事業計画に基づき市町村等に交付されていますが、神奈川県全体の配分額が不十分な上、慢性期病床整備に関する横浜市及び市内の関係団体の事業提案が認められていないことなどから、市単独事業で実施せざるを得ず、将来的な課題解決のために横浜市が主体的に活用できていません。
- ・ 大都市自治体が地域特性に応じて主体的に施策を推進できるよう、**財政措置とあわせて指定都市への基金設置、又は、基金への指定都市配分枠の設定などにより、地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みを構築**することを提案します。

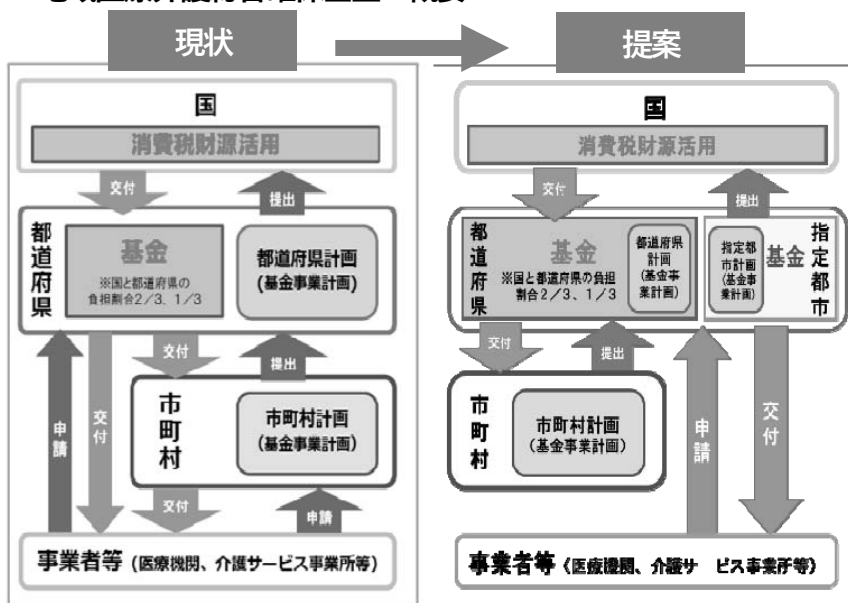
■横浜市における 2025 年の必要病床数

	既存病床数 (H29.3.31 時点) ①	2025 年の必要病床数 (横浜市独自推計) ②	差引 ①-②
高度急性期	4,198 床	3,633 床	565 床
急性期	11,901 床	9,273 床	2,628 床
回復期	2,210 床	7,708 床	▲ 5,498 床
慢性期	4,560 床	5,551 床	▲ 991 床
合計	22,869 床	26,165 床	▲ 3,296 床

※既存病床数の機能別内訳は、平成 28 年度病床機能報告の病床数で案分しています。

※2025 年推計の機能別内訳は、地域医療構想の必要病床数で案分しています。

■地域医療介護総合確保基金の概要



■横浜市の二次医療圏

入院を含めた医療・保健・福祉が連携した総合的な取組を行う二次医療圏は市域で完結



■神奈川県における地域医療介護総合確保基金（医療分）の配分額の推移

	H28 年度 (配分額)	H29 年度 (配分額)	H30 年度 (要求額)
地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業	20.0 億円	20.0 億円	0.2 億円
居宅等における医療の提供に関する事業	1.1 億円	1.0 億円	2.9 億円
医療従事者の確保に関する事業	15.6 億円	13.3 億円	16.7 億円
医療分 合計	36.7 億円	34.3 億円	19.7 億円
人口 10 万人あたりの配分額	0.40 億円 (全国 47 位)	0.38 億円 (全国 47 位)	-

国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進

厚生労働省、内閣府、文部科学省

- 1 重層的な子どもの学習支援等の充実
 - (1) 子どもの学習支援等に対する補助制度の拡充
 - (2) ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業における柔軟な制度運用
- 2 ひきこもり等の困難を抱える若者の自立に向けた補助制度の拡充
- 3 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対する補助継続
- 4 生活困窮世帯の子どもの大学等進学に向けた支援策の拡充

【提案内容の説明】

1 重層的な子どもの学習支援等の充実

(1) 子どもの学習支援等に対する補助制度の拡充

- ・横浜市では、将来の自立に向けた子どもの学習支援（全18区で実施）や、基礎的な生活スキルを身に付けるための生活支援（10区で実施）について、子どもが通いやすいように、実施か所数や受入枠の拡充を進めています。
- ・国では、地方自治体の取組を支援する国庫補助について、人口規模に応じた上限額の引上げや、取組内容に応じた加算措置の拡充を進めていますが、地方自治体単位で上限額が定められているため、積極的に取り組む地方自治体ほど、上限額を超えた費用負担が生じ、財政負担が重くなっています。
- ・貧困の連鎖を断つための取組をより安定的に実施していけるよう、**子どもの学習支援等に対する国庫補助について、実施か所数や受入枠に応じて補助金額を設定するなど、地方自治体の事業拡充を後押しすることを提案します。**

(2) ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業における柔軟な制度運用

- ・横浜市では、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業を行う際に、食事の提供を行っていますが、国の事業では、食事の提供は地方自治体による任意の取組とされており、食材費は補助対象とされていません。
- ・一方で、ひとり親家庭の子どもは、放課後児童クラブ等利用後の夕方に一人で家にいることが多く、また、親との離別・死別等により、精神面や経済面で不安定な状況にあります。そのため、子どもが直面している困難な状況に応じた支援を行うという事業の趣旨を踏まえれば、食事を通じた生活支援は、単なる食事提供にとどまるものではなく、人との信頼関係の構築や、皆で食卓を囲む中で社会性が身に付くなど、子どもの心理面の安定、人間関係の育成につながる、非常に重要なものです。
- ・子ども達の基本的な生活力の安定を図った上で、学習への意欲向上や基礎学力の定着につなげるため、**生活支援の一環として行う食事の提供を含めた、地方自治体による柔軟な取組についても補助対象とすることを提案します。**

2 ひきこもり等の困難を抱える若者の自立に向けた補助制度の拡充

- ・ 横浜市ひきこもり地域支援センター（青少年相談センター）では、相談やアウトリーチに加えて、集団活動、社会参加体験など多様な支援を実施しています。また、横浜市独自で支所的機能を有する「地域ユースプラザ」を4か所に設置し、第一次的相談のほか、ひきこもりからの回復期の支援にも力を入れています。
- ・ 一方、横浜市が平成29年度に行った調査では、市内にひきこもり状態にある若者が約1万5千人いると推計され、依然として地域には支援につながっていない若者が多くいることが明らかになりました。
- ・ ひきこもり等の若者が相談や支援につながりやすくするため、より身近な場所で相談できるよう、**1自治体あたり1か所の想定で定められているひきこもり地域支援センター設置運営事業について、人口規模や複数か所を想定するなどの拡充を提案します。**

3 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対する補助継続

- ・ 国においては、ひとり親家庭の自立支援として、看護師等の経済的自立に効果的な資格を習得する際の給付金支給者に対し、一定の要件を満たせば返済免除となる入学時・就職時の準備費用の貸付を行っています。
- ・ 養成機関の入学試験のための準備期間なども含め、資格を取得し就業するまでには複数年を要することから、資金面も含め将来の自立に向けた計画を立てやすくするため、**30年度分までの措置となっているひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業について、31年度分以降も国庫補助を継続することを提案します。**

4 生活困窮世帯の子どもの大学等進学に向けた支援策の拡充

- ・ 国においては、生活保護制度の見直しにより、生活保護世帯の子どもの大学等への進学に際して、進学準備給付金制度の創設や、大学等就学中の住宅扶助費を減額しない措置等が検討されています。また、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、高等教育の無償化として、低所得者層の進学支援のため、大学等の授業料の減免措置や、29年度に創設された給付型奨学金の更なる拡充に取り組むとされています。
- ・ **生活困窮世帯の子どもが大学等に進学する際の各種支援制度について、給付型奨学金に係る学力成績基準等の要件緩和や、制度の周知促進、地方自治体の福祉部局との連携など、制度をより利用しやすくするための取組の強化を提案します。**
- ・ また、**既に奨学金を受けて進学した方に対しても、奨学金返済が更なる困窮を招くことにならないよう、経済的に困窮し奨学金の返済が困難となっている場合の返済免除制度の創設を提案します。**

■ 「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の体系

() は主な取組例

子どもの貧困対策の基盤	子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進 (乳幼児期の教育・保育の保障と学齢期の全ての子どもに対する教育の充実)
5つの施策の柱	
施策1 気づく・つなぐ・見守る	(困難を抱える子ども若者を支援につなぐ仕組みづくり等)
施策2 子どもの育ち・成長を守る	(ひとり親家庭児童の夕方以降の生活の支援等)
施策3 貧困の連鎖を断つ	(将来の自立のための高校進学に向けた生活支援・学習支援等)
施策4 困難を抱える若者の力を育む	(困難を抱える若者の自立に向けた環境整備等)
施策5 生活基盤を整える	(生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」等)

提案の担当	健康福祉局生活福祉部生活支援課長	鈴木 茂久	TEL 045-671-2367
	こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課長	谷口 千尋	TEL 045-671-2364
	こども青少年局青少年部青少年育成課長	金子 利恵	TEL 045-671-2297
	こども青少年局青少年部青少年相談センター所長	内田 太郎	TEL 045-260-6613

放課後児童健全育成事業の充実

厚生労働省

- 1 既存の放課後児童クラブに対する賃借料補助制度の拡充
- 2 低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯等への利用料減免制度の創設
- 3 放課後児童健全育成事業に携わる人材確保のための支援

【提案の背景・必要性】

1 既存の放課後児童クラブに対する賃借料補助制度の拡充

- ・ 横浜市では、留守家庭児童の放課後の居場所として、学校施設を活用した遊びの場と生活の場の一体型事業である公設民営の「放課後キッズクラブ」と、民間施設を活用して実施する民設民営の「放課後児童クラブ」を展開しています。
- ・ 市内の放課後児童クラブのうち9割は、民間施設を借り上げて活動していますが、都市部にある横浜市では、賃借料が高額なため運営を圧迫しており、クラブの運営を支援することを目的に独自の賃借料補助制度を設けています。
- ・ 国は、平成26年7月に策定した「放課後こども総合プラン」を推進するため、「待機児童が発生している又は発生する可能性がある市町村」において、「27年度以降新規開設した放課後児童クラブ」を対象とした賃借料補助制度を設けていますが、受け皿の拡大に直結しない既存の放課後児童クラブは対象外となっています。
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(27～31年度)では、留守家庭児童の居場所の整備計画を定めていますが、既存の放課後児童クラブの受入れ枠数を前提としており、「放課後こども総合プラン」において国が目指す「全ての就学児童の安全・安心な放課後の居場所の確保」の実現には、既存の放課後児童クラブが安定的に運営されることが不可欠です。

2 低所得者世帯、ひとり親家庭、多子世帯等への利用料減免制度の創設

- ・ 国の放課後児童健全育成事業は、一定割合の利用者負担を前提とした国庫補助制度となっていますが、未就学児に対する教育・保育制度と異なり、家庭の経済状況に配慮する利用料減免制度がありません。
- ・ 一方、横浜市では、経済的な理由で留守家庭児童の放課後の居場所がなくなることを防ぐよう、低所得世帯を対象とした独自の利用料減免制度を実施しています。
- ・ 子どもの貧困対策が社会的課題となる中、未就学児に対する教育・保育制度では、幼児教育無償化の観点から、低所得世帯や、ひとり親家庭、多子世帯等への経済的支援が拡充されていますが、切れ目のない子育て支援、いわゆる「小1の壁」の打破のため、放課後児童健全育成事業にも同様の措置が必要です。

3 放課後児童健全育成事業に携わる人材確保のための支援

- ・ 国が28年度に実施した「放課後こども総合プラン」の推進状況等に関する調査では、放課後児童健全育成事業に携わる人材確保が各地方自治体の共通課題となっています。その理由として、放課後児童健全育成事業所は、学校のある平日は午後から、土曜日や長期休業期間中は一日中と開所時間が変則的であることや、保育・介護事業所と比べると認知度も高くないことなどが考えられます。
- ・ 横浜市では、30年度から、放課後児童健全育成事業所を「就労の場」としてPRするチラシを作成し、認知度を向上させるとともに、ホームページ等を活用して求人情報を集約し、効率的に提供することで雇用につなげる取組を開始します。
- ・ 国においては、これまで、放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施や経験等に応じた職員の処遇改善を積極的に進めてきていますが、これに加えて、各事業所における人材確保を支援する仕組みづくりを進めることも不可欠です。

【提案内容の説明】

1 既存の放課後児童クラブに対する賃借料補助制度の拡充

- ・ 国の賃借料補助制度について、「待機児童が発生している又は発生する可能性がある市町村」の要件を撤廃するとともに、「既存の放課後児童クラブ」も対象にすることを提案します。

2 低所得者世帯、ひとり親家庭、多子世帯等への利用料減免制度の創設

- ・ 国において、低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯等に対する支援策として、利用料減免制度を創設することを提案します。

3 放課後児童健全育成事業に携わる人材確保のための支援

- ・ 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」及び「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を継続し、放課後児童健全育成事業に関わる職員の処遇改善を進めるとともに、放課後児童健全育成事業の認知度向上のため、市町村独自の取組を調査・研究するなど、地方自治体の取組を支援することを提案します。

■参考1：横浜市における放課後児童クラブへの賃借料補助制度（29年度）

月額15万円（上限）

※ 分割・移転等により面積・耐震基準を満たした場合は、月額20万円（上限）

■参考2：横浜市における利用料減免制度（29年度）

市民税所得割非課税世帯、生活保護受給世帯等に対して利用料の減免を行っているクラブに、児童1人あたり月額2,500円を補助

※ 利用料（おやつ代は別途）は、放課後キッズクラブは月額5,000円、放課後児童クラブは月額17,100円（平均）

無料低額宿泊事業の適正化の推進

厚生労働省

地方自治体との十分な協議による無料低額宿泊事業の適正化に向けた関係規定の整備

【提案の背景・必要性】

- ・ 無料低額宿泊所は、住居がなく行き場のない生活困窮者等の自立に向けた一時的な宿泊施設として一定の役割を果たしていますが、著しく狭あいで設備が十分でない劣悪な環境の施設や、サービスに見合わない多額の宿泊料や利用料を設定し生活保護費から徴収する施設など、自立を阻害する施設の存在も指摘されています。
- ・ 国においては、今般、社会福祉法を改正し、無料低額宿泊事業など居住の用に供するための施設を設置して行う第二種社会福祉事業を「社会福祉住居施設」と定義した上で、事前届出制の導入や最低基準の創設など規制強化を行う予定です。
- ・ 一方で、横浜市では無料低額宿泊所と類似の事業を行いながらも届出のない、いわゆる「無届施設」の存在が問題となっており、今般の規制強化により、結果として「無届施設」が増加することも懸念されます。
- ・ また、国においては、生活保護法を改正し、単独での居住が困難な方への支援として「日常生活支援住居施設」という類型を新たに設け、地方自治体が認めた良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に日常生活上の支援を委託し、その費用を支弁する仕組みを創設する予定です。
- ・ 規制強化と併せて、生活困窮者等の自立促進に資する良質なサービスの提供を担保するために必要な仕組みですが、その一方で、対象となる施設の客観的かつ明確な基準がないと、地方自治体間で取扱いに差が生じる恐れがあります。

【提案内容の説明】

- ・ 無料低額宿泊所の適正な運営の確保に向けて、**政省令をはじめとした関係規定の整備にあたっては、地方自治体と十分に協議を行い、**
 - (1) 「社会福祉住居施設」として届出が必要な施設の範囲について、各地方自治体の実態を踏まえ「幅広く」かつ「明確に」規定し、いわゆる「無届施設」が発生しないような仕組みを構築すること
 - (2) 「日常生活支援住居施設」について、地方自治体間で取扱いに差が生じないように客観性のある明確な基準を設定することを提案します。

■横浜市における無料低額宿泊事業の状況

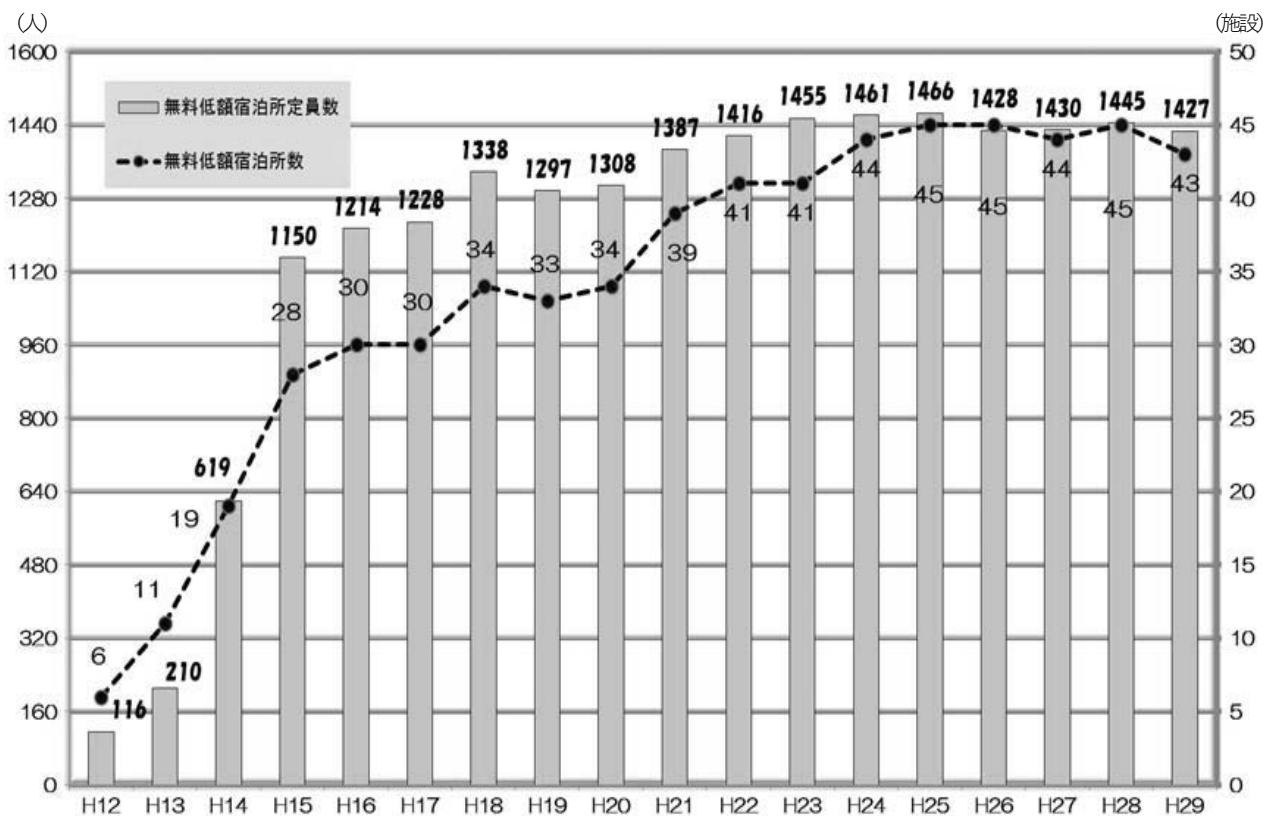
1 開設状況（平成30年4月1日現在）

- ・市内43施設（11事業者）、総定員数1,427人

2 横浜市が「ガイドライン」で定める主な施設・運営基準

- ・開設にあたっての市への事前相談
- ・居室は個室とし、床面積は7.43㎡以上
- ・利用にあたっては、利用者に対して、サービスの内容を十分に情報提供すること
- ・金銭管理は利用者による管理を原則とし、やむを得ず、事業者が金銭管理する場合は書面による確認を行い、管理方法や本人への定期的な報告を管理規定等で定めること
- ・1施設あたりの定員を50人以下に制限
- ・苦情受付体制を整備して、利用者に明確に示すことを義務付け
- ・利用者を市外から連れてこないこと

■横浜市における無料低額宿泊所数等の推移



■横浜市における、無料低額宿泊所と類似の事業を行いながらも届出のない「無届施設」の数

施設数：33施設 入所者数：198人（平成29年10月1日現在）

介護人材の確保・定着支援に向けた取組の推進

厚生労働省

- 1 地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みの構築
- 2 介護職員の住居借上げ支援制度の創設
- 3 介護福祉士の国家資格取得に関する制度の見直し

【提案の背景・必要性】

1 地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みの構築

- ・ 団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年には、全国で 34 万人、神奈川県下で 2.1 万人の介護人材が不足することが見込まれています。
- ・ 国においては、2025 年に向けて、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムを構築することを通じて、地域における医療と介護を総合的に確保するため、県に地域医療介護総合確保基金を設置しています。
- ・ 基金は、消費税財源を基に国が 2/3、県が 1/3 を負担し、介護人材の確保にも活用されていますが、現状は、県が事業計画を策定して市町村等に交付しており、国が設定した支援メニューを県が実施していない場合があるなど、横浜市が主体的に活用できません。

2 介護職員の住居借上げ支援制度の創設

- ・ 関東大都市圏における住宅 1 畳当たりの家賃は全国平均の 1.4 倍になるなど、都市部では住居費の負担が大きくなっています。国においては、保育士に対する宿舍借上げ支援や、外国人の介護職員に対する住居費の一部補助を実施していますが、横浜市では、これに加えて、新たに就労する介護職員を対象とした宿舍借上げ支援を独自に実施しています。

3 介護福祉士の国家資格取得に関する制度の見直し

- ・ 介護福祉士の国家試験は、年々合格率が上がっているものの、現状では、3 割が不合格となっており、特に EPA 候補生（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者）等の外国人は 5 割が不合格となっています。また、介護福祉士法の改正により、平成 29 年度から、介護福祉士養成校の卒業生についても、国家試験への合格が資格取得の条件となりました（経過措置あり）。
- ・ 外国人の在留資格に「介護」が加わり、外国人材の更なる活躍が期待される中、介護福祉士を目指して留学生として来日し、養成校を卒業した外国人材が、国家試験に不合格となることで介護福祉士の資格を取得できず、在留資格を失うことが懸念されます。

【提案内容の説明】

1 地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みの構築

- 横浜市は、神奈川県内の介護事業所の4割が集中しており、県からの権限移譲を受けて介護事業者への指導を行っている等の実績があります。大都市自治体が地域特性に応じて主体的に施策を推進できるよう、**財政措置と合わせて指定都市への基金設置、又は、基金への指定都市配分枠の設定などにより、地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みを構築**することを提案します。

2 介護職員の住居借上げ支援制度の創設

- 介護人材の更なる確保と定着に向けて、**介護施設等が介護職員のために UR 等の公的賃貸住宅を借上げた場合の家賃補助制度を創設**することを提案します。

3 介護福祉士の国家資格取得に関する制度の見直し

- 外国人介護人材の確保も視野に入れ、**介護福祉士の資質の担保を図るための育成支援の充実**とともに、**年1回のみ**の試験回数を増やす、試験時間を延長する等、**試験制度の見直し**を提案します。
- また、介護福祉士養成校の卒業者に国家試験受験を義務付ける一方、33年度の卒業生までは介護職場で5年間従事すれば資格が付与される経過措置が設けられていますが、**34年度以降の卒業生にも経過措置を延長**することを提案します。

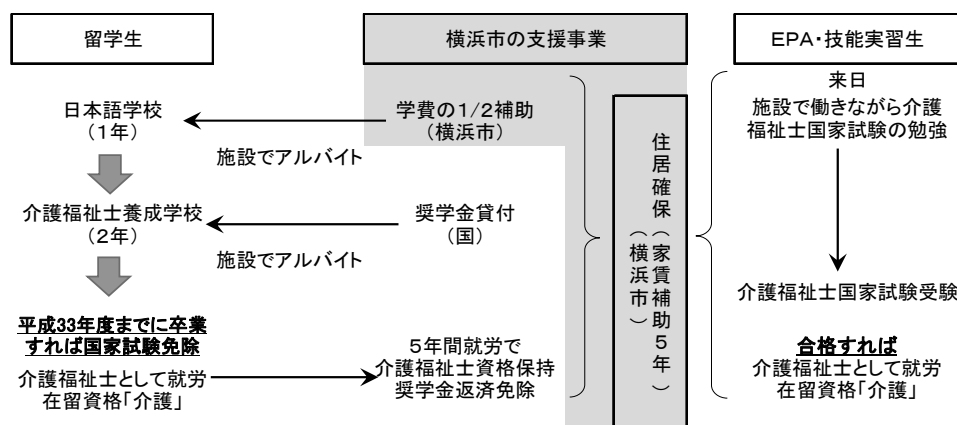
■横浜市介護職員宿舎借上げ支援事業

新たに市内で介護職員を雇用し、一定程度空き室のあるUR等の大規模団地を活用して介護職員の住居を確保する法人に対し、家賃の一部を補助。

事業費	3,600万円 (36万円/年間 × 100人)
対象者	市内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設で新たに職員を雇用する法人
対象物件	一定程度空き室のある市内のURや神奈川県住宅供給公社の大規模団地
補助額	介護職員の宿舎として団地を借上げた際に、家賃の1/2(上限3万円)を補助
期間	最長で5年(継続勤務の場合のみ)
補助要件	居住する介護職員が地域の自治会等に参加し、地域活動等に参加すること

■横浜市外国人留学生受入支援事業

介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、日本語学校の学費等を補助し、介護の仕事や日常生活等を支援。



2025 年問題の解決に向けた介護施設整備の促進

厚生労働省、財務省

特別養護老人ホーム整備のための国有地の更なる活用

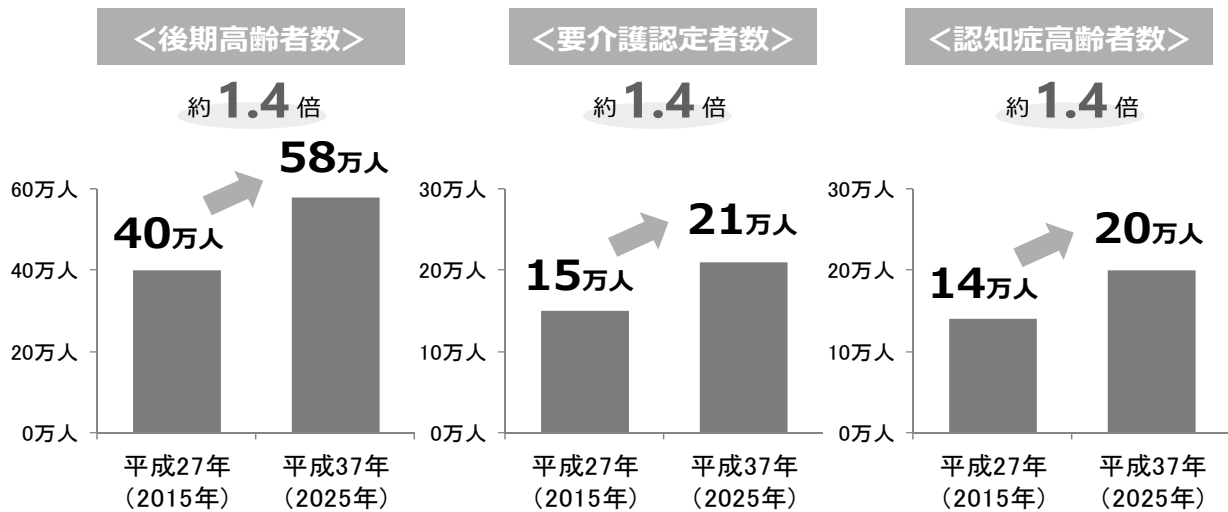
【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜市では、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる **2025（平成 37）年**には、**2015（平成 27）年**に比べて、**要介護認定者数は 1.4 倍（21 万人）、認知症高齢者数は 1.4 倍（20 万人）**まで急増すると推計しており、これに伴い、常時介護を必要とし、かつ、在宅での生活が困難な方が入所する**特別養護老人ホームをはじめとした介護施設は大幅に不足**することが見込まれています。
- ・ 国においては、2020 年代初頭までに、家族の介護を理由とした離職をなくす「介護離職ゼロ」の実現を目指し、介護サービス確保等に取り組んでおり、2016（平成 28）年から、**介護施設整備のための国有地の貸付**を行っています。
- ・ この貸付は、用地取得費等の負担をなくし、当初 10 年間の貸付料の減額も受けられるものであるため、**用地確保が困難な都市部で介護施設整備を進める上で、立地の良い土地が確保でき、事業者の初期投資の負担を大幅に軽減できる有効な支援策**となっています。
- ・ 横浜市では、特別養護老人ホーム整備運営法人の公募において、2016（平成 28）年度からの 3 か年で 8 か所の国有地を活用することとし、2016（平成 28）年度は 2 施設、2017（平成 29）年度は 3 施設を選定し、整備を行っています。応募は従来よりも増加しており、応募法人の 7 割が用地代の負担軽減をメリットとして挙げるなど、**法人の参入意欲向上につながっています**。

【提案内容の説明】

- ・ 特別養護老人ホームの整備について、横浜市では、2025（平成 37）年に向けて、**第 7 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、整備量を倍増し、年間 600 人分の整備を進める**こととしました。また、そのための整備手法として、大規模な用地を必要とする「広域型特別養護老人ホーム」のほか、定員が 29 人以下で、**小規模な用地でも実施可能な「サテライト型特別養護老人ホーム」の整備も積極的に進めます**。
- ・ 今後、整備を加速させる上で、民有地や市有地貸付だけでは進めていくことは困難なため、**特別養護老人ホームの整備に活用できる国有地を、小規模のものも含めて、更に提供すること**、また、**2020（平成 32）年度末までの時限措置である現行の貸付制度を延長**することを提案します。

参考1：団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025（平成37）年における横浜市の各種推計値



- ※ 「後期高齢者数」は、平成27年国勢調査を基準とした将来人口推計（横浜市）
- ※ 「要介護認定者数」と「認知症高齢者数」は、平成27年国勢調査を基準とした将来人口推計（横浜市）を基に算出
- ※ 「認知症高齢者数」は、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業 九州大学 二宮教授）の認知症有病率が上昇する場合を使用した推計

参考2：横浜市における特別養護老人ホーム整備での国有地活用状況

公募年度	国有地	所在地
H28年度	2か所	港南区日野、港南区日野南
H29年度	3か所	西区老松町、南区山谷、金沢区泥亀
H30年度	3か所	神奈川区子安台、港南区日野南、金沢区町屋町

参考3：横浜市における特別養護老人ホーム整備運営法人の応募状況

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
公募定員	210人	230人	290人	290人	370人	300人	360人
応募状況	民有地	5法人	11法人	10法人	7法人	6法人	1法人
	市有地	—	—	—	—	2法人	—
	国有地	—	—	—	—	—	14法人
	計	5法人	11法人	10法人	7法人	8法人	15法人
						21法人	

子どもの医療費助成の充実に向けた環境整備

厚生労働省

就学前の子どもの医療費に対する自己負担割合を 1割に引き下げる健康保険法等の改正

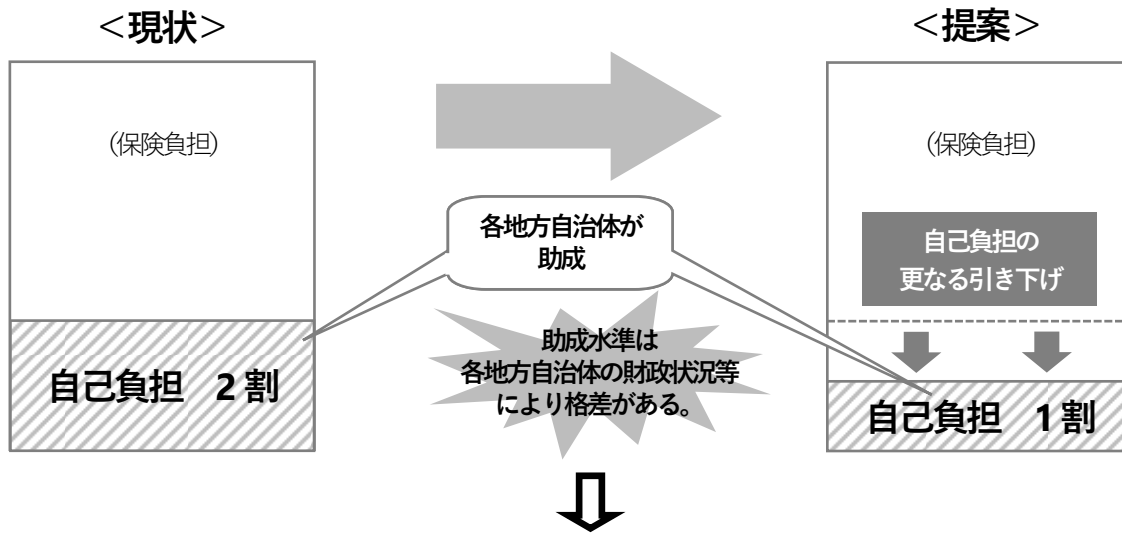
【提案の背景・必要性】

- ・ 少子化の流れに歯止めをかけ、社会の活力を維持していくためには、子どもを
生み育てやすい社会の実現を目指し、経済的負担の軽減など、国を挙げて子育て
環境の整備を充実させることが喫緊の課題です。
- ・ 国においても、少子高齢化に真正面から挑み、「夢をつむぐ子育て支援」など
により、「一億総活躍社会」の実現に向けて取り組むとされています。
- ・ 健康保険制度における医療費の自己負担割合は、3割が基本となっていますが、
義務教育就学前までの子どもについては、健康保険法等の改正により、平成 20
年 4 月から、自己負担割合が 2 割とされ、一定の負担軽減が行われています。
- ・ 子どもの医療費の負担軽減は、全ての子どもに関わるものであり、子育て世代の
関心や期待が非常に大きいことから、全ての地方自治体で自己負担分に対する
独自の助成が行われています。その一方で、助成水準は、それぞれの地方自治体
の財政状況等によって格差があります。
- ・ 出産や子育てに関する医療面での経済的負担の軽減は、本来、ナショナル
ミニマムの保障に係るものであるため、国の責任において、全国で同じ水準と
なるよう環境を整備することが重要

【提案内容の説明】

- ・ 地方自治体が実施する子どもの医療費助成制度を安定させ、全国どこに住んで
いても安心して子育てできるようにするため、就学前の子どもの医療費に対する
健康保険の自己負担割合を 1 割に引き下げることを提案します。

■提案内容：就学前の子どもの医療費に対する自己負担割合の引き下げ



出産や子育てに関する医療面での経済的負担の軽減に向けて、国の責任で環境整備を進めることが重要

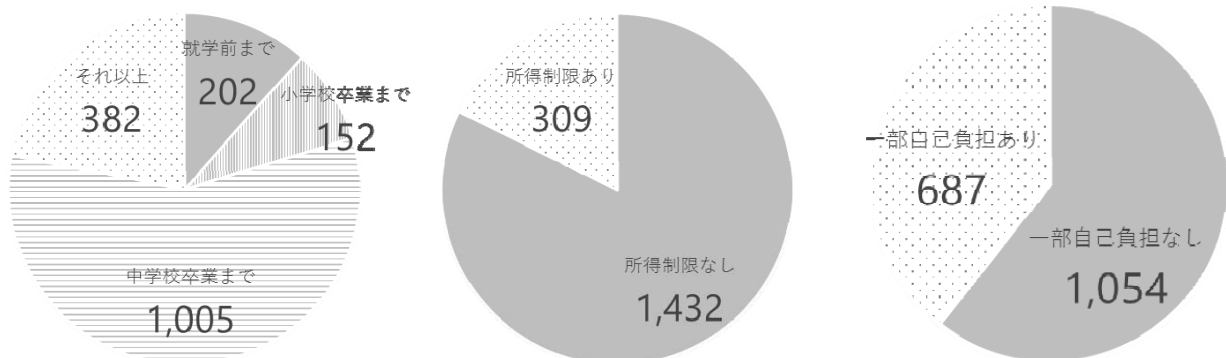
■参考1：横浜市の小児医療費助成制度（平成30年4月時点）

年齢	対象診療	所得制限	一部自己負担
0歳	通院・入院	なし	なし（全額助成）
1歳～小学3年生		あり	あり（通院1回500円まで）
小学4～6年生	入院	なし	なし（入院のみ・全額助成）
中学生		あり	なし（入院のみ・全額助成）

■参考2：自己負担分への助成の実施状況

全ての市区町村（1,741）が独自の助成を実施。一方で、助成水準には格差がある。

<通院に対する助成の実施状況>



(出典) 厚生労働省「平成28年度 乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」

国民健康保険に係る国庫負担金減額調整措置の見直し

厚生労働省

医療費の一部負担への助成を行っている地方自治体に対する国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置の廃止

【提案の背景・必要性】

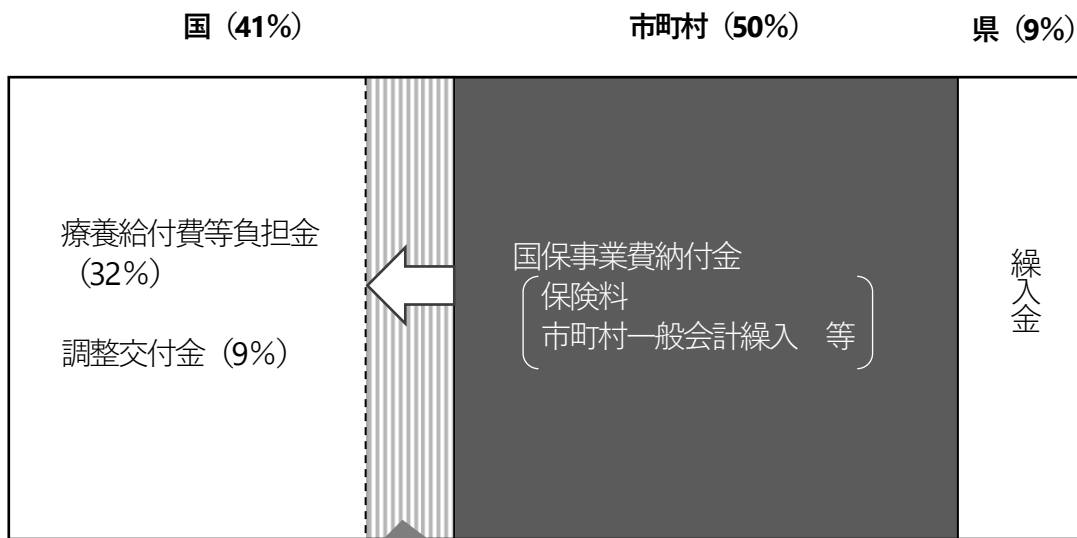
- ・ 重度障害者、子ども、ひとり親家庭等の医療費について、地方自治体は、健康保険制度の自己負担分へ助成を行っています。
- ・ 国は、地方自治体の助成によって自己負担が軽減されることは医療費の増加につながるとして、**独自に助成を行っている地方自治体に対して、国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置**を講じています。
- ・ しかしながら、これらの自己負担軽減策は、本来、全国一律に行うべきものであり、ほとんどの地方自治体で一部負担への助成を行っている状況を踏まえると、減額調整措置は、公的医療保険制度における自治体間の公平性を担保するものとして既に有効に機能していません。
- ・ 国は、平成30年度から、義務教育就学前の子どもの医療費に係る助成について、減額調整措置の適用対象としないこととしましたが、それ以外の助成への適用は依然として継続しています。
- ・ **減額調整措置により医療費の抑制を図ることは、障害者等への支援を阻むことにつながりかねず、また地方自治体にとって大きな財政負担となります。**
- ・ 特に、重度障害者に対する減額調整措置は、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった**障害者等が自立し、積極的に社会に参加・貢献していくことができる地域共生社会の実現や、障害者等が最大限活躍できる環境を整備するために治療と職業生活の両立支援等を推進していく国の姿勢とは相いれません。**

【提案内容の説明】

- ・ 医療費の一部負担への助成を行っている地方自治体への国民健康保険に係る**国庫負担金の減額調整措置を廃止**することを提案します。

■国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置部分

【都道府県の国民健康保険医療給付費の財源構成モデル（％は減額前の数値）】



国庫負担金減額調整分は
市町村の負担に上乗せされる (※)

※ 国の「療養給付費等負担金」(32%)及び「調整交付金」(9%)の一部が減額され、その分は、市町村における保険料や一般会計繰入等を原資とする「納付金」に上乗せされます。なお、減額される額は、市町村ごとの医療費助成額に比例しています。

■横浜市が一部負担への助成を行っていることで減額された国民健康保険に係る国庫負担金 (療養給付費等負担金)の額(平成28年度)

	全体(千円)	うち未就学児(千円) 【※30年度から減額措置廃止】
重度障害者	1,476,430	5,030
小児医療費	181,083	140,483
ひとり親家庭等	156,224	16,374
合計	1,813,737	161,887

国民健康保険への財政支援の拡充

厚生労働省

国民健康保険を安定的に運営していくための、更なる財政支援の拡充

【提案の背景・必要性】

- ・ 国民健康保険制度は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の根幹をなすものであり、国民生活を支える重要な役割を担っています。
- ・ しかし、他の健康保険と比べて高齢者が多いことなどから、医療費水準が高く低所得者の割合も高いなど、国民健康保険固有の構造的問題を抱えており、その財政基盤は極めて脆弱です。
- ・ 国において、財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進などによる、持続可能な医療保険制度の構築が進められる中、平成30年4月からは、国民健康保険の運営が都道府県単位化され、これに伴い、国による財政支援も拡充されましたが、国民健康保険が抱える構造的な課題を解決するためには、未だに十分とは言えません。
- ・ 横浜市では、「第2期 横浜市国民健康保険 保健事業実施計画」（30～35年度）に基づき、特定健診自己負担額の無料化による受診率の向上、糖尿病性腎症重症化予防の拡充による人工透析への移行防止など、**医療費適正化の取組を進めています**が、今後も高齢化等に伴い、1人当たりの医療費の増加が見込まれています。
- ・ また、国が削減・解消すべきとしている、市町村による「決算補填等のための法定外一般会計繰入金」（横浜市では保険料負担緩和のために約82億円を繰入）について、追加の財政支援が行われないうちで削減していくことは保険料の急上昇につながる恐れがあります。

【提案内容の説明】

- ・ 国民健康保険の財政基盤を強化するため、**将来の医療費の増加を見据えた更なる財政支援の拡充**を提案します。
- ・ とりわけ、「決算補填等のための法定外一般会計繰入金」について、保険料の上昇を最小限に抑えながら、段階的に解消できるよう、必要な財政支援の拡充を提案します。

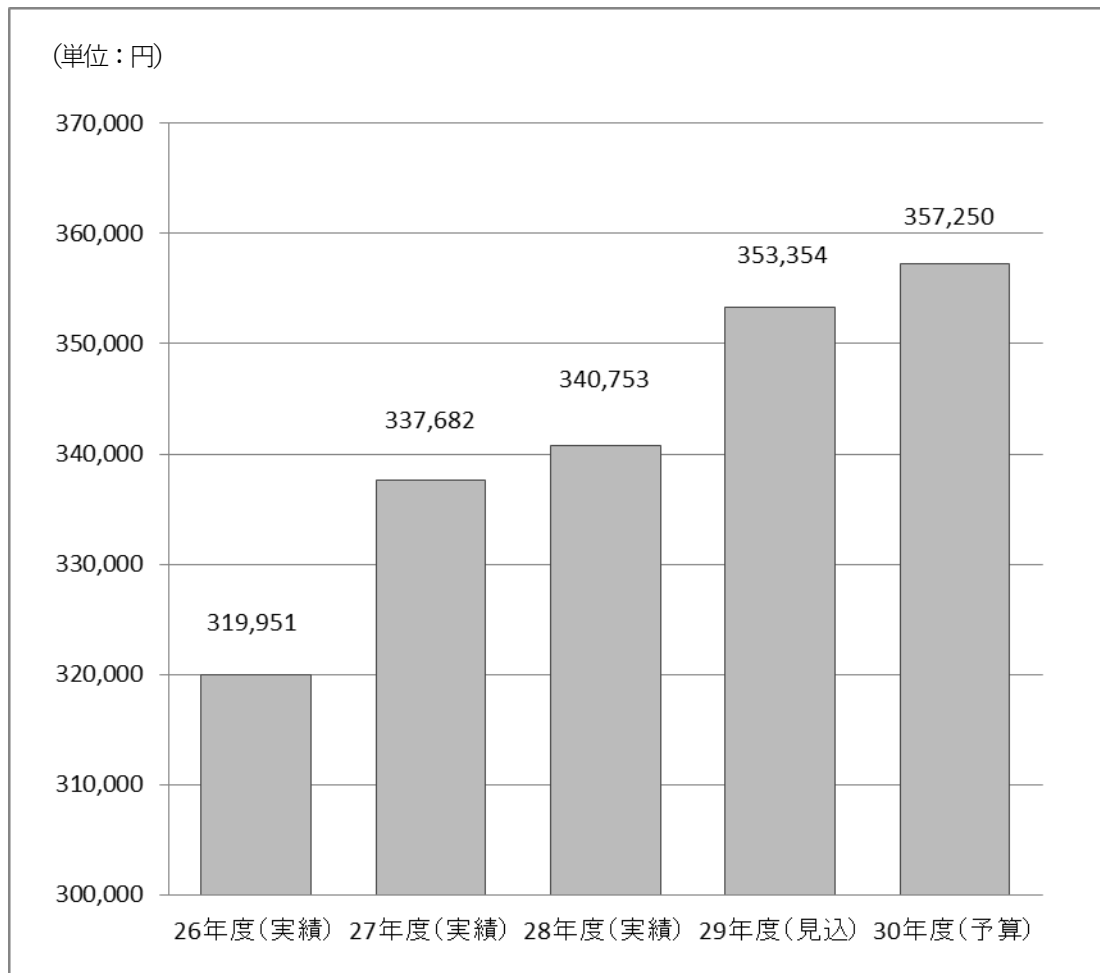
■横浜市における保険料負担緩和のための法定外市費繰入額

(単位：億円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
一般会計繰入金	322.4	338.4	323.6	323.1	311.8
うち 保険料負担緩和市費	106.3	102.6	101.6	99.9	81.6

※1人当たりの保険料負担緩和市費：30年度 10,913円

■横浜市国民健康保険における1人当たりの医療費



旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催要請

農林水産省、国土交通省

国際園芸博覧会の開催要請

【提案の背景・必要性】

- ・ 国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決への貢献を目的に開催されています。
- ・ 横浜市では、**国連 SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、観光立国や地方創生・経済活性化の推進、旧上瀬谷通信施設の活性化による圏域振興等を図るため、国際園芸博覧会（A1 クラス）の招致**を目指しています。

【提案内容の説明】

- ・ 平成 29 年 6 月に設置した有識者による「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会」における審議とともに、地権者の皆様をはじめ市民・企業等の皆様から御意見をいただき、横浜市としての基本事項案を取りまとめましたので、**旧上瀬谷通信施設において国際園芸博覧会の開催に向けた検討**を要請します。

<提案基本事項等>

- (1) 開催場所：旧上瀬谷通信施設（横浜市旭区・瀬谷区）
※27 年 6 月に米軍から返還された面積約 242ha の首都圏最大級の平坦な土地
- (2) 開催期間：2026 年 4 月～9 月（6 か月間）を想定
- (3) 会場規模：国有地を中心に会場面積 80～100ha を想定
- (4) 入場者規模：1,500 万人以上を想定

■開催意義等（抜粋）

テーマ

幸せを創る明日の風景

Scenery of The Future for Happiness

日本・横浜が創る 明日の豊かさを深める環境社会

○開催意義
 横浜・上瀬谷で花と緑等をシンボルに、地球環境の持続、経済成長、成熟社会等を展望した未来志向の国際園芸博覧会を開催

①国際的な視点
 地球環境を継承する具体的な取組を発信し、国連SDGsの課題解決に貢献

②花と緑・博覧会の視点
 園芸に関する最高水準の知識や文化を深め、新たな価値観やサービスを創出

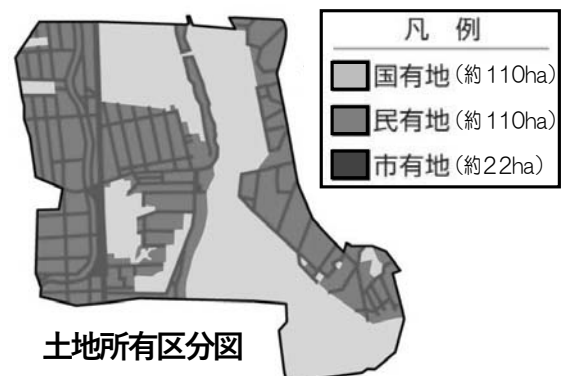
③日本・横浜・上瀬谷での視点
 観光立国、地方創生等に貢献し、郊外部の活性化モデルとして圏域を振興



開催場所（旧上瀬谷通信施設）・交通アクセス



旧上瀬谷通信施設（約242ha）航空写真



土地所有区分図

廃棄物発電事業の安定性確保に向けた 小売電気事業者登録制度の充実

経済産業省

小売電気事業者に対する登録後の国による審査体制の強化

【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜市では、廃棄物発電での余剰電力を平成 17 年度から競争入札で売却していますが、27 年度に売却先であった特定規模電気事業者（現在の小売電気事業者）が破産し、横浜市を含め、多くの地方自治体が被害を受けました。破産法に基づく手続きでは、本年 5 月に配当額が確定し、未収債権の全額回収は非常に困難な状況です。
- ・ 余剰電力の売却では、多くの小売電気事業者の登録がある中で、**地方自治体が、小売電気事業者の選定にあたって個別に相手先の経営状況を把握することには限界**があります。
- ・ また、小売電気事業者の経営破綻は、地方自治体などの発電事業を行う供給者、一般家庭、企業、商店などの消費者の双方に大きな影響を与えるものであり、電力小売自由化の目的である電気の安定供給と価格の抑制に水を差すことになりかねません。

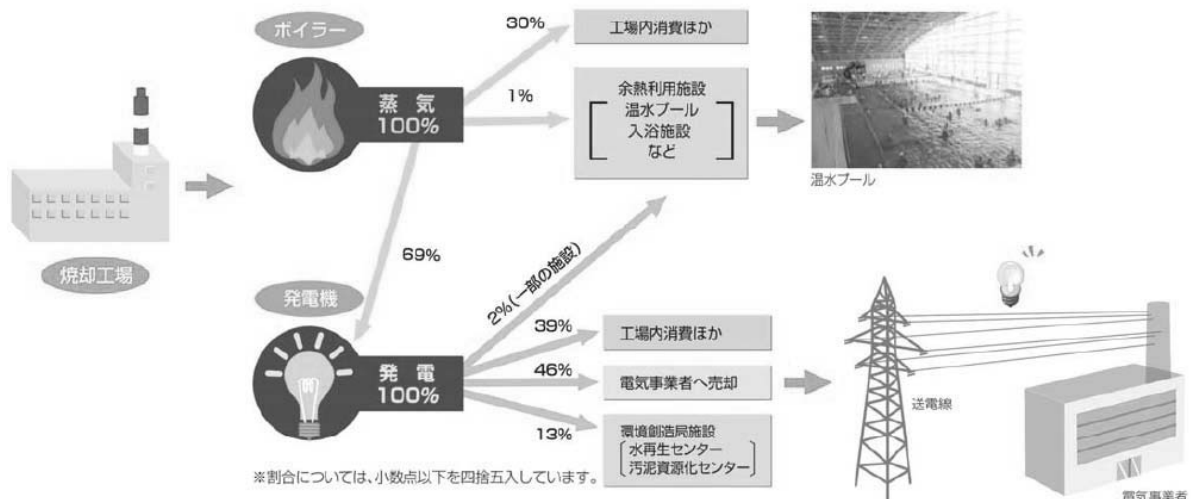
【提案内容の説明】

- ・ 安定した廃棄物発電事業の実施に向けて、既に行われている小売電気事業者の登録申請時の審査に加えて、**登録後においても、定期的な経営状況の確認や、経営状況が悪化していると認められる場合の登録取消など、国による審査体制の強化**を提案します。

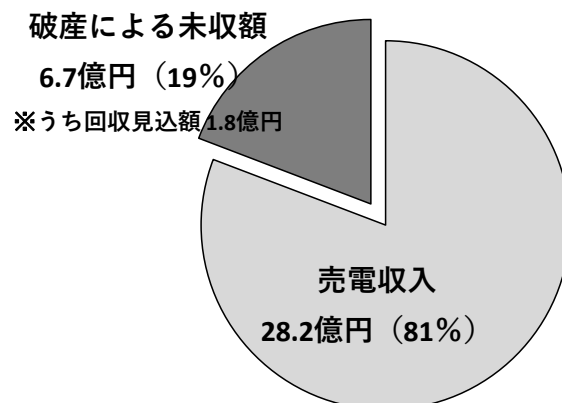
■小売電気事業者登録制度

現状	提案
<p>電気の小売供給にあたっては、小売電気事業者として登録する必要があるが、経営状況に関する審査が行われるのは登録時のみ</p> <p>多数の小売電気事業者の登録がある中で、地方自治体が個別の相手先の経営状況を把握することには限界がある</p>	<p>登録時だけでなく、定期的に経営状況を確認</p> <p>経営状況が悪化した小売電気事業者は、登録を取り消す措置を行うなど、審査体制を強化</p>

■横浜市でのごみ焼却余熱の有効利用



■平成 27 年度の余剰電力売却収入と破産による未収額



国及び国の関係機関の公共事業における 市内中小企業者の受注機会の増大

国土交通省

横浜市内中小企業者の受注機会の増大を図るための、 分離・分割発注の推進と地元が参画しやすい発注方式の増大

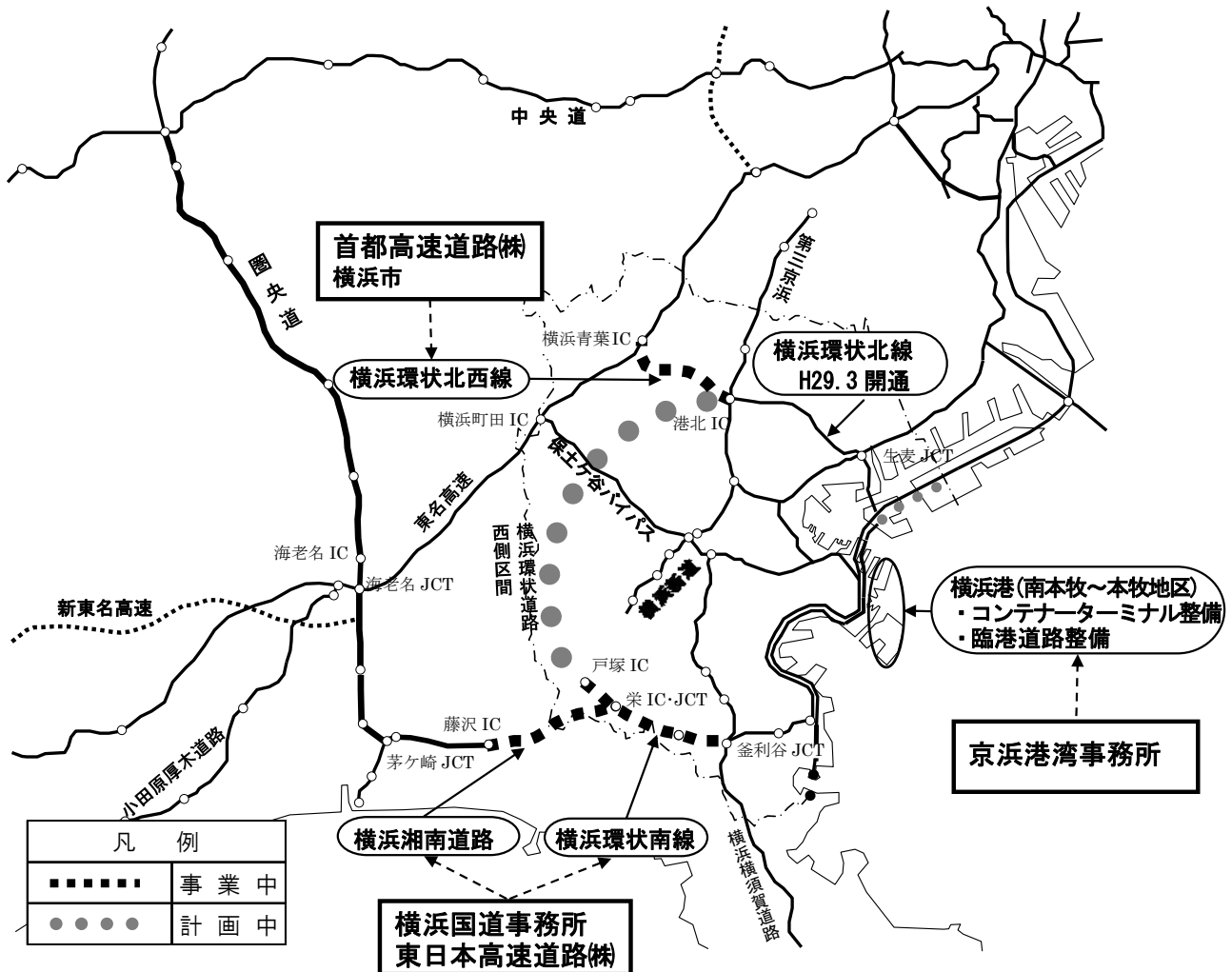
【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜市では、平成 22 年に「横浜市内中小企業振興基本条例」を制定し、市発注の公共事業で、市内中小企業者の受注機会の増大を推進しています。
- ・ また、23 年からは、国等関係機関と「横浜市内公共事業発注者連絡会」を毎年開催し、国等関係機関による公共事業での市内中小企業者の受注機会の一層の増大に取り組んでいます。連絡会の設立以降、市内中小企業者の受注実績は大幅に伸びており、28 年の受注額は 125 億円を超えました。
- ・ 国においては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、27 年 1 月に、公共事業の発注者向けに「発注関係事務の運用に関する指針」が策定され、災害対応を含め、地域における社会資本の維持管理を担う企業の確保の重要性が掲げられています。
- ・ 横浜市内では、今後も、横浜環状道路や港湾の整備など、国等関係機関による大規模事業が継続することから、その推進と地元経済の活性化の視点から、市内中小企業者の受注機会を増大させることが求められています。

【提案内容の説明】

- ・ 国等関係機関による公共工事において、引き続き地元発注を基本方針とするとともに、横浜市内中小企業者の受注機会の拡大を図るため、**分離・分割発注の推進**や、**地域の精通度・貢献度を評価する発注方式及び地元企業が参画可能な JV への発注等**を増大することを提案します。

■国及び国の関係機関の横浜市における主な大規模公共事業



■横浜市内の国及び国の関係機関による発注額と市内企業受注額

	23年度	…	26年度	27年度	28年度
発注額	960億円	…	1,920億円	1,729億円	1,791億円
(WTO や緊急随意契約案件を除いた場合の額)	(504億円)	…	(653億円)	(547億円)	(617億円)
うち 市内企業受注額	55億円	…	82億円	113億円	125億円

※集計対象は、「横浜市内公共事業発注者連絡会」のメンバー等である、国土交通省（横浜国道事務所、京浜港湾事務所、京浜河川事務所、横浜営繕事務所、川崎国道事務所）、東日本高速道路(株)（横浜工事事務所、京浜管理事務所）及び首都高速道路(株)（神奈川建設局、神奈川管理局）。

※各機関の発注額は、横浜市域外も含む。

公共施設の老朽化対策の推進

国土交通省、文部科学省、環境省

1 道路・港湾施設・下水道施設・河川施設・公園施設等の老朽化対策

- (1) 防災・安全交付金の所要額確保と計画的な老朽化対策等の事業への重点的な配分
- (2) 防災・安全交付金の対象施設・事業の拡充と規模要件の緩和

2 学校施設の老朽化対策

- (1) 学校施設環境改善交付金の所要額確保
- (2) 老朽校舎の改築に係る補助率の見直し

3 廃棄物処理施設等の整備に係る支援の充実

- (1) 焼却工場の安定稼働のための整備への財政措置
- (2) 施設の長寿命化を図る基幹改良事業の補助対象の拡充
- (3) 収集事務所等の関連施設の再整備への財政措置

【提案の背景・必要性】

- ・ 市民生活やあらゆる社会経済活動を支える、道路・港湾施設・下水道施設・河川施設・公園施設や、学校施設、廃棄物処理施設などの公共施設は、高度経済成長期以降に大量かつ集中的に整備され、一部の施設については既に老朽化が深刻化するとともに、更に今後 20 年間で老朽化する施設が急速に増加します。
- ・ 国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月）や「社会資本整備重点計画」（27 年 9 月）では、国や地方自治体等の管理者が一丸となって、戦略的な維持管理・更新等に取り組み、維持管理のメンテナンスサイクルを構築すること等が掲げられました。
- ・ また、地方自治体には、28 年度までに「インフラ長寿命化計画」（行動計画）を策定し、更に、32 年度までに施設ごとの「個別施設計画」を策定することが求められています。
- ・ 老朽化対策の実施にあたっては、点検・診断から様々な規模の修繕・更新までを、個別施設計画に基づき、適切な時期に着実かつ効率的・効果的に進めることで市民の安全・安心を確保することはもとより、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減し、事業費の平準化を図ることが可能となります。
- ・ 公共施設のメンテナンスサイクルを計画的かつ確実に循環させ、老朽化対策を推進するためには、国の支援が不可欠です。

【提案内容の説明】

1 道路・港湾施設・下水道施設・河川施設・公園施設等の老朽化対策

- ・老朽化対策などを支援する**防災・安全交付金**について、公共施設のメンテナンスサイクルを計画的かつ確実に循環させられるよう、地方自治体が必要とする**所要額を確保し、個別施設計画に基づく計画的な老朽化対策等の事業に重点的に配分**することを提案します。
- ・また、地方自治体の実情に合わせて柔軟に事業執行できるよう、**防災・安全交付金の対象施設・事業の拡充及び規模要件の緩和**を提案します。

2 学校施設の老朽化対策

- ・適切な教育環境の確保は、国及び地方自治体の責務です。学校施設の老朽化対策や環境改善を計画的に実施できるよう、**学校施設環境改善交付金**について、地方自治体が必要とする**所要額を当初予算において確保**することが必要です。
- ・横浜市では、29年5月に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定し、老朽化が進み、建替え時期を迎える多くの学校施設について、計画的に改築（建替え）を進めることとしました。この改築は、適切に維持管理を行い、長寿命化を図った上で行うものであり、児童生徒の安全・安心のためには、**新增築と同様に必ず行わなければならない義務的な事業**です。このため、**改築についての補助率を見直し、学校統合を伴わない場合でも、現行の1/3から、新增築と同様の1/2に引き上げる**よう提案します。

3 廃棄物処理施設等の整備に係る支援の充実

- ・焼却工場においては、減量・リサイクルに取り組んでもなお残る廃棄物について、効率的・安定的な処理を行っており、焼却工場の維持管理を行う上で極めて重要な「**ろ布交換**」や「**触媒交換**」等の**更新**について、**循環型社会形成推進交付金の対象とすることが必要**です。
- ・ストックマネジメントを効果的に行えるよう、焼却工場、資源化施設の長寿命化を図る**基幹改良事業**について、**循環型社会形成推進交付金の対象となる設備・機器を、二酸化炭素の排出削減に寄与するもの以外にも拡充**することを提案します。また、**基幹改良事業の対象施設を、廃棄物の収集・運搬・中間処理・最終処分を支える中継輸送施設、最終処分場等にも拡充**することを提案します。
- ・**収集事務所等の関連施設の新設及び建替え**について、廃棄物処理を支える重要な施設として、**財政措置を新たに設ける**ことを提案します。

■防災・安全交付金の対象施設・事業の拡充と規模要件の緩和【項目1 関連】

	現状	提案
港湾事業	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な維持修繕の確実な実施が必要。 老朽化対策事業は、規模要件「2億円以上かつ5億円を超えない」に該当しない事業が多く、補助率も新設・再建設よりも低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 「維持管理計画」の更新、及び計画に基づく点検への対象拡大。 老朽化対策事業における規模要件緩和及び補助率の引き上げ。
河川事業	<ul style="list-style-type: none"> 河川護岸や地下式遊水地等に対する老朽化対策、長寿命化が対象となっていない。 老朽化対策事業は、規模要件「事業費が概ね4億円以上」に該当しない事業が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川護岸や地下式遊水地等の老朽化対策、長寿命化への対象拡大。 老朽化対策事業における規模要件緩和。



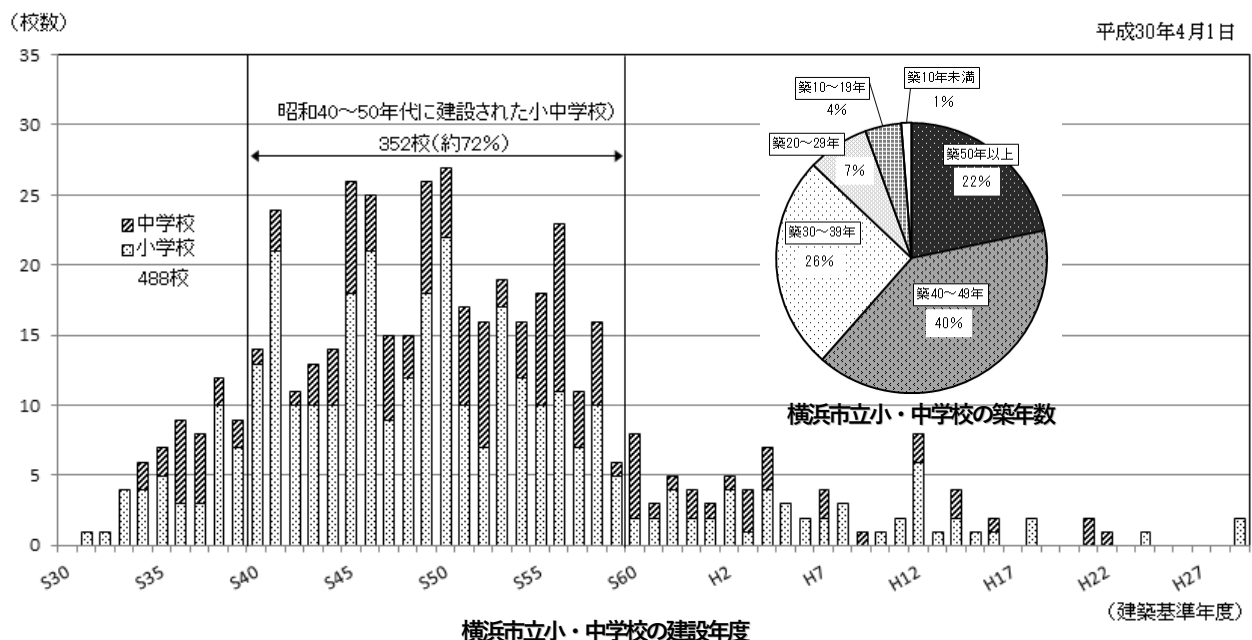
大黒ふ頭電気防食工事



平戸永谷川の河川護岸崩落

■横浜市の学校施設の年度別整備と老朽化の状況【項目2 関連】

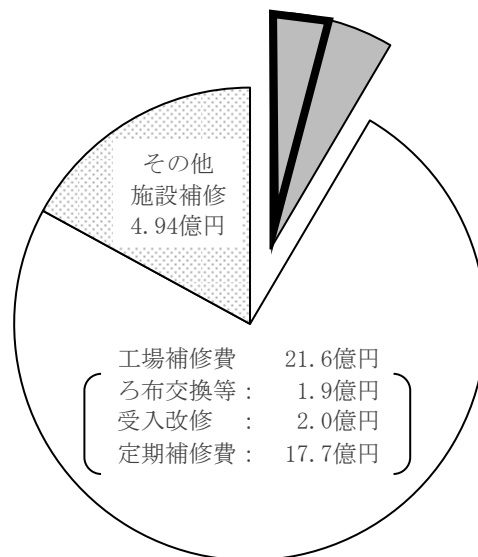
横浜市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて学校施設を集中的に整備しました。従来は築40年程度で改築（建替え）を行っていましたが、現状では6割以上の学校が築後40年以上経過しています。それを踏まえ、維持管理等を適正に行うことで長寿命化を図るとともに、築70年を超えない範囲で平準化して改築を進めています。



■廃棄物処理施設等の補修費の状況（30年度横浜市予算）【項目3 関連】

廃棄物処理施設等は、平時の安定的なごみ処理だけでなく、災害時の速やかな復興に向けた災害廃棄物の処理を行うなどの役割も有している重要な施設です。しかし、横浜市の廃棄物処理施設等の補修費全体に対して、国費の交付対象となる事業（太線に囲まれている箇所）は、20分の1に満たない状況です。

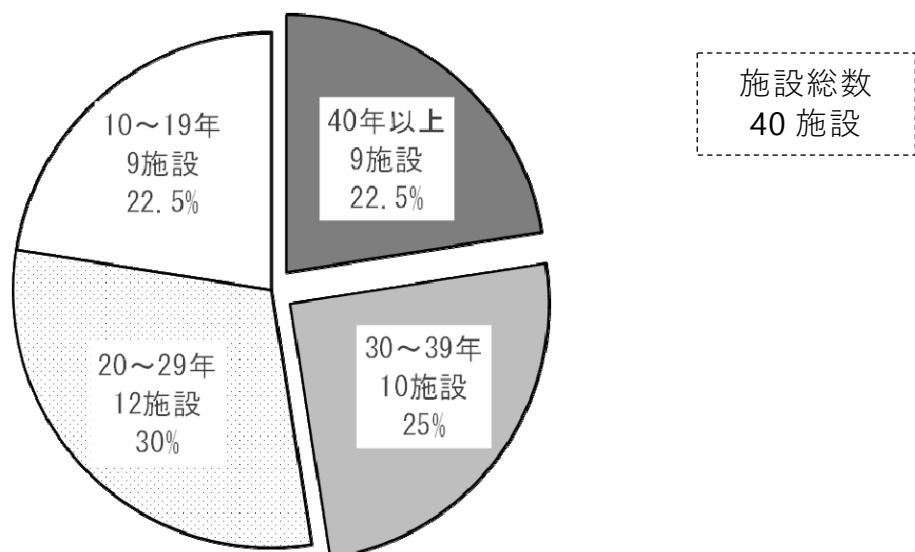
鶴見工場長寿命化2.46億円
（うち交付対象1.11億円（CO2削減を伴うもの））



廃棄物処理施設等の補修費全体：29億円

■廃棄物処理施設等の設置状況【項目3 関連】

横浜市の廃棄物処理施設等は、半数近くが竣工から30年以上経過しています。



花と緑を活かした都市の魅力づくりのための 制度・支援の充実

国土交通省、財務省

- 1 花と緑を活かして都市の魅力や賑わいを高める取組への支援の充実
- 2 緑地保全に係る税制上の負担軽減措置の拡充、国有財産の取扱いの見直し
- 3 特定生産緑地の円滑な指定のための支援の充実

【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜市では、2017（平成 29）年春に開催した「全国都市緑化よこはまフェア」の成果を継承して、花・緑・農・水を活かした、市民・企業参加によるまちづくり、賑わい創出、観光・MICE の推進などの幅広い取組による「ガーデンシティ横浜」を推進しており、花や緑を活かした都市の魅力づくりに向けた様々な取組を進めています。
- ・ また、2009（平成 21）年度から市民税の超過課税である「横浜みどり税」により財源を確保し、民有地が多い市域の緑を次世代に継承することを目的とした「横浜みどりアップ計画」を強力に推進しています。取組の開始により、緑の減少傾向は鈍化しているものの、保全すべき緑は依然として多く残っており、今後も継続して取組を進める必要があります。
- ・ 横浜市が2017（平成 29）年7月に実施した土地所有者への意識調査では、樹林地・農地ともに、4割以上の所有者が「将来の遺産相続時の対応」を課題として挙げています。都市部では、緑地が相続を契機に開発用地として転用・売却されている中、2015（平成 27）年1月には相続税の基礎控除額が大幅に縮小されており、土地所有者の負担軽減などの環境整備が喫緊の課題となっています。

【提案内容の説明】

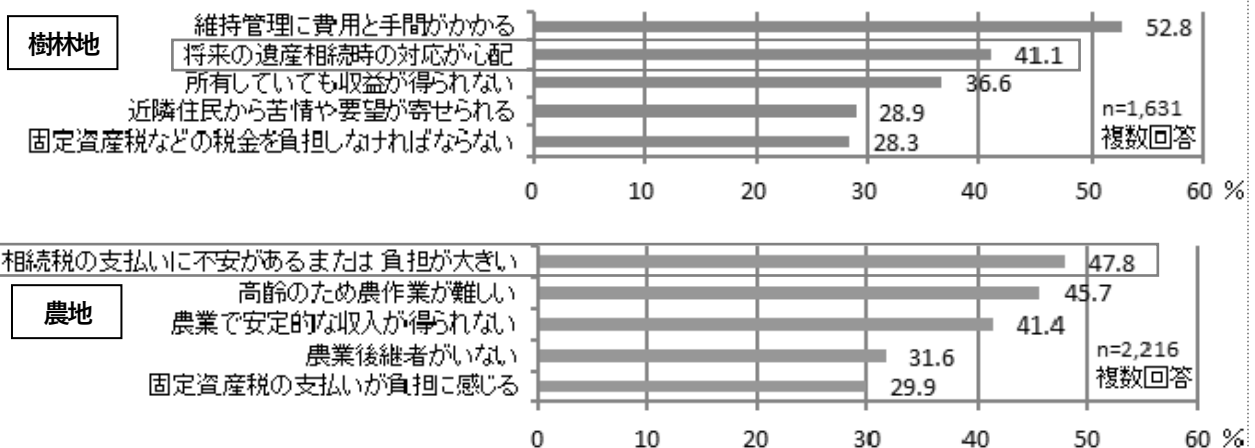
- 1 花と緑を活かして都市の魅力や賑わいを高める取組への支援の充実
 - ・ 交流や安らぎを生む花と緑を活かして、都市の魅力や賑わいを更に高めるとともに、都市の魅力の国内外への発信力を高めるため、花と緑による名所づくり・プロモーション等に取り組む地方自治体への財政支援の充実や、地方自治体間の広域的な連携への支援、国による国内外への情報発信の強化を提案します。
- 2 緑地保全に係る税制上の負担軽減措置の拡充、国有財産の取扱いの見直し
 - ・ 都市緑地法及び首都圏近郊緑地保全法において定められる緑地の相続税について、納税猶予制度の創設など、負担軽減措置の拡充を提案します。
 - ・ 都市公園の用地として借地している土地の相続税について、評価減の割合を引き上げるなど、負担軽減措置の拡充を提案します。

- ・都市緑地法及び首都圏近郊緑地保全法に基づく特別緑地保全地区の公有地化について、譲渡所得の特別控除額の引上げを提案します。
- ・地方自治体が行う公園緑地事業による緑地保全を促進するため、国有財産の買取を希望する地方自治体に対して、国有財産の1/3を無償貸付する優遇措置を適用することを提案します。

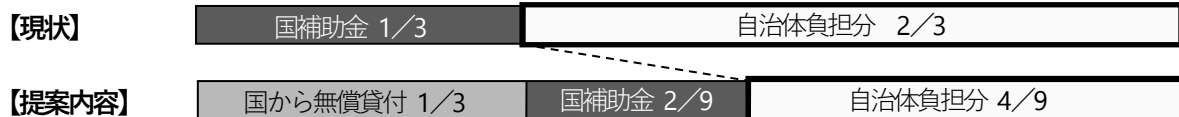
3 特定生産緑地の円滑な指定のための支援の充実

- ・市街化区域内の農地の保全を図るために、税制上の負担軽減措置が行われている「生産緑地」は、農業生産の場だけでなく、雨水浸透などのグリーンインフラとして、多面的な機能を持つ貴重な緑地です。
- ・横浜市では、「生産緑地」の約7割が、2022（平成34）年に指定から30年を迎えます。今後も「生産緑地」での営農が継続されるためには、税制上の負担軽減措置が延長される「特定生産緑地」の指定を円滑に行う必要があります。
- ・指定後30年を経過する「生産緑地」について、土地所有者による同意や市町村による指定関係事務の負担軽減を図る、統一的なガイドラインの早期作成や事務の簡略化など、「特定生産緑地」の円滑な指定を行うための支援を充実することを提案します。

■参考1：所有者意識調査（平成29年度実施）：樹林地や農地を所有する上での課題



■参考2：国有財産の買取を希望する地方自治体への優遇措置



■参考3：横浜市の生産緑地の指定状況

	面積	箇所数
2018（平成30）年1月1日現在の生産緑地	289 ha	1,658 箇所
2022（平成34）年に指定後30年を迎える生産緑地*	206 ha	1,189 箇所

※2022（平成34）年に指定後30年を迎える生産緑地の割合：約7割

持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援

国土交通省、財務省

- 1 公共用水域の水質改善や省エネ・創エネを一層推進する下水道施設の改築への支援
- 2 地球温暖化による気候変動に適応した浸水対策への支援

【提案の背景・必要性】

- 1 公共用水域の水質改善や省エネ・創エネを一層推進する下水道施設の改築への支援
 - ・ 国の財政制度等審議会において、下水道事業について、維持管理・更新が今後の主要課題になることを踏まえ、**受益者負担やコスト縮減を徹底すべきであり、汚水事業に係る改築費用は、原則、使用料で賄うべきとの観点から、国庫補助を引き下げる趣旨の議論**がなされました。しかし、こうした視点のみによる議論は、下水道が、使用者だけでなく、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全、大規模地震時におけるトイレ機能の確保など、不特定多数にも便益が及ぶものであり、**極めて公共性・公益性の高い役割を担っている実態と大きくかい離**しています。
 - ・ 国においても、水質汚濁防止法で、地方自治体を実施する生活排水対策に対し財政上の援助に努めなければならないと定めているほか、国庫補助については、新設・改築ともに国が義務的に支出する負担金と整理され、その補助率等が平成4年度の閣議において恒久化することが了解されるなど、**従来から下水道の公共性・公益性を踏まえた国の責務が明確に示されてきました**。
 - ・ また、横浜市をはじめとした大都市では、人口急増期に集中的に整備した下水道施設の老朽化が一斉に進む中、持続可能な社会の構築に向けて、国土強靱化や地球温暖化対策等の新たな課題への対応も求められています。今後の老朽化対策は、**多発する道路陥没の未然防止、公共用水域の更なる水質改善、エネルギー消費や温室効果ガスの排出が膨大な下水道事業における省エネ・創エネなど、下水道の公共的・公益的役割を高める形で改築を進める必要があります**。
 - ・ 今後、国の予算編成に向けて下水道事業のあり方を検討する上では、**受益者負担やコスト縮減という視点だけでなく、下水道の公共的・公益的役割を踏まえ、持続可能な社会の構築に向けて国・地方がともに取り組む視点を持って、議論を進めていただくことが必要**です。
- 2 地球温暖化による気候変動に適応した浸水対策への支援
 - ・ 地球温暖化に伴う局地的な大雨等による浸水被害への対策は、国土強靱化の推進に不可欠であり、特に人口や資産が集中している大都市では、浸水リスクの回避が重要です。

- 横浜市では、「気候変動適応方針」を策定し、保水・遊水機能を有する樹林地・公園・農地等（グリーンインフラ）の保全・創出など、水と緑を一体的に捉えた、流域全体での総合的な浸水対策に取り組んでいます。また、現在策定中の2018（平成30）年度を初年度とする「新たな中期計画」では、2030（平成42）年を展望した中長期的な戦略の一つとして「未来を創る強靱な都市づくり」を掲げ、局地的な大雨等に強い都市づくりを進めることとしています。

【提案内容の説明】

- 公共用水域の水質改善や省エネ・創エネを一層推進する下水道施設の改築への支援
 - 下水道の改築については、受益者負担やコスト縮減の視点に偏ることなく、下水道の公共的・公益的役割を踏まえていくことが必要です。下水道施設の改築に合わせた、公共用水域の更なる水質改善に資する高度処理施設や、省エネ・創エネに資する高効率機器等の導入について、社会資本整備総合交付金等の所要額を確保するとともに、重点配分項目を設定することを提案します。
- 地球温暖化による気候変動に適応した浸水対策への支援
 - 総合的な浸水対策を推進するために必要な社会資本整備総合交付金等の所要額を確保し、自然環境が有する貯留・浸透機能（グリーンインフラ）を活用した新たな浸水対策事業に対する支援を創設することを提案します。

図1：横浜市の汚水事業に係る改築事業費の見通し

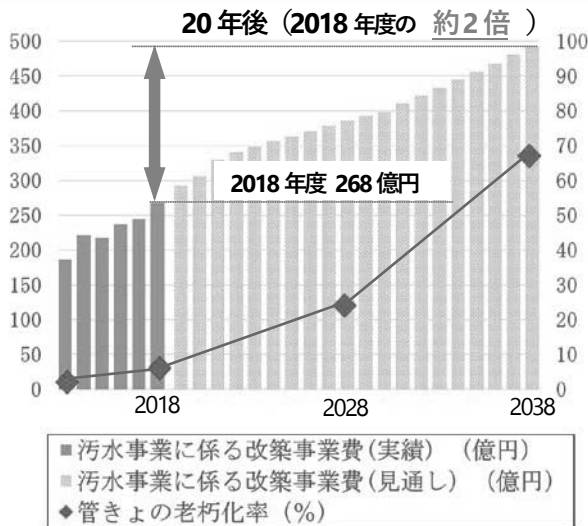


図2：横浜市の事務事業における温室効果ガス排出量の内訳

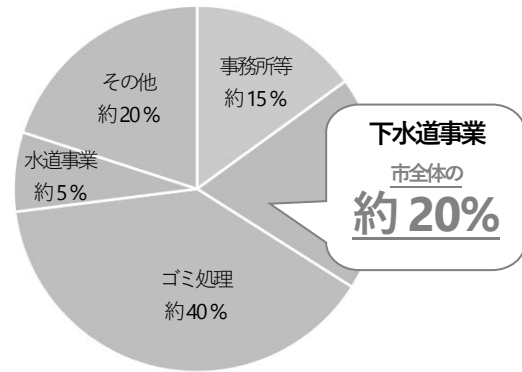


図3：横浜市内における短時間降雨量（50mm/h）以上の発生日数

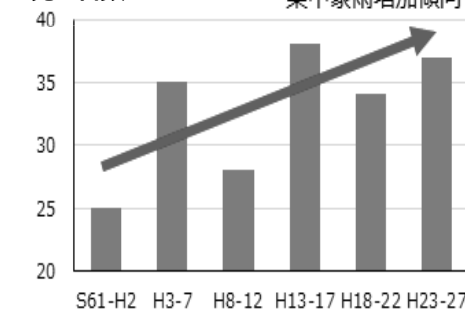


図4：グリーンインフラを活用した浸水対策の例



グランモール公園（みなとみらい地区）

国際競争力及び防災力強化に向けた 高速道路等の整備推進

国土交通省

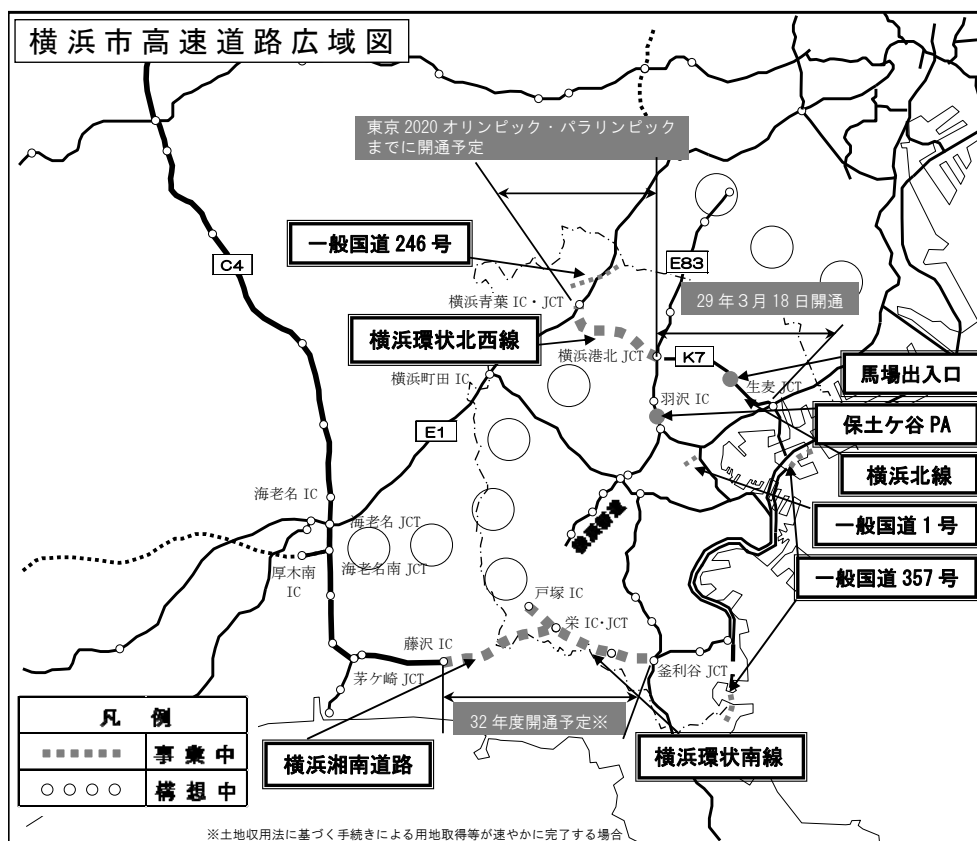
- 1 必要な道路整備を進めるための国の道路整備費枠の拡大
- 2 横浜環状北西線の東京 2020 オリンピック・パラリンピックまでの開通に向けた事業費の確保
- 3 圏央道（高規格幹線道路）へのアクセス道路の事業費確保
- 4 横浜環状南線及び横浜湘南道路の事業費増加分に対する有料道路事業の活用
- 5 横浜北線馬場出入口の開通に必要な関連街路の事業費の確保
- 6 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の促進
- 7 直轄国道の整備推進と補助国道整備の財源確保

【提案の背景・必要性】

- 1 国の掲げる「生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化」や「国民の安全・安心の確保」等の実現に必要な道路整備の財源となる社会資本整備総合交付金等について、全国の地方公共団体への配分率は要望額の 6 割程度であり、依然として低い水準です。
- 2 首都圏及び横浜市の国際競争力、防災対応力強化のためには、横浜環状北西線の整備が急務です。
- 3 圏央道（高規格幹線道路）へのアクセス道路については、横浜環状南線等と開通時期を合わせるため、計画的かつ集中的な投資が欠かせません。
- 4 横浜環状南線及び横浜湘南道路については、国の平成 27 年、28 年の事業評価監視委員会において、大幅な事業費の増加が決定されました。
- 5 横浜北線の整備効果を最大限発揮するためには、北線で唯一未開通である馬場出入口と、接続する大田神奈川線の早期開通が必要です。
- 6 横浜市内の渋滞箇所は、東西を結ぶ軸となる国道 1 号や、横浜新道、新横浜都心と横浜中心部を結ぶ主要な一般道などに集中しており、早急に対策を進める必要があります。
- 7 首都圏及び横浜市の発展を一層促進するためには、国道の整備を通じた他都市との円滑な交通と連携強化が必要です。また、補助国道については、直轄国道と同様に平常時・災害時を問わず安定的かつ安全・円滑に利用可能な道路網として着実な整備が必要です。

【提案内容の説明】

- 1 真に必要な道路整備を進めるために、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金を含む、**国の道路整備費枠**をこれまで以上に拡大することが必要です。
- 2 **横浜環状北西線及び本線へのアクセス道路（川向線）**が、東京2020オリンピック・パラリンピックまでに開通できるよう、今後も**着実な事業費の確保**が必要です。
- 3 **横浜環状南線及び横浜湘南道路へのアクセス道路（主要地方道原宿六ツ浦、田谷線、横浜藤沢線、環状3号線）**の整備に向けた**安定的な財源確保**が必要です。
- 4 **横浜環状南線及び横浜湘南道路の事業費増加分**については、本市の負担増とならないよう、**有料道路事業での対応**をお願いします。
- 5 **横浜北線馬場出入口の31年度までの開通**を達成するとともに、一体的に整備を進める**大田神奈川線の着実な事業費の確保**が必要です。
- 6 **国道1号（横浜新道～藤沢バイパス間）の渋滞対策や、第三京浜保土ヶ谷PA付近における出入口の設置促進、横浜新道の付加車線設置のため、所要の調査設計等を推進**することが必要です。また、「首都圏の新たな高速道路料金」について、横浜港に係る物流の効率化等の観点も含め、引き続き効果や影響を検証するとともに、**激変緩和措置の長期継続**が必要です。
- 7 直轄国道である**一般国道1号戸部付近及び一般国道246号荏田付近の現道拡幅、一般国道357号の着実な整備**が必要です。また、補助国道である**一般国道1号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区**の整備推進に向けて**個別補助化などの財源確保**が必要です。



提案の担当	道路局計画調整部事業推進課長	清水 裕之	TEL 045-671-2937
	道路局横浜環状北西線建設部横浜環状北西線建設課長	田中 洋介	TEL 045-671-2734
	道路局横浜環状道路調整課長	岡 靖之	TEL 045-671-3985

連続立体交差事業関連及び 道路の防災・安全対策の推進

国土交通省

1 連続立体交差事業関連の推進

(1) 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）の早期事業化に向けた着工準備費の確保

(2) 相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）の高架化に併せた関連道路事業費の確保

2 無電柱化推進に向けた財源確保と低コスト手法の早期実用化

3 道路施設の適切な維持管理と老朽化対策に向けた財源確保

【提案の背景・必要性】

- 1 連続立体交差事業は、複数の踏切の一斉除却により、踏切事故の解消と併せて、渋滞解消、バリアフリー化、防災力の向上、道路・市街地等との一体的な整備に伴うまちづくりの促進など、多面的で高いストック効果が期待できます。相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業については、平成30年3月末に着工準備採択され、今年度から5年を目途に事業化に向けた都市計画決定、環境影響評価等の手続きや国との協議等を進めていく必要があります。また、除却対象踏切10箇所すべてが「踏切道改良促進法」で指定された踏切であり、早急かつ計画的に対策を推進する必要があります。また、相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業については、30年秋に全線を高架化する予定ですが、ストック効果を早期発現させるためにも、高架化後速やかに周辺道路を完成させる必要があります。
- 2 無電柱化は、防災力の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成や観光振興等の観点から、取組をより一層推進していく必要があります。一方で、現在の一般的な整備手法である電線共同溝方式では、整備コストが高いことや、幅員の狭い道路への導入が困難なこと等が支障となっています。
- 3 横浜市が管理する橋りょうは、25年後に全体の約8割が建設後50年以上経過します。26年度から近接目視点検を進めている中で、橋りょうの約1割は判定区分Ⅲ（早期措置段階）、約8割は判定区分Ⅱ（予防保全段階）と診断しています。橋りょうをはじめとした多くの道路施設について、今後、点検結果を踏まえ補修の優先順位などを定めた長寿命化計画に基づき、老朽化対策を計画的かつ着実に進める必要があります。

【提案内容の説明】

- 1 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業については、早期事業化に向けた都市計画決定や、環境影響評価等の手続きを円滑に進めるため、**着工準備費の確保**が必要です。また、相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業については、立体交差化に併せた**星川停車場線等の周辺道路整備**に向けた**安定的な財源確保**が必要です。
- 2 **無電柱化を推進するための財源確保**と、直接埋設や小型ボックス活用埋設等の**省スペース化と低コスト化が図れる手法の早期実用化**が必要です。
- 3 橋りょうをはじめとした**道路施設の適切な維持管理と老朽化対策**には、点検結果に基づく計画的な老朽化対策を進めるための、**交付金の更なる拡大**が必要です。

■相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 ■相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業

【検討区間】 二俣川駅～西谷駅 約2.7km

【実施区間】 星川駅～天王町駅 約1.9km

【踏切除却数】 10 か所（うち開かずの踏切5 か所）

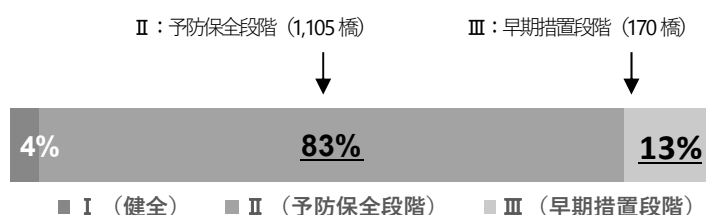
【踏切除却数】 9 か所（全て開かずの踏切）



■横浜市の無電柱化の推進の取組

- ・「**道路法第37条に基づく緊急輸送路における新たな電柱の占用制限**」（平成29年4月1日施行）
全国に先駆け、新たな電柱の占用制限を開始しました。
- ・「**無電柱化を推進する市区町村長の会**」の活動
横浜市長が副会長を務める「無電柱化を推進する市区町村長の会」において、無電柱化に関する要望を国等に行うなど、無電柱化を推進する取組を行っています。
- ・「**横浜市無電柱化推進計画**」の策定検討
都市の防災力の向上の観点、良好な都市景観形成や観光振興の向上の観点から、無電柱化を推進する路線等を検討しています。今後、推進計画をとりまとめ、無電柱化に取り組んでいきます。

■市内橋りょうの点検結果（判定区分） H26～H29 全数



欠損した見晴橋（架け替え済）

提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課鉄道交差調整担当課長 栗本 高史 TEL 045-671-2757
 道路局計画調整部企画課長 樹岡 龍太郎 TEL 045-671-2746
 道路局建設部橋梁課長 安達 秀昭 TEL 045-671-2752

鉄道整備事業の推進

国土交通省

- 1 充実した鉄道ネットワークの構築に向けた取組（高速鉄道 3 号線の延伸等）への支援や補助制度の拡充
- 2 駅機能の改善や高度化に向けた予算措置及び補助制度の拡充・柔軟な運用
- 3 神奈川東部方面線整備事業の着実な推進
- 4 高速鉄道 4 号線の 6 両編成化事業に対する支援

【提案の背景・必要性】

1 充実した鉄道ネットワークの構築に向けた取組（高速鉄道 3 号線の延伸等）への支援や補助制度の拡充

- ・ 交通政策審議会答申第 198 号（平成 28 年 4 月）において、横浜市内では、高速鉄道 3 号線の延伸、横浜環状鉄道などの路線が、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置付けられています。
- ・ 横浜市では、高速鉄道 3 号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）について、29 年度から横浜市交通局を事業候補者とし、必要な調査検討を進めており、30 年度内に事業化の判断を行います。

2 駅機能の改善や高度化に向けた予算措置及び補助制度の拡充・柔軟な運用

- ・ 横浜市では、駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めており、駅舎のバリアフリー化やシームレス化、ホームドアの整備等による安全対策、新たなホームの設置等による利便性向上など、駅機能の改善や高度化に向けた取組の必要性が高まっています。

3 神奈川東部方面線整備事業の着実な推進

- ・ 相鉄・JR 直通線は、31 年度下期に開業する予定です。また、相鉄・東急直通線は、34 年度下期開業に向け、工事が最盛期を迎えます。
- ・ 開業に向けて市民の期待も大いに高まっており、横浜市にとって大変重要な路線であるため、引き続き、着実に事業を進めることが必要です。

4 高速鉄道 4 号線の 6 両編成化事業に対する支援

- ・ 高速鉄道 4 号線（グリーンライン）は、車両や設備を当初計画時の 6 両編成から 4 両編成に縮小するなどして、建設費の縮減を図り、20 年 3 月に開業しました。
- ・ 開業後、沿線の人口定着が進む中、横浜市域北部の市民の東京圏への通勤・通学等を支える路線として、乗車人員が年々増加しています。特に、朝のラッシュ時間帯の混雑が深刻になっており、ダイヤ改正や本数増加による運転間隔の短縮などにより対策を進めています。
- ・ 今後、沿線の市街化区域化が予定されているなど、人口増加が見込まれ、乗車人員の更なる増加が目前に迫っており、輸送力増強が喫緊の課題となっています。

【提案内容の説明】

1 充実した鉄道ネットワークの構築に向けた取組（高速鉄道 3 号線の延伸等）への支援や補助制度の拡充

- ・ 交通政策審議会答申路線の整備により、充実した鉄道ネットワークを構築するため、**高速鉄道 3 号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）等について、事業化に向けた取組への支援や補助制度の拡充**を提案します。

2 駅機能の改善や高度化に向けた予算措置及び補助制度の拡充・柔軟な運用

- ・ ホームドアの整備促進のため、**確実な予算措置と、新たなタイプのホームドアの早期実用化に向けた支援の拡充**を提案します。
- ・ 駅機能に関しては、駅によって課題が多様であることから、**駅機能の改善や高度化を支援する補助制度について、個々の駅の実情に対応した拡充や柔軟な運用**を図ることを提案します。

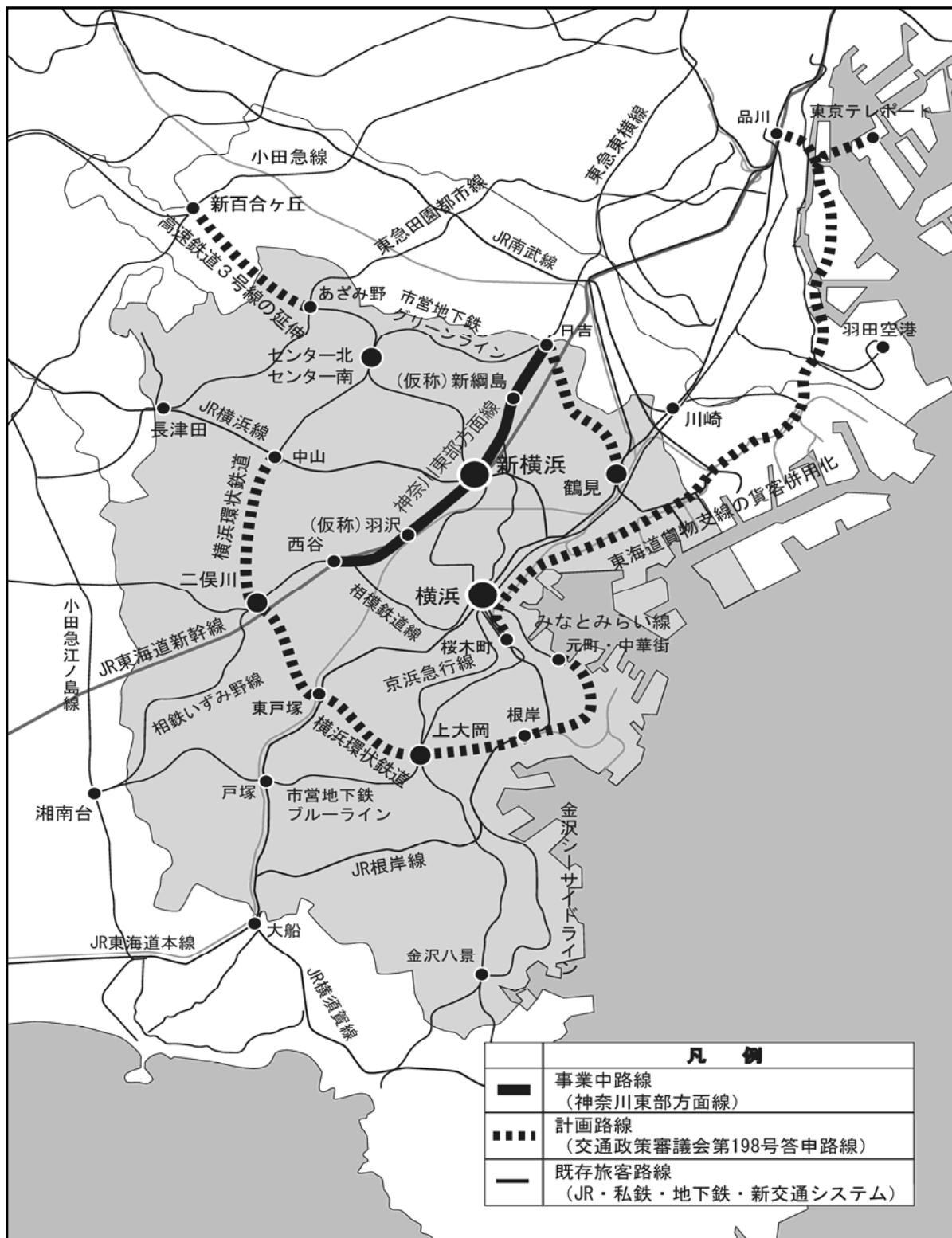
3 神奈川東部方面線整備事業の着実な推進

- ・ **神奈川東部方面線整備事業**について、整備主体である（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構や関係者による工程管理及び事業費の執行管理を実施するとともに、**国費をはじめとする事業費の所要額を確保するなど、事業の確実な推進**を提案します。

4 高速鉄道4号線の6両編成化事業に対する支援

- ・ **高速鉄道4号線**について、需要に見合った輸送力を確保し、旅客の安全確保や負担軽減、定時性の確保などを図るため、**6両編成化事業の円滑な実施に向けた支援**を提案します。

■交通政策審議会答申第198号に位置づけられた路線（横浜市関連）



提案の担当	／ 都市整備局都市交通部都市交通課長	橋詰 勝彦	TEL 045-671-3515
	都市整備局都市交通部都市交通課鉄道事業推進担当課長	千葉 健志	TEL 045-671-2716
	交通局高速鉄道本部営業課長	赤松 美直	TEL 045-326-3851
	交通局工務部施設課長	高木 一行	TEL 045-326-3871
	交通局総務部経営企画課長	真籠 俊彦	TEL 045-326-3822

超小型モビリティの実用化の推進

国土交通省

超小型モビリティの本格普及へ向けた早期の制度構築

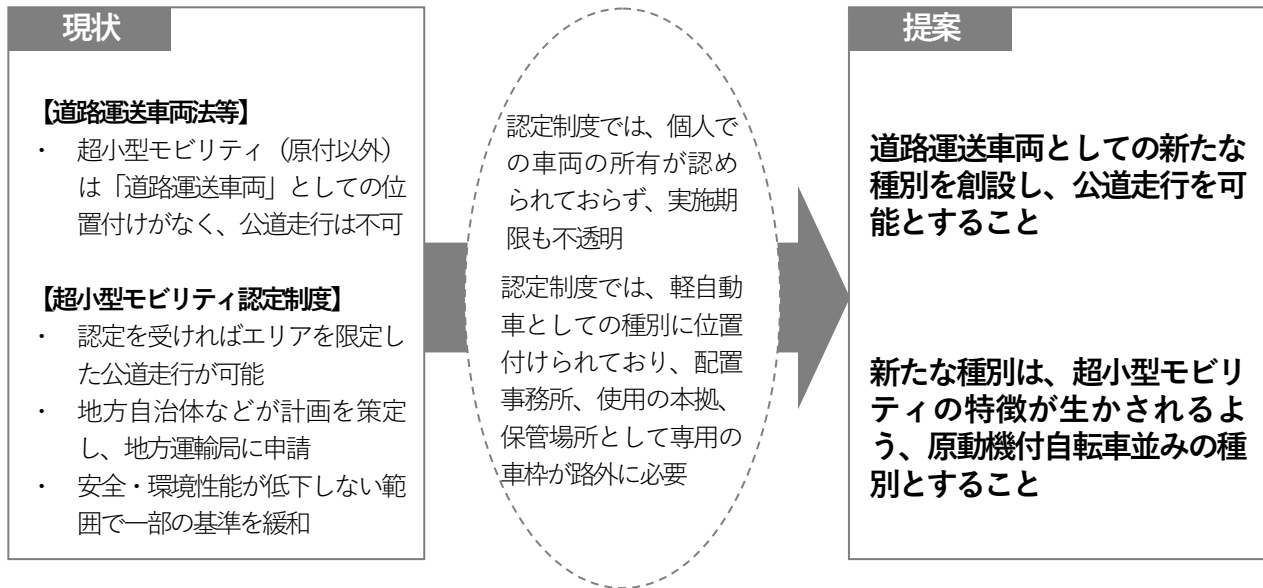
【提案の背景・必要性】

- ・ 超小型モビリティについては、従来の自動車よりコンパクトで小回りが利くため、環境性能に優れた地域の手軽な移動手段として普及が期待されていますが、現行制度では、道路運送車両法上の位置づけがなく、公道での走行ができません。
- ・ 国においては、地方自治体での先導的・試行的な導入を図るため、平成 24 年度から、エリアや車両を限定して、道路運送車両法に基づく公道走行を可能とするための認定制度を設けており、横浜市では、低炭素型次世代交通の普及促進の取組の一環として、超小型モビリティのカーシェアリング等の実証実験に取り組んでいます。
- ・ また、国土交通省が関係省庁、地方自治体、メーカー、有識者等と行った「地域と共生する超小型モビリティ勉強会」の取りまとめ（30 年 5 月）では、「2020 年をターゲットとし、それ以降に本格普及・量産化を目指すロードマップに沿い、具体的な取組が行われていくことが望ましい」という方向が示されました。
- ・ 実証実験での利用を通じて、超小型モビリティに対する市民の理解は深まっていますが、認定制度では、個人での車両の所有が認められておらず、実施期限が不透明であることなどから、自動車メーカーによる車両の市販化が行われず、普及は進んでいません。

【提案内容の説明】

- ・ 超小型モビリティについて、低炭素社会を実現するための重要なツールとしての本格普及に向けて、**道路運送車両としての新たな種別を創設し、公道走行を可能とすることを提案**します。
- ・ また、**新たな種別については、コンパクトで小回りが利くなどの特徴が生かされるよう、原動機付自転車並みの種別とすることを提案**します。

■超小型モビリティの本格普及へ向けた早期の制度構築



■道路運送車両法における道路運送車両の種別

	原動機付自転車	新たな位置付けが必要	自動車	
	第一種原動機付自転車 	超小型モビリティ 	軽自動車 	普通自動車 小型自動車 
道路運送法 80 条	適用外	適用外	適用	適用
自動車の保管場所の確保等に関する法律 3 条	適用外	適用外	適用	適用

※ **道路運送車両法 第2条**
この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

道路運送車両法 第7条
次に掲げる事項を記載した申請書に提出し、かつ、当該自動車を提示しなくてはならない。
五 使用の本拠の位置（他号省略）

道路運送法 第80条
自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。

自動車の保管場所の確保等に関する法律 第3条
自動車の所有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所を確保しなければならない。

ふ頭機能の再編等による横浜港の国際競争力強化

国土交通省、文部科学省

1 物流機能の強化

- (1) BC 岸壁延長など本牧ふ頭再編による機能強化
- (2) 新本牧ふ頭の早期事業化
- (3) 南本牧ふ頭 MC4 の早期整備
- (4) 基幹航路維持・拡大に向けた港湾コスト低減や集貨推進
- (5) ロジスティクス機能の集積・強化に向けた支援
- (6) 大黒ふ頭の岸壁整備・再編による自動車取扱機能の強化
- (7) 平成 32 年の LNG バンキング 拠点本格始動に向けた支援

2 クルーズ客船受入機能の強化と賑わい創出

- (1) 大黒ふ頭の超大型客船受入拠点形成に向けた CIQ 施設等の整備支援や P3・P4 岸壁の早期整備
- (2) 新港ふ頭等での受入施設整備やその周辺の回遊性を高める歩行者デッキ等の整備への支援
- (3) クルーズ船のホテルシップ活用に向けた施設整備への支援
- (4) 山下ふ頭再開発に伴う基盤施設等整備への支援
- (5) 帆船日本丸の重要文化財としての保存・活用への支援

3 安全・安心な港づくり

- (1) SOLAS 制限区域の警備体制確保、設備更新への支援
- (2) 「ヒアリ」等の特定外来生物の侵入・定着防止や「クサギカメムシ」等の輸出貨物への付着防止への支援
- (3) 海岸保全施設整備に係る事業費確保

【提案の背景・必要性】

- 横浜港は「物流機能」・「客船受入機能」の双方で国際競争力の強化を目指しています。物流機能の強化としては、本牧ふ頭・南本牧ふ頭・新本牧ふ頭をコンテナ取扱拠点、大黒ふ頭を自動車取扱拠点に位置付けて整備を進めています。客船受入機能の強化としては、大黒ふ頭、新港ふ頭などで受入機能の充実を進めています。**国際競争力強化を実現するためには、国と連携してハード・ソフトの両面から各ふ頭機能の再編・強化を強力に推進していくことが不可欠です。**

【提案内容の説明】

1 物流機能の強化

- ・ ふ頭再編の中心となる本牧ふ頭では、大型コンテナ船の着岸を可能にするための **BC 岸壁延長**や **D5 ターミナル再整備**のほか、**C・D ターミナルの一体運用による利便性向上のための突堤間埋立**等を事業化していく必要があります。新本牧ふ頭や南本牧 **MC4** も含め、それら整備に対する**国費負担率の引上げ等の支援**が必要です。
- ・ 港湾コストを縮減するため、**施設の国有化促進**や港湾運営会社整備施設への**無利子貸付の割合増加**、**固定資産税軽減**のほか、ユーザーが直接ガントリークレーンを整備する場合等への**無利子貸付制度の適用範囲拡大**が必要です。また、基幹航路を運航する**大型コンテナ船の寄港促進に資する税負担の軽減措置**が必要です。
- ・ 横浜川崎国際港湾(株)による集貨支援事業の強化のため、**国の支援の継続、所要額確保や補助率の引上げ**が必要です。
- ・ 内航船を活用した集貨を充実させるため、専用バース整備や石油石炭税の軽減など、**釜山等への外航フィーダー航路と同等以上となる条件整備**が不可欠です。
- ・ 広域からの集貨や東京都心の交通環境改善などに資する方策として、**横浜港を利用する物流関係車両に対して圏央道通行料金を低減する制度創設**を提案します。
- ・ ロジスティクス拠点の形成に向け本牧ふ頭 A 突堤で**道路等の基盤整備**を進めるとともに、**荷役作業効率化のための AI・IoT 活用**や、港湾運営会社による高度化荷さばき施設の整備にかかる**用地の国有地化**、**無利子貸付制度の適用範囲拡大**等が必要です。
- ・ 大黒ふ頭の自動車取扱機能強化を推進するため、**P3・P4 岸壁の早期全面供用**を図るとともに、**ふ頭の再編整備**が必要です。
- ・ 船舶燃料の規制が強化される平成32年から横浜港がLNGバンカリング拠点として始動できるよう、**施設等整備や当面の運営にかかる経費への支援**が不可欠です。

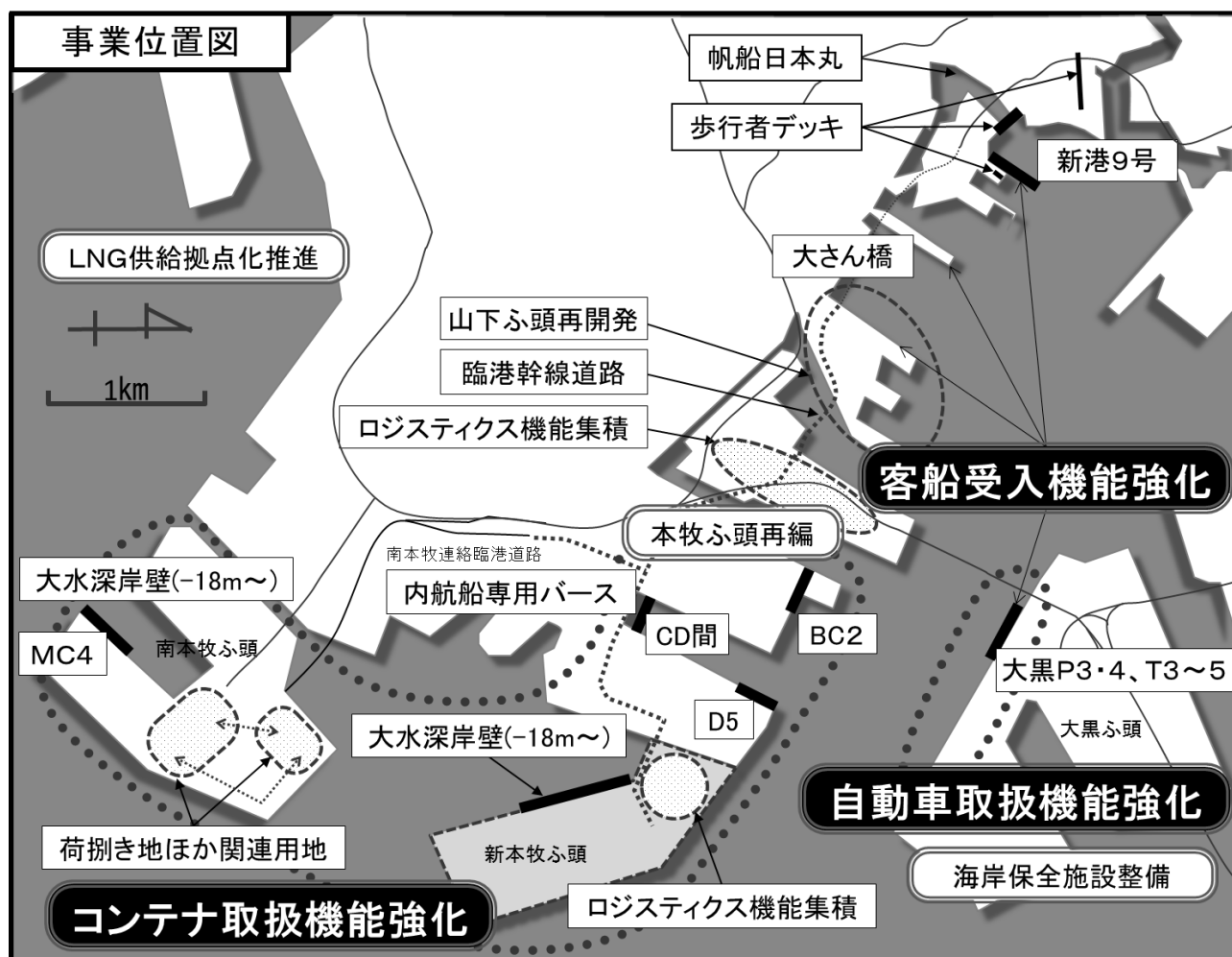
2 クルーズ客船受入機能の強化と賑わい創出

- ・ 超大型船の受入拠点の形成を図り、更なる寄港数増加につなげるため、**大黒ふ頭における CIQ 施設等の整備**を進めるとともに **P3・P4 岸壁の 32 年度早期全面供用**が必要です。
- ・ **新港ふ頭での客船受入施設整備**とともに、国際観光旅客税の創設を機に、より一層、訪日客へのおもてなし強化や周辺地区の回遊性向上による賑わい創出を図っていくため、**既存ターミナル（大さん橋）等の改修（快適空間創出・バリアフリー化等）**や**歩行者デッキ等（みなとみらい地区 20 街区周辺、新港ふ頭地区周辺等）の整備への支援**が必要です。

- ・クルーズ船をホテルシップとして活用する際、長期係留に伴う排水・廃棄物処理、宿泊者の利便性向上のための**施設整備**が必要です。
- ・山下ふ頭再開発に伴う**既存倉庫等の移転及び機能強化への支援**や臨港幹線道路をはじめとする**基盤施設等の整備**が必要です。
- ・29年9月に国の重要文化財に指定された**帆船日本丸**を、今後も大切に保存し、広く活用を図るため、**大規模修繕への支援**が必要です。

3 安全・安心な港づくり

- ・SOLAS 制限区域の保安対策徹底のため、**警備員の労働環境改善や保安設備の性能向上**が必要です。
- ・「ヒアリ」「アカカミアリ」等の**特定外来生物の侵入・定着を防ぐ**とともに、ニュージーランドで輸入検疫が強化された「クサギカメムシ」等の**輸出貨物への付着を防ぐ**ことが必要です。
- ・津波・高潮対策として、大黒ふ頭での**海岸保全施設の整備が急務**です。



先進的な港湾施設の着実な整備推進



南本牧ふ頭に寄港した超大型コンテナ船
(18,000TEU積)



新本牧ふ頭計画



自動車専用船で混み合う大黒ふ頭



客船寄港で賑わう
大さん橋国際客船ターミナル



再開発を推進する
山下ふ頭



総帆展帆 (帆船日本丸)



新港地区客船ターミナル (仮称) 完成イメージ



大黒ふ頭 CIQ 施設完成イメージ

提案の担当 / 港湾局政策調整部政策調整課担当課長
 港湾局政策調整部政策調整課長
 港湾局港湾物流部物流企画課長
 港湾局港湾物流部物流運営課長
 港湾局港湾物流部物流運営課担当課長
 港湾局みなと賑わい振興部客船事業推進課長
 港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課担当課長
 港湾局山下ふ頭再開発調整室山下ふ頭再開発調整課担当課長

御調 知伸 TEL045-671-2702
 成田 公誠 TEL045-671-2877
 斎藤 慎太郎 TEL045-671-2714
 岩上 教行 TEL045-671-2919
 永田 実 TEL045-671-2873
 林 総 TEL045-671-7237
 蝦名 隆元 TEL045-671-2885
 白井 一彦 TEL045-671-7313

アジアにおける MICE 分野の国際競争力強化

国土交通省、法務省

「グローバル MICE 都市」として海外競合都市との国際競争を勝ち抜くため、MICE 誘致・開催支援制度等の創設

- 1 誘致活動に利用できる誘致助成金制度や一定規模以上の国際会議を開催する際の会場使用料への助成制度の創設
- 2 大学における「カンファレンス・サービス」設置助成制度の創設
- 3 大型国際会議等の開催施設で搭乗・出国手続き等ができるチェックイン機能の設置

【提案の背景・必要性】

- ・平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略アクションプランにおいて、「2030年にはアジア NO.1の国際会議開催国として不動の地位を築く」という政府目標が掲げられ、都市の MICE 誘致力向上のために、横浜市は「グローバル MICE 戦略都市」（現「グローバル MICE 都市」）に選定されました。
- ・また、28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」では、観光先進国の実現に向けて政府一丸、官民一体となって取り組み、政府レベルでの MICE 誘致支援体制の構築・抜本的改善、最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現などの施策を展開することが掲げられました。
- ・さらに、31年1月から「国際観光旅客税」が創設され、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源が確保されることになりました。
- ・一方、アジア諸国の競合都市では、誘致助成金や施設使用料減免等を国策として実施し、国際競争力を強化しています。韓国では、誘致段階での会場視察のための宿泊・飛行機費用負担、会議参加者の宿泊料全額補助、公式バンケットの開催、文化・芸術プログラムの提供など、国が主導し、年々支援を拡大しています。
- ・国として MICE 誘致・開催支援に必要な制度を創設し、引き続き「グローバル MICE 都市」への支援を継続することにより、日本の MICE をけん引するための国際競争力を確保することが必要です。

【提案内容の説明】

- 1 誘致活動に利用できる誘致助成金制度や一定規模以上の国際会議を開催する際の会場使用料への助成制度の創設
 - ・ 国際会議の主催者へのインセンティブとなり、誘致に直接つながる支援策として、海外キーパーソンの視察受入費用や事前 PR 等、誘致活動段階から活用することのできる助成金制度や、一定規模以上の国際会議を開催する際に固定費として必須となる会場使用料に対する助成制度を創設することを提案します。

- 2 大学における「カンファレンス・サービス」設置助成制度の創設
 - ・ 大学等と連携して MICE 誘致・開催の促進を図るため、国際会議開催のポテンシャルの高い大学に向けて、誘致・開催事務を専門に行う「カンファレンス・サービス」設置のための助成制度を創設することを提案します。

- 3 大型国際会議等の開催施設で搭乗・出国手続き等ができるチェックイン機能の設置
 - ・ 28 年 3 月に、成田国際空港と関西国際空港の入国審査場に国際会議参加者等に向けたファーストレーンが設置されましたが、外国人の国際会議参加者数全国 1 位を誇るパシフィコ横浜の優位性を生かせるよう、「国際観光旅客税」の創設を機に更なる利便性の向上に向けて、大型国際会議等の開催施設に海外からの MICE 参加者が事前の手荷物預かりと搭乗・出国手続き等ができるチェックイン機能を設置することを提案します。

■参考1：世界におけるMICE開催件数の推移

順位	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
1 位	シンガポール	アメリカ	アメリカ	韓国
2 位	アメリカ	ベルギー	韓国	ベルギー
3 位	韓国	シンガポール	ベルギー	シンガポール
4 位	日本	韓国	シンガポール	アメリカ
5 位	ベルギー	日本	日本	日本/フランス

(出典) UIA 国際会議統計

【UIA 国際会議の基準】

1 国際機関・国際団体 (UIA に登録されている機関・団体) の本部が主催又は後援した会議で

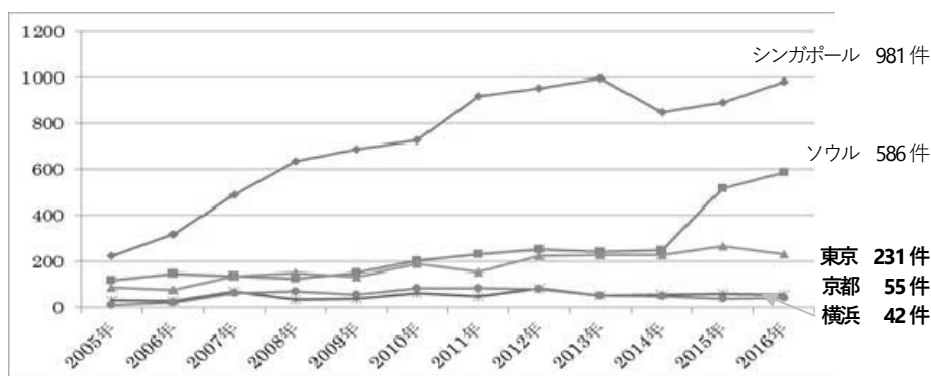
- (1) 参加者数 50 人以上
- (2) 参加国数 開催国を含む 3 か国以上
- (3) 開催期間 1 日以上

又は

2 国内団体もしくは国際団体支部等が主催した会議で

- (1) 参加者数 300 人以上 (うち 40%以上が主催国以外の参加者)
- (2) 参加国数 開催国を含む 5 か国以上
- (3) 開催期間 3 日以上

■参考2：アジア諸都市における MICE 開催件数の推移



(出典) UIA 国際会議統計

PCB 廃棄物の期限内処理に向けた支援の充実

環境省

- 1 PCB 廃棄物等の掘り起こし調査の促進に向けた法整備及び支援
- 2 広報・啓発の積極的な推進
- 3 中小企業に対する負担軽減措置の拡充

【提案の背景・必要性】

- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）では、PCB 廃棄物の保管事業者や、使用中の PCB 使用製品の所有事業者に対して、法で定める期間内の処分を義務付けています。
- ・ 処分期間は、処理施設の立地自治体との約束や国際条約に基づき設定されたもので、これを過ぎると処分ができなくなります。**保有の裾野が広い PCB 廃棄物等の処理を、短期間で集中的に、かつ確実に完了させるためには、国と地方が連携して対応することが不可欠**です。

【提案内容の説明】

1 PCB 廃棄物等の掘り起こし調査の促進に向けた法整備及び支援

- ・ PCB 特別措置法では、PCB 廃棄物等の状況を把握し、確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずるよう努めることが、都道府県や指定都市等の責務とされています。
- ・ PCB 廃棄物等の保有状況に関する掘り起こし調査の実施にあたっては、昭和 52 年 3 月以前に建築された事業用建物とその所有者のリストを作成し、**確実に建物所有者に調査票を送付することが必要**です。
- ・ これまで、法務局の建物登記情報によってリスト作成を進めていますが、建物の建築年次が含まれていないことや、登記名義人の住所・氏名の変更の登記が行われていないケースもあり、**PCB 廃棄物等の掘り起こし調査は難航**しています。
- ・ 指定都市等については、建物の建築年次や納税通知書の送付先等の情報（登記されていない情報を含む。）が含まれた固定資産税情報を保有している部署が同じ庁内にあることから、掘り起こし調査の促進に向け、**PCB 特別措置法において、固定資産税情報の内部利用を可能とする規定を設けることを提案**します。
- ・ また、多数の調査対象に対して、短期間で集中的に、かつ確実に調査を行えるよう、**地方自治体に対する財政支援の拡充を図ることを提案**します。

2 広報・啓発の積極的な推進

- PCB 廃棄物等を保有している事業者が幅広い分野にわたることを踏まえ、期間内の処分の呼びかけを効果的に行えるよう、**国全体で大規模かつ積極的に広報・啓発を行うこと**を提案します。

3 中小企業に対する負担軽減措置の拡充

- 中小企業に対しては、高濃度 PCB 廃棄物の処理費用について、国の助成制度が設けられていますが、安定器の処理先が東京から北海道に変更されたことなどに伴い、収集運搬や処分にかかる処理費用は大幅に増加しています。
- 処理費用の負担が重くなることで、PCB 廃棄物の処理の推進に支障を来す恐れがあることから、**中小企業に対する、高濃度 PCB 廃棄物の処分費用や収集運搬費用に係る負担軽減措置の更なる拡充**とともに、**低濃度 PCB 廃棄物についても分析費用を含む同様の助成制度の創設**を提案します。

■高濃度 PCB 廃棄物の処理期限・処理施設

種類	処理期限	横浜市内事業者の処理施設
変圧器・コンデンサー	平成 34 年 3 月 31 日	東京 PCB 処理事業所
安定器	平成 35 年 3 月 31 日	北海道 PCB 処理事業所 (※)

※国において、JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）東京 PCB 処理事業所での処理体制が確保できなかったため、PCB 廃棄物処理基本計画が平成 26 年 6 月に変更され、北海道 PCB 処理事業所で処理されることとなった。

■横浜市での掘り起こし調査対象数

調査対象	件数	対象者リスト
昭和 52 年 3 月以前に建築された事業用建物	約 53,000 棟	地方自治体が整備
自家用電気工作物設置者	約 15,000 件	国から提供

■固定資産税関係所有者情報の内部利用

「空家等の対策の推進に関する特別措置法」では、空家等の所有者等を把握できるよう、固定資産税関係所有者情報の内部利用を可能とする規定が設けられている（第 10 条第 1 項）。

■国による財政支援

地方交付税交付金の算定根拠の中で、「高濃度 PCB 使用製品等の調査経費」として、1 団体あたり 10,661 千円を措置（道府県における標準団体として人口 170 万人を設定して算出された額）。

提案・要望事項 府省別一覧

内閣官房

- ・都市間協力に基づく海外インフラビジネスの一層の推進 p17
- ・ラグビーワールドカップ2019™開催に係る支援 p19

内閣府

- ・女性活躍の取組の推進 p1
- ・地方分権改革の推進 p3
- ・「特別自治市」の早期実現 p5
- ・市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p7
- ・都心臨海部における都市再生の推進 p9
- ・待機児童対策の推進と保育・教育の安定的な基盤づくり p11
- ・国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p31

総務省

- ・地方分権改革の推進 p3
- ・「特別自治市」の早期実現 p5
- ・三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進 p15
- ・ラグビーワールドカップ2019™開催に係る支援 p19

法務省

- ・アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化 p75

外務省

- ・市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p7
- ・都市間協力に基づく海外インフラビジネスの一層の推進 p17

財務省

- ・市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p7
- ・都市間協力に基づく海外インフラビジネスの一層の推進 p17
- ・2025年問題の解決に向けた介護施設整備の促進 p39
- ・花と緑を活かした都市の魅力づくりのための制度・支援の充実 p57
- ・持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p59

文部科学省

- ・地方分権改革の推進 p3
- ・待機児童対策の推進と保育・教育の安定的な基盤づくり p11
- ・ラグビーワールドカップ2019™開催に係る支援 p19
- ・学校における働き方改革の取組の促進 p21
- ・小学校の児童支援を専任する教員の定数化 p23
- ・外国籍等児童生徒に対する支援の拡充 p25
- ・国と地方が一体となった文化芸術振興の推進 p27
- ・国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p31
- ・公共施設の老朽化対策の推進 p53
- ・ふ頭機能の再編等による横浜港の国際競争力強化 p71

厚生労働省

- ・ 地方分権改革の推進 p3
- ・ 待機児童対策の推進と保育・教育の安定的な基盤づくり p11
- ・ 2025年に向けた医療機能の確保 p29
- ・ 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p31
- ・ 放課後児童健全育成事業の充実 p33
- ・ 無料低額宿泊事業の適正化の推進 p35
- ・ 介護人材の確保・定着支援に向けた取組の推進 p37
- ・ 2025年問題の解決に向けた介護施設整備の促進 p39
- ・ 子どもの医療費助成の充実に向けた環境整備 p41
- ・ 国民健康保険に係る国庫負担金減額調整措置の見直し p43
- ・ 国民健康保険への財政支援の拡充 p45

農林水産省

- ・ 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催要請 p47

経済産業省

- ・ 都市間協力に基づく海外インフラビジネスの一層の推進 p17
- ・ 廃棄物発電事業の安定性確保に向けた小売電気事業者登録制度の充実 p49

国土交通省

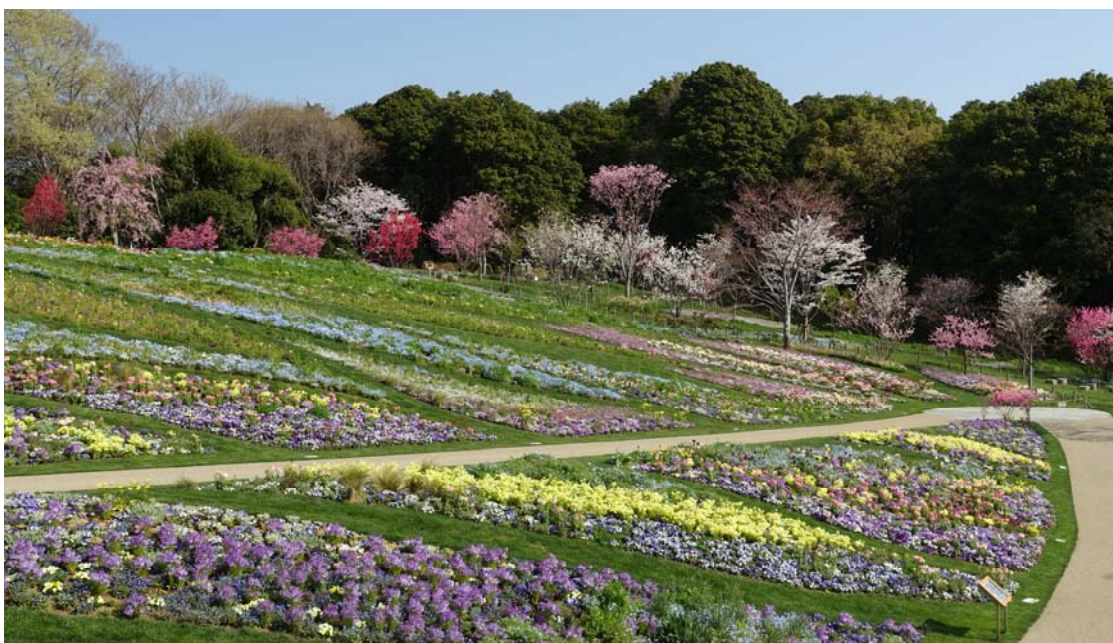
- ・ 地方分権改革の推進 p3
- ・ 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p7
- ・ 都心臨海部における都市再生の推進 p9
- ・ 都市間協力に基づく海外インフラビジネスの一層の推進 p17
- ・ ラグビーワールドカップ2019™開催に係る支援 p19
- ・ 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催要請 p47
- ・ 国及び国の関係機関の公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大 p51
- ・ 公共施設の老朽化対策の推進 p53
- ・ 花と緑を活かした都市の魅力づくりのための制度・支援の充実 p57
- ・ 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p59
- ・ 国際競争力及び防災力強化に向けた高速道路等の整備推進 p61
- ・ 連続立体交差事業関連及び道路の防災・安全対策の推進 p63
- ・ 鉄道整備事業の推進 p65
- ・ 超小型モビリティの実用化の推進 p69
- ・ ふ頭機能の再編等による横浜港の国際競争力強化 p71
- ・ アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化 p75

環境省

- ・ 都市間協力に基づく海外インフラビジネスの一層の推進 p17
- ・ 公共施設の老朽化対策の推進 p53
- ・ PCB廃棄物の期限内処理に向けた支援の充実 p77

防衛省

- ・ 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p7



ガーデンネックレス横浜 2018

上：みなとエリア（平成 30 年 3 月 24 日～6 月 3 日）

下：里山ガーデン（平成 30 年 3 月 24 日～5 月 6 日）

横浜市 政策局 大都市制度・広域行政室 大都市制度推進課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

Tel : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/daitoshi/teian/>